

第2次五泉市 総合計画 2017 2026

ずっと五泉。

～次の一步を、ともに未来へ～



五泉市

第2次五泉市総合計画の 策定にあたって



平成18年1月1日に旧五泉市と旧村松町が合併して、新たな「五泉市」となって11年が経過しました。

平成19年には、新しいまちづくりの指針として、平成19年度から平成28年度までの10年間の第1次五泉市総合計画を策定し様々な施策に取り組んで参りましたが、市民の皆様のご多大なるご尽力と惜しみないご協力により、合併当初に思い描いていた新しいまちの姿は一つ一つ形になり、その土台づくりはできてきたのではないかと感じております。

しかし、この間にも社会経済情勢や地方を取り巻く環境は大きく変化し、農業における働き手の高齢化や後継者不足、グローバル競争の激化や雇用形態の多様化による経済格差の拡大、地域コミュニティ機能の低下などにより、活力のある地域を維持することは困難となっています。特に、急速に進行する人口減少・少子高齢社会に対応し、持続可能なまちづくりを推進することは最も重要な課題となっています。

このような時代の流れの中で、活力あるまちづくりを行うとともにさらなる発展と飛躍をめざすため、この度、平成29年度から新たな10年間のまちづくりの方向性を示す「第2次五泉市総合計画」を策定しました。

第2次総合計画では、まちづくりの目標となる将来像を「**ずっと五泉。～次の一歩を、ともに未来へ～**」とし、市民の皆様が夢と希望を持ち、豊かさを感じながら、ずっと五泉市で暮らすことができるようにとの思いを込めております。

この将来像を実現し、さらなる未来を見据えたまちづくりを進めるため、今後とも全力で取り組んで参りますので、市民の皆様からの一層のお力添えをお願いいたします。

最後に計画の策定にあたり、ご協力をいただいた五泉市総合計画審議会委員、五泉市総合計画市民まちづくり会議委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通して貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様、市議会議員並びに関係者の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成29年4月

五泉市長 **伊藤 勝美**



目次

基本構想

1

第1章 趣旨・構成等	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と位置付け等	2
第2章 計画に求められる考え方	4
第1節 五泉市の特徴と魅力の認識	4
第2節 五泉市を取り巻く社会動向と課題	6
第3節 暮らしに対する市民意識	8
第4節 まちづくりの課題認識と基本姿勢	9
第3章 将来の目標	11
第1節 将来の都市像	11
第2節 五泉市のめざすべきすがた・方向性	12
第4章 これからの政策	14
第1節 将来像を実現するための基本政策	14
第2節 五泉市が取り組む17の政策	16
1. いきいきの泉 ～笑顔あふれる いきいきのまち～	16
2. 安心の泉 ～信頼あふれる 安心のまち～	17
3. ふれあいの泉 ～交流あふれる ふれあい豊かなまち～	18
4. 活気の泉 ～賑わいあふれる 活気あるまち～	19
5. 快適の泉 ～潤いあふれる 快適なまち～	19
6. 基本構想・基本計画の実現のために ～市民協働と信頼による自立したまち～	20

第1章 基本計画の位置付け	22
第1節 計画の趣旨	22
第2節 計画の期間	22
第3節 計画の構成	22
第2章 計画における財政計画	23
第1節 財政の状況	23
第2節 財政推計	24
第3章 前期基本計画の施策体系	26
第4章 「五つの泉」編	29

～笑顔あふれる いきいきのまち～

いきいき の泉

- 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり
 - ・生きる力を育む教育の推進
 - 30
 - ・教育環境の充実
 - 32
- ともに学び生きがいをもてるまちづくり
 - ・生涯学習の充実
 - 34
 - ・生涯スポーツの推進
 - 36
 - ・芸術文化活動の推進
 - 38
 - ・図書に親しむ環境づくりの推進
 - 40
 - ・文化財の保護と利活用
 - 42
- 一人ひとりが活躍できるまちづくり
 - ・高齢者の社会参加の推進
 - 44
 - ・障がいのある人の自立と社会参加への支援
 - 46

～信頼あふれる 安心のまち～

安心 の泉

- 安心して子育てができるまちづくり
 - ・親子の健やかな発達への支援
 - 48
 - ・保育支援の「量」と「質」の充実
 - 50
 - ・子育て支援の充実
 - 52
 - ・援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援
 - 54

●健康で安心して暮らせるまちづくり	
・健康づくりの推進	56
・疾病予防の充実	58
・食育の推進	60
・高齢者福祉・介護保険の充実	62
・医療及び保健福祉体制の充実	64
・社会保障制度の円滑な運営	66
●安全な生活環境を守るまちづくり	
・私たちをとりまく環境の保全	68
・安全・安心な水の供給	70
・交通安全と防犯の推進	72
・雪に強いまちづくりの推進	74
●非常時に十分な対応ができるまちづくり	
・消防・救急・救助体制の強化	76
・防災意識の高揚と防災施設整備の推進	78

～交流あふれる ふれあい豊かなまち～

ふれあいの泉

●青少年を地域ぐるみで育むまちづくり	
・青少年を地域ぐるみで育む環境づくり	80
●地域で支える福祉のまちづくり	
・地域における福祉活動の充実	82
●多様な文化にふれあえるまちづくり	
・国際化に向けた環境づくり	84

～賑わいあふれる 活気あるまち～

活気の泉

●活力ある商工業を育むまちづくり	
・商業の活性化	86
・工業の活性化	88
●魅力ある農林業を育むまちづくり	
・農産物のブランド化と安全で安心な食の推進	90
・農業の担い手育成と安定した経営の支援	92
・農地と農村の環境整備	94
・森林資源の利活用と保全	96
●地域の魅力を活かし高めるまちづくり	
・地域資源を活かした観光と都市交流	98
・雇用創出と環境整備	100
・地域の魅力を活かした定住と移住の促進	102

快適 の泉

～潤いあふれる 快適なまち～

- 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり
 - ・ごみの減量化とリサイクルの推進 104
 - ・生活排水の適切な処理による生活環境の改善 106
- 誰もが快適に暮らせるまちづくり
 - ・安全で快適な道路整備 108
 - ・公共交通の利用しやすい環境整備 110
 - ・快適な居住環境の整備 112
 - ・緑豊かな憩いの場の整備 114

第5章 「計画の推進」編 117

基本構想・ 基本計画の 実現のために

～市民協働と信頼による自立したまち～

- 市民と行政による協働のまちづくり
 - ・市民参加と協働による地域づくりの推進 118
 - ・平和と人権が尊重される社会の形成 119
 - ・男女共同参画社会の実現 120
 - ・情報公開と説明責任の充実 121
- 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり
 - ・健全で持続可能な財政運営と行政改革の推進 122
 - ・組織・機構改革の推進 123
 - ・人材育成の推進 124

付属資料

125

■ 諮問・答申

五泉市総合計画審議会

- ・第2次五泉市総合計画について（諮問） 127
- ・第2次五泉市総合計画について（答申） 128

■ 名簿

- ・五泉市総合計画審議会委員名簿 131
- ・五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿 132
- ・五泉市総合計画策定委員会名簿 133

■ 五泉市総合計画策定体制図 134

■ 第2次五泉市総合計画策定経過 135

■ 用語集（本文中の※印について解説） 136

基本構想

将来像

ずっと五泉。

～次の一步を、ともに未来へ～

第1節 計画策定の趣旨

平成18年に新生「五泉市」が誕生してから、11年が経過しました。

この11年間で、人口減少・少子高齢社会の加速化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化、そして経済のグローバル化など、日本の経済や社会の状況は大きく変化しています。

特に、人口減少・少子高齢社会への対応に関しては、将来に向けた持続的発展のため、地方創生や地域活性化に向けたさまざまな取り組みが、一層重要となってきました。

また、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震など、頻発する地震や豪雨などの自然災害は私たちの暮らしの安全・安心を脅かしています。

市民意識や生活スタイルが一層多様化する中、国及び地方自治体における財政状況の悪化など、本市を取り巻く社会環境は、複雑で困難な課題に直面しており、これまで以上に迅速かつ的確な行政運営が求められています。

こうした変化や新たなニーズに対応し、さらなる発展と飛躍をめざすため、これからの新しいまちづくりの目標や方向性並びにその実現のための基本施策を示す、第2次五泉市総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と位置付け等

(1) 構成と位置付け

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想

本市がめざす将来像や、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにするものであり、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想で示している将来の都市像や5つの基本政策に基づく17の政策を受け、その実現を図るための施策を体系的に示し、施策別に基本方針などを明らかにします。また、社会経済情勢や行政制度の変化に対応し、実効性を確保するため、前期と後期に分け、前期基本計画は平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間とします。

実施計画

基本計画に掲げた施策を効率的に実施するために、具体的な事業内容を明らかにするものです。計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行うものとします。

第1節 五泉市の特徴と魅力の認識

五泉市は、人口約5万2千人、市域面積351.9km²を有する地方都市です。緑豊かな山々や清らかな川の流れ、肥沃な大地など豊かな自然に恵まれています。これからのまちづくりには本市のおかれている位置付けや特徴・魅力などを、市民一人ひとりが認識・共有し、まちづくりの素材・資源として積極的に磨き上げ、活用していく必要があります。

立地環境

- 県都新潟市、阿賀野市、三条市、加茂市、田上町、阿賀町と隣接しています。
- 新潟駅から約25km（車で約50分）の距離圏域にあります。
- 東京へは鉄道で約140分、車で約4時間の位置にあります。



新潟市に近接

自然

キー

川・水

歴史文化



湧水・清流のまち

- 名峰「菅名岳」のふもとには多数の湧水地が存在します。
- 森林浴や川遊びを楽しめる早出川溪谷など、雄大な山々を数々の清流が流れる自然豊かなまちです。

歴史・文化のまち

- 五泉地区は、戦国時代には現在八幡宮のある場所に、上杉家家臣である甘糟備後守景継が城主となった五泉城がありました。
- 村松地区は、江戸時代には村松藩堀家三万石の城下町として栄え、現在も当時の街並みや風情を色濃く残す歴史と文化のまちです。



絹織物のまち

- 絹織物業は200年余の間、大切に培われてきた五泉の伝統産業です。その品質は広く認められ、京都の室町や名古屋へ高級白生地として出荷されています。

ニット産業のまち

- 日本一の生産高を誇るニット産地です。
- コンピュータや新鋭編機の導入による安定した量産システムと、長年培ってきた全国屈指の技術力は、大手アパレルから支持され、ファッション雑誌を賑わす人気ブランドの製品を数多く生産しています。

産業

ブランド

ワード

農

花

農業のまち

- 水が豊富で肥沃な大地から多くの農産物を生産しています。
- 米のほか、さといも、れんこん、ねぎ、キウイフルーツ、栗などの農産物は、県下有数の生産地となっています。

花のまち

- 水芭蕉、桜、チューリップ、ぼたんなどの花々が咲き誇るまちです。
- ぼたんは本市を代表する特産品の一つで、生産量と出荷額は共に全国で1、2位を争っています。
- 村松公園は春の桜や秋の紅葉、四季折々に咲き誇る花の公園で、「日本さくら名所100選」に選ばれています。

【図2. 本市の特徴・魅力(まちづくりの素材・資源)と着眼点】

第2節 五泉市を取り巻く社会動向と課題

(1) 人口減少と少子高齢社会

課題

労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会インフラの維持管理コスト

我が国の人口減少は平成20年に始まり、今後は若年人口の減少と老年人口の増加が加速的に進行し、2040年代には毎年100万人程度が減少すると推計されています。労働力不足による経済活力の減退や、年金・医療・介護などの社会保障費の増大などによる社会の活力の低下に加え、インフラ等の維持管理費の負担増大に伴う地方財政の逼迫など、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼします。

(2) 暮らしの安全・安心が求められる社会

課題

多様な災害リスク、防災意識、防犯・交通安全対策

近年、全国各地で大きな震災や記録的な豪雨が発生するなど、これまでの想定を超えるさまざまな自然災害が発生しています。こうした災害による被害を最小限に抑える減災の重要性が認識されるようになり、防災施設機能の強化だけでなく、行政や地域社会、企業、医療機関などがあらゆるリスクに対応できる体制づくりや意識醸成が求められています。また、多様化する犯罪への防犯対策や、高齢者の関係する交通事故、食の安全・安心確保に関する意識も一層高まっています。

(3) 地域経済を取り巻く変化

課題

産業構造の変革、国際化への対応、競争力強化、雇用対策

経済活動のグローバル化が進む中、多国間での人・物・情報の交流が活発化し、さまざまな経済連携の枠組みが構築されようとしています。経済活動の機会獲得をめぐる地域間での競争が激化する中、地方都市においても労働環境や雇用への影響が懸念されており、自立的かつ競争力のある産業構造の構築が重要となっています。

(4) 高度情報化の進展

課題

IoT*社会への対応、情報格差、情報セキュリティ

情報通信技術とその利用環境は急速に進歩し、経済活動や市民の暮らしは飛躍的に変化しました。今後もIoT (Internet of Things) による製造、医療、運輸、農業などさまざまな分野における進化に対応していく必要があります。その一方で、スマートフォンなどの情報通信機器が普及する中、その活用において世代間での格差が生じ、また個人情報の保護やコンピュータ・ウィルスへの対策など、情報セキュリティに関する課題も山積しています。

(5) 多様化する生活様式と価値観

課題

暮らし方・働き方の多様化、多様なニーズへの対応、地域コミュニティの活性化

国際化や情報化の進展に伴い、市民の価値観や生活様式は一層多様化しています。物質的な豊かさから心の豊かさを重視する傾向が強まる中、ワーク・ライフ・バランス※や男女共同参画などの考え方により、暮らし方や働き方に対する意識は変化しており、性別や世代に関わらず、個人の価値観や個性を尊重する意識も高まっています。市民一人ひとりの多様なニーズに対応したさまざまな選択が可能な社会づくりが求められています。その一方で、地域での連帯意識の希薄化、地域コミュニティの機能低下なども指摘されており、協働のまちづくり意識を高めることも重要となっています。

(6) 環境問題への対応

課題

地球温暖化、循環型社会※、再生可能エネルギー、低炭素社会

エネルギー消費やごみ処理問題などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の問題まで、環境問題は深刻化の一途を辿っており、その対策と解決が急務となっています。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー化の取り組みも進んでいますが、将来の世代に良好な環境を引き継ぐために、市民生活から事業活動に至る社会全体として環境への負荷の少ない循環型社会の取り組みが一層求められています。

(7) 地方分権と自治体運営

課題

市民参画、都市間連携、行財政の健全化

地方自治体の財政は全国的にも一層厳しい状況にあります。地方分権が進む中、効率的で自立性の高い自治体経営を図るとともに、都市間連携による機能分担も必要です。

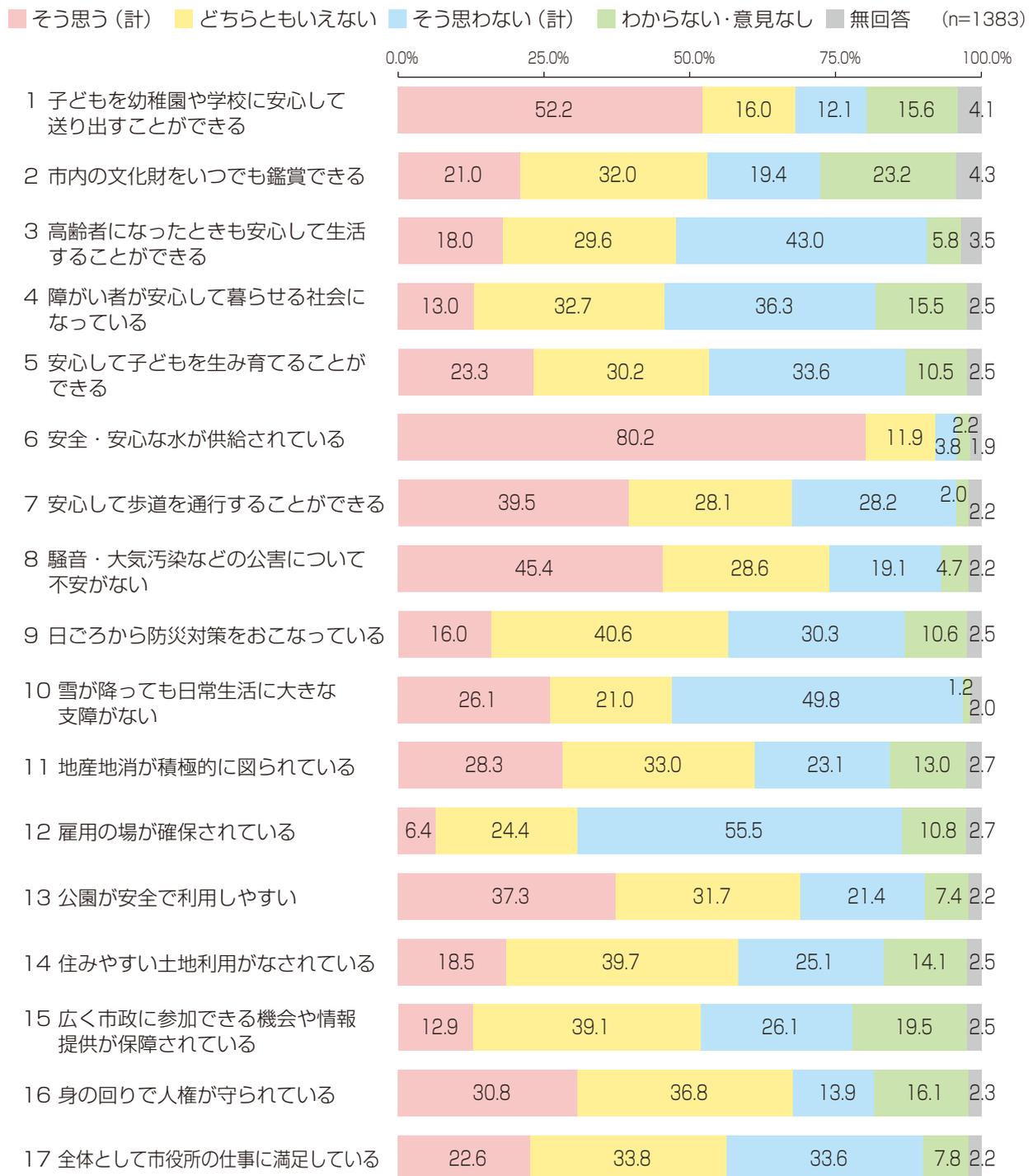
多様化する地域ニーズへの対応や地域課題を解決していくため、市民や事業者、NPO、ボランティア団体などの参画・協働による市民主体のまちづくりも求められます。また、市民の協力と理解が得られるよう、PPP※やPFI※など民間経営の手法の導入なども含め、限られた資源の重点的・効果的かつ効率的な投入に加え、行財政運営の透明性の向上やコスト削減といった健全化の取り組みが一層必要となります。

第3節 暮らしに対する市民意識

地域の暮らしに対する市民の意識は、肯定的な感じ方よりも否定的に感じている割合が高い項目が散見されます。特に、「雇用の場の確保」や「雪による影響」、「老後の生活」、「障がい者が安心して暮らせる社会」などで割合の差が大きくなっています。



あなたの住む地域（小学校区）のことや、あなた自身の感じ方についてお聞きします。あなたは次の各記述についてどう思われますか？



出典：第2次総合計画 五泉市政に関する市民意識調査結果報告書

第4節 まちづくりの課題認識と基本姿勢

(1) まちづくりの課題と視点

本市の現状や本市を取り巻く状況などを踏まえ、「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」の5つの視点から、まちづくりの主要な課題を整理します。

視点1 いきいきと暮らせるまち

まちづくりの主要な課題	キーワード
①未来を担う子どもたちの教育環境づくり	【家庭教育／地域教育／生きる力／教育環境】
②ともに学び生きがいがある地域社会づくり	【生涯学習／文化・スポーツ活動／文化財の保護】
③一人ひとりが活躍できる地域社会づくり	【高齢者の社会参加／障がい者の自立】

視点2 安心して暮らせるまち

まちづくりの主要な課題	キーワード
④安心して子育てができるまちづくり	【子育て支援／保育サービス／親のケア】
⑤心と体の健康づくり	【疾病予防／食育／健康寿命／高齢者福祉・介護／保健医療／社会保障制度】
⑥安全な生活環境づくり	【水の安心／犯罪や事故／環境保全／雪対策】
⑦安全・安心な市民の暮らしづくり	【防災対策／消防・救急医療】

視点3 ふれあいのあるまち

まちづくりの主要な課題	キーワード
⑧青少年を地域で育む社会環境づくり	【青少年の健全育成】
⑨市民・地域がともに支えあう福祉のまちづくり	【地域・学校などのボランティア活動】
⑩多様な文化にふれあえるまちづくり	【国際化への対応／外国人との交流】

視点4 活気のあるまち

まちづくりの主要な課題	キーワード
⑪商工業が活性化したまちづくり	【商業の活性化／工業の活性化】
⑫農林業の魅力を活かしたまちづくり	【農産物ブランド化／安全安心な食／農業経営と担い手育成／農地・森林等の保全】
⑬地域資源の魅力をもつまちづくり	【観光振興／都市間交流／雇用環境づくり／移住・定住促進】

視点5 快適に暮らせるまち

まちづくりの主要な課題	キーワード
⑭地球にやさしい循環型社会づくり	【ごみ減量化・リサイクル／生活排水処理・衛生】
⑮快適な都市基盤づくり	【道路／公共交通／居住環境整備】

(2) まちづくりの基本姿勢

本市の位置付けや取り巻く環境を踏まえ、まちづくりにおける課題を解決し、将来にわたり自立したまちとして持続的に成長し続けるために「協働」と「信頼」の2つの基本姿勢を掲げます。

基本姿勢

協 働

新たな価値や個性を創出しながら、市民それぞれの価値観を互いに認めあい、尊重する融和と協調の姿勢が求められます。その上で、行政がこれまで担ってきた役割を見直し、市民や事業者、NPO、ボランティアなど一人ひとりの創意工夫と行動力を結集することで、互いに地域を考え、地域を支えていく協働のまちづくりを進めます。



基本姿勢

信 頼

行政は、多様なニーズや課題に対応したサービスを提供できる体制づくりと健全な財政基盤づくりなど総合的な自治体経営力を強化するとともに、近隣自治体との連携に取り組むことで、市民のみならず市外を含めさまざまな団体や組織から信頼され選ばれるまちづくりを進めます。

第3章

将来の目標

第1節 将来の都市像

第2次五泉市総合計画では、次の将来像の実現をめざします。



ずっと五泉。～次の一歩を、ともに未来へ～



市民の誰もが安全・安心な環境で、潤いや安らぎを感じながら「ずっと」幸せに暮らし続けることができるまちをめざすとともに、市民と一体となってさらなる歩みを進め、より良い未来に向かってまちづくりに取り組んでいく姿勢を表しています。



第2節 五泉市のめざすべきすがた・方向性

(1) 将来人口の見通し

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」と表記）の推計値で平成72（2060）年には25,737人になるものと予想されています。この推計に基づく、本総合計画の目標年度に近い平成37（2025）年の人口は46,254人となります。

平成27年度に策定した「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」では、「自然動態の改善（出生率の向上）」、「社会動態の改善（人口の社会減の改善）」、「交流人口の拡大による地域の活性化」の3つの考え方により人口減少対策に取り組むことで、人口減少の抑制を図ることとしており、平成72（2060）年の将来人口35,626人をめざすものとしています。

本総合計画は、人口ビジョンにおける将来人口の見通しによる平成37（2025）年47,898人をもとに、平成38（2026）年度の目標人口を47,000人と想定します。

【図3. 人口の将来展望】

*平成27年度策定「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」より



【表1. 社会動態（転出抑制・転入促進）の仮定値】

	H22 (2010)	H32 (2020)	H42 (2030)
総人口	54,550人	49,959人	45,899人
年少人口 (0～14歳)	6,639人 12.2%	5,318人 10.6%	5,342人 11.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	32,480人 59.5%	27,024人 54.1%	23,813人 51.9%
老年人口 (65歳以上)	15,431人 28.3%	17,617人 35.3%	16,744人 36.5%

(2) 将来の都市構造と土地利用

本市は、五泉地区と村松地区にそれぞれ市街地が存在し、その周辺には農村地域が広く分布する都市構造を形成しています。それらの特徴を個々に活かすとともに相互が密接に連携・補完することにより、市全体として均衡のとれた持続可能な都市をめざしていくものとします。

また、土地は限りある資源であり、市民生活や産業経済活動の基盤となります。このため、土地利用に当たっては、本市の豊かな自然や歴史、文化、景観を活かすとともに、社会状況の変化に対応した総合的な視点により、計画的な活用を図っていく必要があります。

市街地は、居住機能をはじめ商業や医療等の高次都市サービス機能が集積した土地利用を図ります。また、市街地周辺部の農村地域では、自然景観や優良農地の保全に配慮しながら市街地との土地利用の調和を図ります。

(3) 公共施設の整備及び維持管理

人口減少や少子高齢化の進行が想定される中、市民ニーズの変化・多様化などによる公共施設の利用状況の変化や、合併に伴う特例措置の終了なども踏まえ、本市における公共施設の整備や維持管理に係る状況は、これまで以上に厳しいものとなることが想定されます。

今後は、中長期的な展望を視野に、将来の人口規模に見合った施設となるよう集約化や複合化を図り、指定管理者制度*をはじめPPP*やPFI*の活用も検討しながら、効果的かつ効率的な施設運営を行うこととします。また、現在の施設の老朽化の実態や財政の状況を踏まえながら、施設の総合的かつ計画的な管理に取り組むものとします。



第4章

これからの政策

第1節 将来像を実現するための基本政策

将来像『ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～（第3章 第1節）』を実現するために、「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」の5つの視点を基本政策として継承し、将来像を実現するためのテーマとして「五つの泉～五つの泉わき出す 愛せるまち～」を掲げ、まちづくりの分野を超えて横断的に施策を進めることとします。

将来像

ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～

基本政策

五つの泉

～五つの泉わき出す 愛せるまち～

いきいき
の泉

安心
の泉

ふれあい
の泉

活気
の泉

快適
の泉

「協働と信頼による自立したまち」

【図4. 5つの基本政策「五つの泉」】

基本政策

五つの泉

基本政策1

いきいき
の泉

～笑顔あふれる いきいきのまち～

具体的な政策

- 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり
- とともに学び生きがいをもてるまちづくり
- 一人ひとりが活躍できるまちづくり

基本政策2

安心
の泉

～信頼あふれる 安心のまち～

具体的な政策

- 安心して子育てができるまちづくり
- 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 安全な生活環境を守るまちづくり
- 非常時に十分な対応ができるまちづくり

基本政策3

ふれあいの
泉

～交流あふれる ふれあい豊かなまち～

具体的な政策

- 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり
- 地域で支える福祉のまちづくり
- 多様な文化にふれあえるまちづくり

基本政策4

活気
の泉

～賑わいあふれる 活気あるまち～

具体的な政策

- 活力ある商工業を育むまちづくり
- 魅力ある農林業を育むまちづくり
- 地域の魅力を活かし高めるまちづくり

基本政策5

快適
の泉

～潤いあふれる 快適なまち～

具体的な政策

- 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり
- 誰もが快適に暮らせるまちづくり

計画の推進

基本政策6

基本構想・
基本計画の
実現のために

～市民協働と信頼による自立したまち～

具体的な政策

- 市民と行政による協働のまちづくり
- 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

第2節 五泉市が取り組む17の政策

1. いきいきの泉 ～笑顔あふれる いきいきのまち～

(1) 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり

まちづくりのキーワード

生きる力
自立
教育環境

- 学校・家庭・地域など社会が一体となって、未来を拓く子どもたちが、社会においてたくましく生きていく力を身に付けることができるまちをめざします。
- 子どもたちの興味・関心を引き出し、求められる資質・能力を育む教育環境が整ったまちをめざします。

(2) とともに学び生きがいをもてるまちづくり

まちづくりのキーワード

生涯学習
生涯スポーツ
芸術文化活動
読書活動
文化財保護

- 地域の特色を活かした学習ができる環境をつくり、すべての市民が、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができ、学ぶ喜びと学び合う喜びを実感できるまちをめざします。
- 子どもから高齢者まで、すべての市民が気軽に体力づくりを行うことで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることのできるまちをめざします。
- 市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行うことで、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするまちをめざします。
- 市民が、知的好奇心を満たし、生涯を通して読書を楽しむことができるまちをめざします。
- 郷土の自然や歴史、文化財など地域の財産への理解を深め、市民がそれらを誇りにすることができるまちをめざします。

(3) 一人ひとりが活躍できるまちづくり

まちづくりのキーワード

高齢者
障がい者
自立支援
社会参加

- 高齢者が気軽に集い、参加できる交流の場をつくり、地域社会の中で活躍できるまちをめざします。
- 市民が「障がい」への理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちをめざします。

2. 安心の泉 ～信頼あふれる 安心のまち～

(4) 安心して子育てができるまちづくり

まちづくりのキーワード

子育て支援
保育サービス
経済的支援

- 安心して子どもを産み、健やかにのびのびと育てることができるまちをめざします。
- すべての家庭が安心して子育てと仕事を両立でき、子どもたちが豊かに育っていくことができるまちをめざします。
- 親だけでなく子育てにかかわるすべての人の負担をやわらげ、安心して子育てができるまちをめざします。
- 援助を必要としている子どもや家庭を支え合い、安心して生活ができるまちをめざします。

(5) 健康で安心して暮らせるまちづくり

まちづくりのキーワード

健康づくり
疾病の予防
食生活
地産地消
介護予防
高次医療・救急医療
社会保障

- 市民一人ひとりが、自分の健康レベルを知り、主体的に健康づくりや健康管理、疾病予防を行うことで、生涯にわたりいきいきと健康に暮らすことのできるまちをめざします。
- 市民それぞれが、食について自ら考え、健全な食習慣を実践し、健康で心豊かな生活ができるまちをめざします。
- 市民が、生涯を住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。
- 誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い医療を受けることができるまちをめざします。
- さまざまな病気や緊急時に、迅速かつ適正な医療が受けられる救急医療体制の整ったまちをめざします。
- 誰もが不安なく安心して、健康で文化的な生活を維持することができるまちをめざします。

(6) 安全な生活環境を守るまちづくり

まちづくりのキーワード

環境保全
水道
交通事故・犯罪防止
雪対策

- 市民をとりまく身近な環境を守り、将来の世代に良好な環境を継承することができるまちをめざします。
- 水環境が保全され、安全で安心な生活用水が安定して供給されているまちをめざします。
- 市民生活の中に交通事故や犯罪などがなく、安全・安心な暮らしができるまちをめざします。
- 豪雪地帯にあっても、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。

(7) 非常時に十分な対応ができるまちづくり

まちづくりのキーワード

消防・救急・救助
防災意識・体制

- 市民が一体となって、火災、事故、自然災害などから市民の生命と財産を守る消防・救急・救助の体制が整ったまちをめざします。
- 地震や台風、大雨などさまざまな災害に対応できる体制が整った、災害に強いまちをめざします。

3. ふれあいの泉～交流あふれる ふれあい豊かなまち～

(8) 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり

まちづくりのキーワード

青少年健全育成

- 家庭や学校、各団体などが地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長することができるまちをめざします。

(9) 地域で支える福祉のまちづくり

まちづくりのキーワード

ボランティア活動

- 地域や学校、職場など多様な立場・機会の中で、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、関わりながら、住み慣れた地域において地域ぐるみで福祉を支えあうまちをめざします。

(10) 多様な文化にふれあえるまちづくり

まちづくりのキーワード

国際交流／国際理解

- さまざまな国と交流し、異文化との交流への理解を深め、国際感覚の豊かな地域社会を育むとともに、外国籍市民にとっても暮らしやすいまちをめざします。

4. 活気の泉 ～賑わいあふれる 活気あるまち～

(11) 活力ある商工業を育むまちづくり

まちづくりのキーワード

商業・工業の活性化
産業振興
企業支援

- 歴史・文化・産業などの既存資源の活用により地域に根ざした商業活動が活性化し、まちなかが賑わっているまちをめざします。
- 地場産業をはじめとする各種産業が活性化し、国内外で十分な競争力を発揮できる活気に満ちたまちをめざします。

(12) 魅力ある農林業を育むまちづくり

まちづくりのキーワード

ブランド農産物
情報発信
地産地消
農業経営
生産基盤
森林資源

- 清らかな水、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、ブランド力の高い特色ある農産物を生産するまちをめざします。
- 後継者の確保・育成と複合営農などにより、将来にわたり農業経営が安定したまちをめざします。
- 豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農業生産基盤と生活基盤が整ったまちをめざします。
- 広大な森林が、水資源の涵養や国土保全などの公益的な機能を発揮しつつ、市民生活への憩いと潤いを与え、地域産業資源として有効活用されているまちをめざします。

(13) 地域の魅力を活かし高めるまちづくり

まちづくりのキーワード

観光交流
雇用創出
定住・移住促進

- 観光地としての情報発信力を強化し、来訪者の満足度の高い、活気と魅力のあふれる交流のまちをめざします。
- 魅力ある雇用の場が生まれ、働きやすい環境が整ったまちをめざします。
- 豊かな暮らしの魅力を活かし、若い世代が定住し続けるとともに、市外からの移住者が増えるまちをめざします。

5. 快適の泉 ～潤いあふれる 快適なまち～

(14) 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり

まちづくりのキーワード

循環型社会
環境美化
排水処理

- 市民・事業所・行政が一体となり循環型社会を形成するまちをめざします。
- 豊かな水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らすことのできるまちをめざします。

(15) 誰もが快適に暮らせるまちづくり

まちづくりのキーワード

道路
公共交通
居住環境
公園・緑地

- 社会生活を支える道路交通の基盤が整備・維持管理され、誰もが安全で快適に暮らすことのできるまちをめざします。
- 市民の移動手段として将来にわたり公共交通が維持確保された、利便性の高いまちをめざします。
- 居住や都市機能が適正に誘導され、地域の特性や気候風土、将来の人口規模に適した、安全で快適な居住環境が形成されたまちをめざします。
- 身近な生活空間に緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な潤いのある生活を送ることができるまちをめざします。

6. 基本構想・基本計画の実現のために ~市民協働と信頼による自立したまち~

(16) 市民と行政による協働のまちづくり

まちづくりのキーワード

市民協働
人権尊重
男女共同参画
情報公開・共有

- 市民、地域や行政などが互いに持てる力を発揮して協力しながら活動できるまちをめざします。
- 人権を守り、互いを尊重しあうことができる社会が形成されたまちをめざします。
- 男女が互いに尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会が形成されたまちをめざします。
- 個人情報の取り扱いに配慮しながらさまざまな方法で情報が公開され、行政と市民が互いに情報を共有しているまちをめざします。

(17) 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

まちづくりのキーワード

財政運営
行政組織
人材育成

- 市民が求める行政サービスを継続的に提供するため、健全で持続可能な財政運営が図られているまちをめざします。
- 業務の効率化や意思決定の迅速化など、市民サービスの向上につながる行政組織・機構が確立されているまちをめざします。
- 複雑多様化する行政課題や事務に的確に対応できる人材が育成されているまちをめざします。

前期基本計画

テーマ

五つの泉わき出す
愛せるまち

第1章

基本計画の位置付け

第1節 計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に基づき、その将来像や5つの基本政策を実現するため、本市における現状と課題をとらえ、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。

また、財政推計に基づき、計画期間を3年とする実施計画を別に策定し、計画の実効性を確保します。

第2節 計画の期間

前期基本計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度を目標年度とする5年間とします。

第3節 計画の構成

基本計画は、本市のめざす5つの基本政策をまとめた「五つの泉」編と、市民協働と信頼による自立したまちづくりを進め、基本構想・基本計画を実現するための「計画の推進」編で構成しています。各施策の内容は次のとおりです。

（1）基本方針

施策のめざす基本的な方向性を示しています。

（2）現状と課題

施策を取り組んでいく上で、社会・経済的な背景などの視点から、本市の置かれている現状と課題や問題点を示しています。

（3）今後の取り組み

施策の着実な成果をめざすための具体的な取り組みの内容を示しています。

（4）成果指標

市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が「共通の目標」を持つことが必要です。基本計画では、5年後の最終年度となる平成33（2021）年度の目標値を施策ごとに数値化し、目標の共有化を図ることとします。

第2章

計画における財政計画

第1節 財政の状況

平成27年度の決算統計に基づき本市の財政指標を分析しました。

(1) 経常収支比率※

財政の弾力性を示す経常収支比率は、一般の市においては75～80%程度が妥当とされています。本市は84.8%と、県内20市中で4位となっていますが、引き続き経常経費の節減に努めます。

(2) 基金残高

市民1人当たりの基金残高は109,362円で、県内20市中で12位となっています。将来にわたり行政サービスを安定的に提供するため、計画的な基金造成が必要です。

(3) 地方債※残高及び実質公債費比率※

市民1人当たりの地方債残高は529,898円で、県内20市中で少ないほうから5位となっています。また、18%を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率は11.0%となっています。今後も公債費負担の適正な管理を行います。

(4) 財政力指数※及び税徴収率

自主財源の割合を示す財政力指数は、県内20市中で11位となっており、低い状況です。また、税の徴収率は現年度課税分が17位で、県内他市と比べると低水準であることから、収納率の向上が課題となっています。

【平成27年度決算統計に基づく財政指数】

項目	五泉市	県内20市での比較	
		順位	平均
経常収支比率	84.8%	4位	90.0%
基金残高 (市民1人当たり)	5,772,489千円 (109,362円)	12位	— (94,083円)
地方債残高 (市民1人当たり)	27,969,582千円 (529,898円)	5位 (少ないほうから)	— (644,191円)
実質公債費比率	11.0%	7位	11.9%
財政力指数	0.447	11位	0.495
税徴収率			
・現年課税分	98.2%	17位	99.1%
・滞納繰越を含む合計	89.2%	16位	95.3%

(注) 基金残高及び地方債残高の順位は、市民1人当たり残高の順位で表示しています。

第2節 財政推計

前期基本計画に掲げた各施策を実施するため、今後5か年の普通会計の歳出の総額を106,940百万円と推計しました。なお、この推計は、現時点での制度等に基づき推計したものであり、今後の経済動向や地方財政計画等により再調整します。

(単位：百万円、%)

歳入

区 分	年 度	過去5か年の決算 【H24～H28年度】		計画期間 【H29(2017)～H33(2021)年度】		
		決算額	構成比	推計額	構成比	対 比
市税		26,392	23.0	25,684	23.8	97.3
地方交付税		36,220	31.6	35,113	32.6	96.9
国・県支出金		18,228	15.9	17,410	16.2	95.5
市債		15,627	13.6	12,482	11.6	79.9
その他		18,289	15.9	17,071	15.8	93.3
内地方譲与税		1,049	0.9	1,035	1.0	98.7
内地方消費税交付金		3,453	3.0	4,670	4.3	135.2
内諸収入		5,222	4.6	5,315	4.9	101.8
内繰入金		547	0.5	1,276	1.2	233.3
合 計		114,756	100.0	107,760	100.0	93.9

歳出

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	過去5か年の決算 【H24～H28年度】		計画期間 【H29(2017)～H33(2021)年度】		
		決算額	構成比	推計額	構成比	対 比
人件費		19,127	17.2	19,137	17.9	100.1
扶助費		16,531	14.9	17,970	16.8	108.7
公債費		12,214	11.0	12,478	11.7	102.2
投資的経費		19,053	17.2	13,433	12.5	70.5
その他		44,103	39.7	43,922	41.1	99.6
内物件費		14,273	12.9	14,822	13.9	103.8
内繰出金		13,013	11.7	12,463	11.7	95.8
内補助費等		7,988	7.2	9,402	8.8	117.7
内積立金		2,605	2.3	5	0.0	0.2
合 計		111,028	100.0	106,940	100.0	96.3

(注) 表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

(注) 過去5か年の決算額のうち、平成28年度は見込み額です。

(1) 歳入

基幹収入である市税について、個人市民税は人口減少や少子高齢化の急速な進展により、大幅な伸びは見込めず、法人市民税は国の税制改正により減収が見込まれることなどから、市税全体では減収が見込まれます。

地方交付税は、合併支援措置が平成32(2020)年度で終了することから、減収が見込まれます。

繰入金は、投資的経費のうち建設事業の財源として、また、増加する公債費の財源として、基金からの繰り入れを見込んでいます。

(2) 歳出

人件費については、退職者に対する新規採用を抑制することとして推計し、扶助費については、少子・高齢化の進展により増加する見込みです。

公債費については、平成28年度以前に借り入れた分の償還予定額に、新たな市債に係る償還額を見込んで推計しています。

健全な財政運営を行うため、公債費の抑制に努めながら投資的経費を見込んでいます。

このように、引き続き厳しい財政状況が予測されますが、市民から住んでよかった、住みたいまちと実感できる活力あるまちづくりを推進するため、行政評価*などによる事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営を行います。

将来像

ずっと五泉。

将来像を実現させるためのテーマ

五つの泉わき出す

基本
政策

いきいき
の泉

安心の泉

笑顔あふれる
いきいきのまち

信頼あふれる
安心のまち

政策

子どもたちが明るく
いきいきとしているまちづくり

ともに学び生きがいを
もてるまちづくり

一人ひとりが
活躍できるまちづくり

安心して子育てが
できるまちづくり

健康で安心して
暮らせるまちづくり

安全な生活環境を守るまちづくり

非常時に十分な対応が
できるまちづくり

施策

1 生きる力を育む教育の推進

2 教育環境の充実

3 生涯学習の充実

4 生涯スポーツの推進

5 芸術文化活動の推進

6 図書に親しむ環境づくりの推進

7 文化財の保護と利活用

8 高齢者の社会参加の推進

9 障がいのある人の自立と社会参加への支援

10 親子の健やかな発達への支援

11 保育支援の「量」と「質」の充実

12 子育て支援の充実

13 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援

14 健康づくりの推進

15 疾病予防の充実

16 食育の推進

17 高齢者福祉・介護保険の充実

18 医療及び保健福祉体制の充実

19 社会保障制度の円滑な運営

20 私たちをとりまく環境の保全

21 安全・安心な水の供給

22 交通安全と防犯の推進

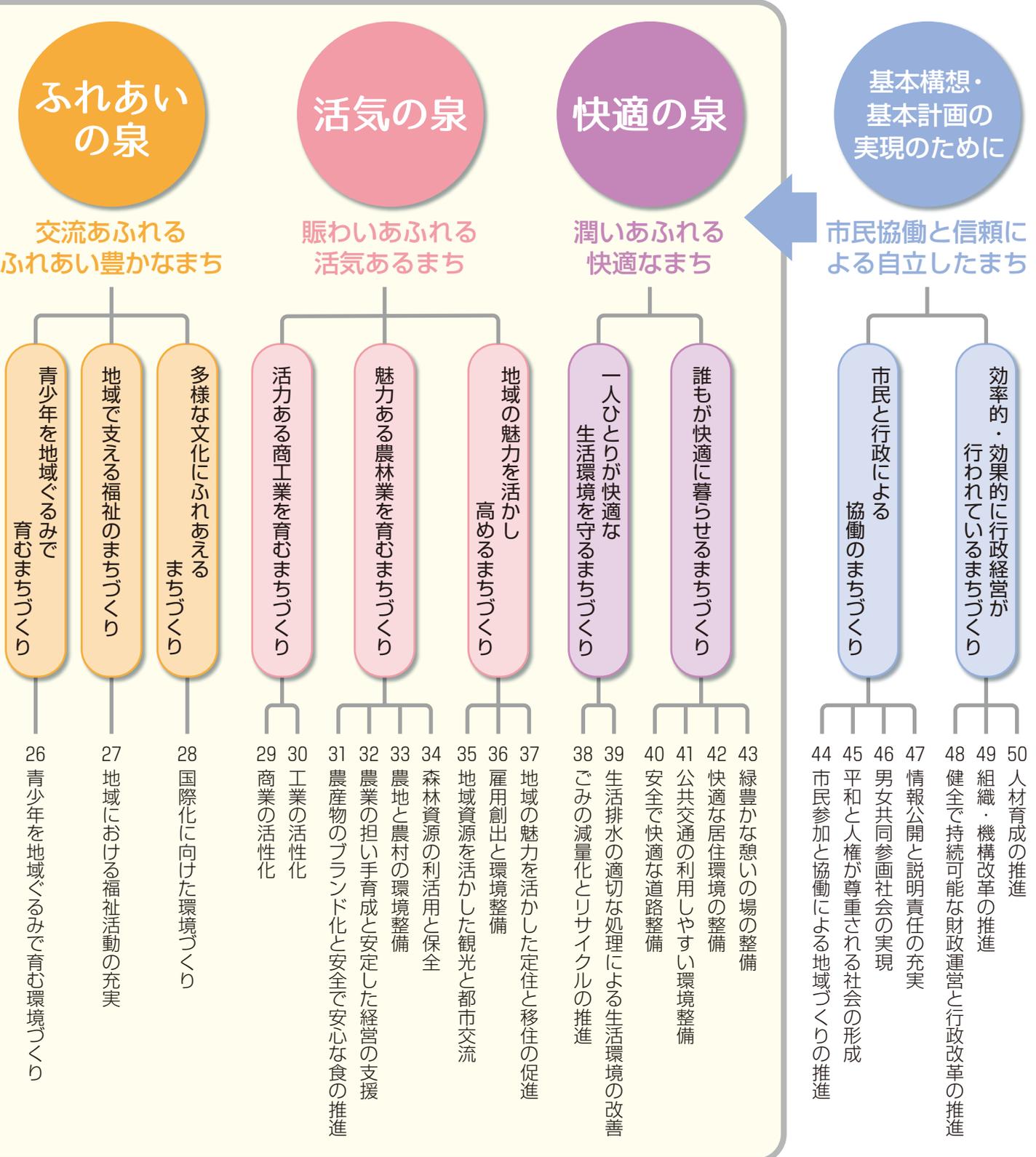
23 雪に強いまちづくりの推進

24 消防・救急・救助体制の強化

25 防災意識の高揚と防災施設整備の推進

～次の一步を、ともに未来へ～

愛せるまち



第4章

「五つの泉」編



施策の対象：市内の児童・生徒

主担当課：学校教育課 / 関係課：総務課

基本方針

関連計画：－

未来を拓く子どもたちが、社会において自立的に生きるために必要な力を身に付けることができるよう、知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性の育成をめざした教育を行います。

また、一人ひとりの資質・能力の確実な育成につながるよう、特別支援教育*や不登校の子どもへの対応を充実させ、さらに社会全体で教育に取り組む体制を構築します。

現状と課題

グローバル化の進展やICT*の急速な進化など、加速度的に変化する社会に対応できるように子どもたちの資質や能力を育む教育が必要です。

同時に、教育は「よりよい社会を作る」ことが究極的な目標であり、学校、家庭、社会が一体となって連携・協働して取り組むことが求められています。

- 子どもたちの資質・能力の確実な育成をめざして、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング*）」を視点にした授業改善が求められており、研修等への支援が必要です。
- 不登校などの問題を抱えている子どもたちを受け入れ、きめ細やかな指導及び支援を継続して行っていく必要があります。
- 子どもたちが外国人と接する機会が増えており、外国の言葉や文化に対する理解を深める教育が求められています。
- 景気回復の遅れもあって、経済的な理由で就園・就学や進学が困難な子どもが増えており、支援が必要です。
- 子どもたちの安全をおびやかす災害や事故及び犯罪が多く発生しており、これらへの対応や未然に防ぐ体制が必要です。



英会話合宿



授業風景

■今後の取り組み

1-① 誰でも楽しく学び、わかる教育の推進

資質・能力の確実な育成をめざし、すべての学校でわかる授業、楽しい授業、主体的に学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、家庭学習の習慣を定着させる取り組みを進めます。

また、地域と連携して、ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材の育成に取り組みます。

1-③ 学校保健・特別支援教育等の充実

健康で楽しく学校生活が送れるよう、検診体制の充実を図るとともに、進んで運動に親しむ習慣をつけ、体力の向上を図ります。

また、特別な支援を必要としている児童・生徒一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな教育を実施します。

1-⑤ 就学や進学への支援

経済的な理由により就学や進学が困難な児童・生徒、または保護者に援助や貸付を行い、教育の機会均等を図るとともに、貸付金の償還が過度の負担にならないような償還方法を検討します。

また、幼稚園や認定こども園の保護者負担の軽減を図ります。

1-② いじめや不登校の解消

子どもたち一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する学校での相談体制を確立します。また、教育委員会が中心になって、関係機関との支援体制を構築し、情報共有しながら連携して解決を図ります。

1-④ 国際理解教育の推進

子どもたちが国際社会の一員として世界にはばたいていくため、外国語指導助手（ALT）などを通して外国語とその文化への理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

1-⑥ 安全体制の確保と確立

避難訓練や交通安全教室、アウトメディア*の取り組み等を通して、子どもたちの防災、事故、犯罪被害等の防止への意識を高めます。

また、「通学路安全推進会議」で通学路の安全点検及び対策の進捗管理を行うとともに、巡回パトロール等により登下校時の安全確保に努めます。

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

1時間以上家庭学習している割合 (小6・中3)

H27	→	H33
小:78.7%		小:90.0%
中:56.2%		中:90.0%

不登校児童・生徒の数 (小中学生1,000人当たり)

H27	→	H33
小:2.0人		小:2.0人
中:30.1人		中:20.0人

施策の対象：園児・児童・生徒

主担当課：学校教育課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：－

子どもたちの興味・関心を引き出し、求められる資質・能力を育むために、教育用ICT機器^{*}の設置を推進するとともに、教材教具や学校図書^{*}の充実を図ります。

また、子どもたちが安心して、安全で快適な学校生活を送れるよう、学校施設の整備・充実を図ります。

現状と課題

子どもたちの情報活用能力を育成するため、各教室におけるICT機器を使った授業ができる環境の整備と、学習教材や学校図書室の充実が求められています。また、学校の耐震補強工事及び改築工事により、学校施設の安全性の確保に努めてきましたが、引き続き、安心して学習ができるよう、老朽施設の改修やグラウンドの改修を進める必要があります。

- 各学校のコンピュータ教室にある固定式のパソコン機器から、教室等での授業に使用することができるタブレット型パソコンの導入と施設のインターネット環境の整備が求められています。
- 学校図書は、子どもたちの健全な教養を身につけるための大切なものです。定期的な図書の整理を行い、読書好きの子どもを育成する必要があります。
- 園児や児童・生徒の安全・安心な環境を確保するため、老朽施設の改修工事やグラウンド整備など、計画的な工事を行う必要があります。



タブレットを活用した体育の授業



動画を見て動きを確認する生徒

■今後の取り組み

2-① ICT*教育環境の充実

情報化が進み、さまざまな場面でICT機器を活用する場面が増えたことや、子どもたちにとってより分かりやすく、学習意欲が一層高まる授業ができるように、各学校の普通教室等で、教師や子どもたちがタブレット型パソコン機器を使用し、動画を活用したグループ学習、インターネットを利用した授業ができる環境の整備を図ります。

2-② 教材教具の充実

幼稚園・学校で使用する学習教材や授業等で使用する備品、体育やクラブ活動で活用する運動用具や楽器などの教具の充実を図り、教育効果を高め、児童・生徒が興味をもって、楽しく学習できる環境を整えます。

2-③ 学校図書への充実

学校図書室については、魅力ある図書室となるよう心がけ、児童・生徒が親しみをもって入れるような空間づくりに努めるとともに、定期的な図書の整理を行うことで常に興味・関心のある図書の整備に努めます。

2-④ 学校施設改修の推進

校舎、屋内運動場及び屋外の学習環境の整備、居住環境の変化に対応した設備及び障がいのある児童・生徒に対応した施設の整備を行います。

また、多様化する教育内容や学習活動に適切に対応するとともに、子どもたちが安全・安心で快適に学校生活を送ることができるよう、防犯等安全対策や老朽施設の改修工事、グラウンド整備などを計画的に進めていきます。



図書室での読み聞かせの様子



新しくなった校舎（五泉小学校）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

普通教室無線LAN整備率

H27 7.1% → H33 100%

普通教室用タブレット整備率

H27 0% → H33 100%

施策の対象：市民

主担当課：生涯学習課 / 関係課：農林課、商工観光課、都市整備課

基本方針

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

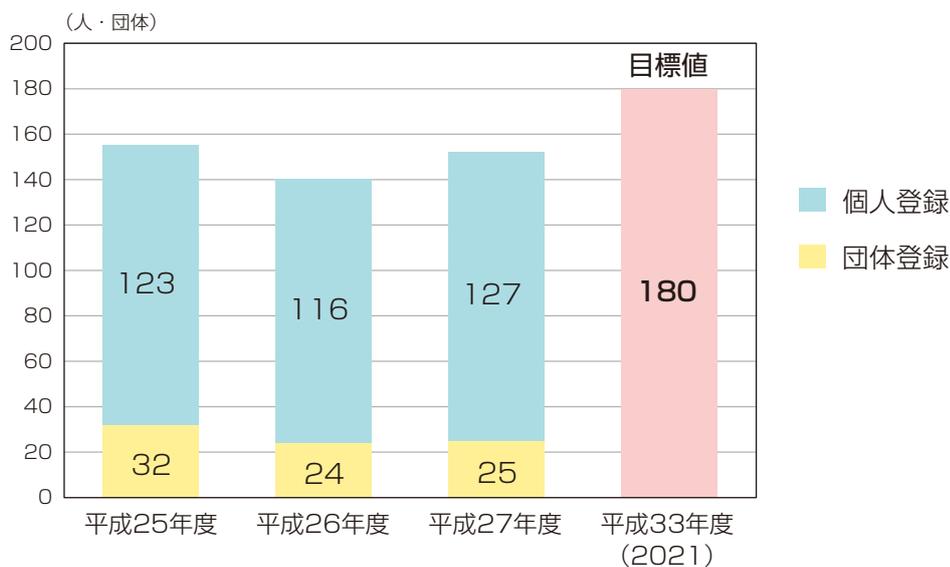
市民が、いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学び合う喜びを実感できるまちをめざします。

学習できる場の充実や情報提供等に努め、学習意欲の向上と多様な価値観に対応した学習ができる環境づくりを推進するとともに、地域での特色を活かした学習ができる体制の整備を推進します。

現状と課題

高齢化や高度情報化など、社会環境は大きく変化しており、生きがいや豊かな心を求めて、生涯学習に対するニーズは多様化しています。しかし、その一方で、学習に取り組んだり趣味の会に参加している市民の割合は、平成22年の22.0%から平成27年には21.7%と横ばい状態です。そのため、誰もが気軽に参加できる学習機会の充実や市民が自発的にグループやサークル活動など、生涯学習に取り組む環境づくりが求められています。

- 市民の主体的な活動を支援するためには、市民ニーズに応じた学習機会や情報の提供、さらに学習施設の整備などが必要です。同時に、民間指導者（達人バンク）の登録者の新規開拓と活性化が必要です。
- 子どもたちの放課後活動を充実させるため、地域住民の協力を得ながら子どもの居場所づくり*を進める必要があります。
- 地域住民の学習意欲を引き出すため、市民への情報の提供や小学校を活用した公民館活動を行うなど、地域活動拠点の整備・充実が必要です。



図：達人バンク登録者数

■今後の取り組み

3-① 学習機会の充実

誰でも気軽に「学ぶ」ことができると同時に、「教わる」だけでなく、学んだことを「教える」ことができるなど、自分の能力を社会の中で活かせるような学習機会の拡充を進めます。

また、市のホームページなどの活用を図り、積極的に各種講座や講演会などの情報提供に努めます。

3-③ 子どもの居場所づくり

地域社会の中で、子どもたちが安全・安心に心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

全小学校区で開設している寺子屋事業について、指導者の確保・育成に努めるとともに、子どもたちが、自ら考え、行動できる豊かな感性や社会性を養う学習機会の提供に努めます。

3-⑤ 生涯学習関連施設の整備

利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習関連施設の計画的な改修を実施します。

また、多様化する市民のニーズに対応するため、「生涯学習と芸術文化の振興」、「観光と連動した産業振興」の機能を併せ持った複合施設の建設に向けて関係各課と検討を進めます。

3-② 民間指導者の育成・活用の推進

「ごせん生き生き楽習達人バンク」制度を充実させるため、登録者のスキルアップや活動支援、指導者の掘り起しなどを進め、市民自らが自主講座等を開設することができるよう、指導者の育成と活用を推進します。

3-④ 公民館活動の推進

地域に根ざした生涯学習を推進し、小学校などの施設を活用した公民館活動の充実を図るため、学習内容の企画・立案を行い、気軽に参加できる学習機会の提供と地域での特色を活かした活動の推進に努めます。



放課後、寺子屋で活動する子どもたち

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

「ごせん生き生き楽習達人バンク」の登録者数

H27 127人
25団体 → H33 180人・団体

全校児童に占める寺子屋参加児童の割合

H27 14.4% → H33 15.5%

施策の対象：市民

主担当課：スポーツ推進課 / 関係課：－

基本方針

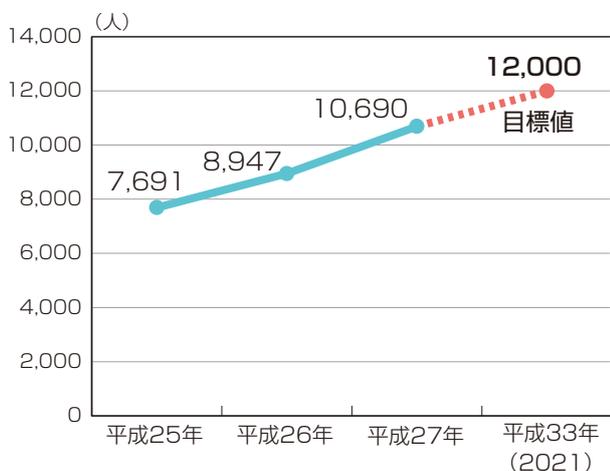
関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

子どもから高齢者まで、多くの市民が健康や体力の保持増進に取り組み、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送れるよう、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ・体力づくり活動の機会の提供や教室等の開催、施設環境の整備を進めていきます。

現状と課題

児童・生徒の運動する子としない子の二極化や成人の生活習慣病の増加、高齢化の進展などにより、「健康維持・増進」「介護予防」のための生涯スポーツに対する重要性が高まっています。そのため、体力づくり教室延べ参加者数は、平成26年度の8,947人から平成27年度には10,690人(総合型地域スポーツクラブ*ヴィガ主催教室参加者数5,758人を含む)に増加しています。

- 子どもから高齢者まで、普段運動に関心がない人を運動に引き込めるよう、参加したくなるような教室、イベントを企画することが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブヴィガと連携しながら、市民ニーズを的確にとらえ、市民の生きがいづくりや健康増進に役立つ教室を提供することが必要です。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツへの関心が高まる中、スポーツ指導者や団体の強化育成など、競技スポーツ等の充実を図ることが必要です。
- スポーツへの関心を高め、競技力の向上を図るため、スポーツイベント等を招致・開催し、よりハイレベルな試合等を間近に体験できる機会を提供することが必要です。
- スポーツ施設利用者の安全性や利便性を考慮した、適正な施設環境の整備が必要です。



図：体力づくり教室等延べ参加者数



市で開催するスポーツ教室

■今後の取り組み

4-① 生涯スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで市民の健康維持・体力増進を図り、健康で活力ある生活を送るため、各種運動機会の提供や教室を開催します。

また、市民による主体的・自主的運営を行っている総合型地域スポーツクラブヴィガと連携し、市民に運動の機会を提供します。

4-③ スポーツ指導者及び団体等の育成強化の推進

教室等の指導者となるスポーツ推進委員などへの研修を実施し、スポーツ指導者の資質の向上を図ります。また、体育協会等の団体などと連携を強化し、自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、スポーツ人口の拡大を図ります。

4-⑤ スポーツ等施設環境の整備

既存のスポーツ施設を最大限に有効活用するため、さまざまなニーズに対応できるよう施設環境の整備に努めます。また、スポーツ活動の拠点となっている総合会館大ホールの改修等の施設整備を行います。

4-② 競技スポーツの振興

競技力の維持・向上を図るとともに、誰もが気軽に参加できる各種スポーツ大会を積極的に開催します。また、ジュニア選手の育成強化に努めるとともに、全国・ブロック大会等の出場のための奨励費を支給するなどの支援を行います。さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致をめざします。

4-④ スポーツイベント等の招致と開催

スポーツ団体等と連携して、スポーツイベント等を招致・開催します。また、市外の学生等が行う部活動やサークル活動等の合宿を誘致し、交流人口の増加を図ります。



元旦マラソン大会

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

体力づくり教室等延べ参加者数

H27 10,690人 → H33 12,000人

体育施設等の延べ利用者数

H27 734,271人 → H33 780,000人

施策の対象：市民

主担当課：生涯学習課 / 関係課：農林課、商工観光課、都市整備課

基本方針

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行う中で、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするまちをめざします。

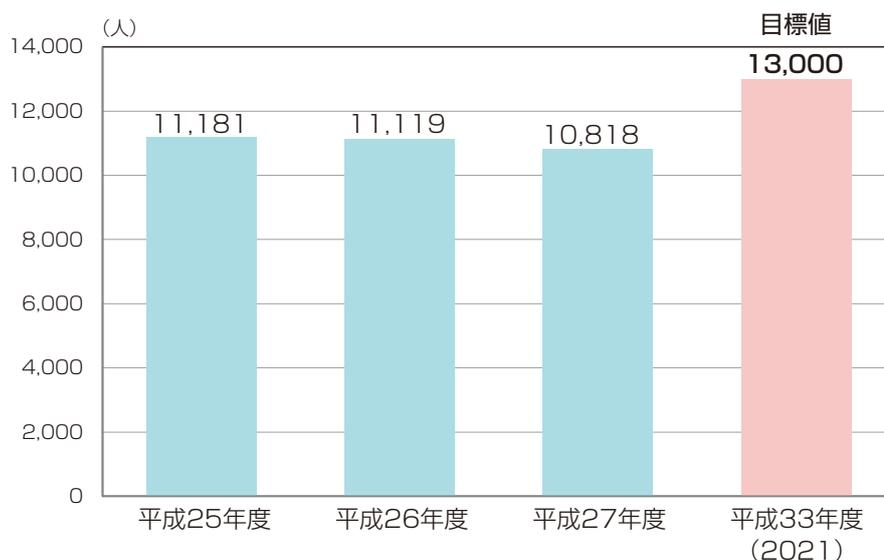
市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう、活動機会の充実に努め、芸術文化団体等との連携を図ります。

芸術文化活動を行う施設等の整備を進めるとともに、優れた芸術文化にふれる機会の充実に努めます。

現状と課題

市民の中に芸術文化への学習意欲や学習成果発表などニーズの高まりも見られるものの、文化事業入場者数は減少しています。芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにします。そのため、市民の芸術文化活動への支援や活動に親しむ環境の充実が求められています。

- 芸術文化団体、サークル活動団体などと連携し、市民が主体的に活動できる機会の充実が必要です。
- 芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体、サークル活動を支える民間指導者の育成が課題となっています。
- 市民の芸術文化に対するニーズに対応するため、文化施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 市民が感動や生きる喜びを感じられる、優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実が必要です。



図：文化事業入場者数

■今後の取り組み

5-① 市民の芸術文化活動の推進

市民の芸術文化活動の学習の場や学習成果の発表機会の充実に努め、市民の主体的・創造的な芸術文化活動の活性化を図ります。

市民が自主的に文化事業を行えるよう、芸術文化団体等と連携して取り組みます。

5-② 芸術文化団体の育成支援

市民自らが主体的に文化活動を行えるよう、利用しやすい施設運営に努め、団体や指導者の育成を図ります。

芸術文化活動の核となる文化協会の活動を支援し、また、連携・協力して指導者のレベル向上と育成を図ります。

5-③ 文化施設の充実

市民の芸術文化活動の場として、施設の維持管理に努めるとともに、必要な改修を進めます。

また、芸術文化活動に対する市民ニーズに対応するため、拠点施設の建設を進めます。

5-④ 芸術文化の鑑賞機会の充実

市民の芸術文化に対する関心を高め、生涯を通じて多様な芸術文化に出会い、感動や喜びを実感できるような優れた音楽、美術、演劇などにふれる機会の充実に努めます。



市民音楽祭



サロンコンサート

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

文化事業入場者数

H27 10,818人 → H33 13,000人

市展・文化展出品数

H27 605点 → H33 650点

施策の対象：市民

主担当課：図書館 / 関係課：学校教育課

基本方針

関連計画：五泉市子ども読書活動推進計画

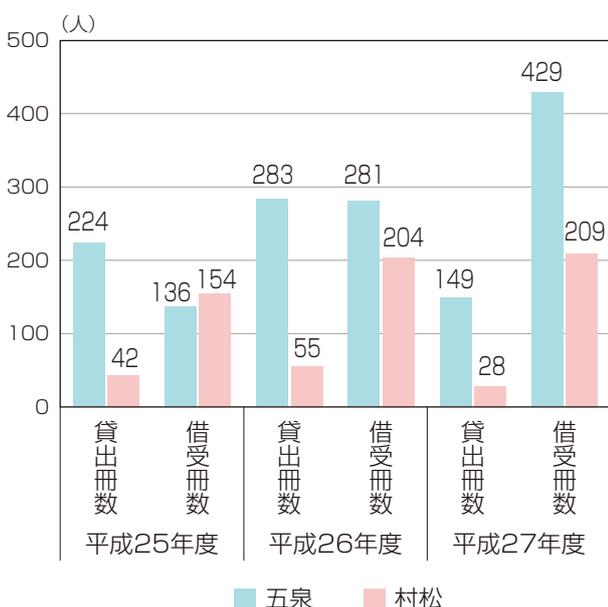
市民が、知的好奇心を満たし、生涯を通して読書を楽しむことができるまちをめざして、魅力的な図書館資料の収集・整備・保存に努めるとともに、調査研究機能の強化等の取り組みを行っていきます。

また、家庭、地域、学校など社会全体で、計画的に読書活動に親しむ環境づくりを推進します。

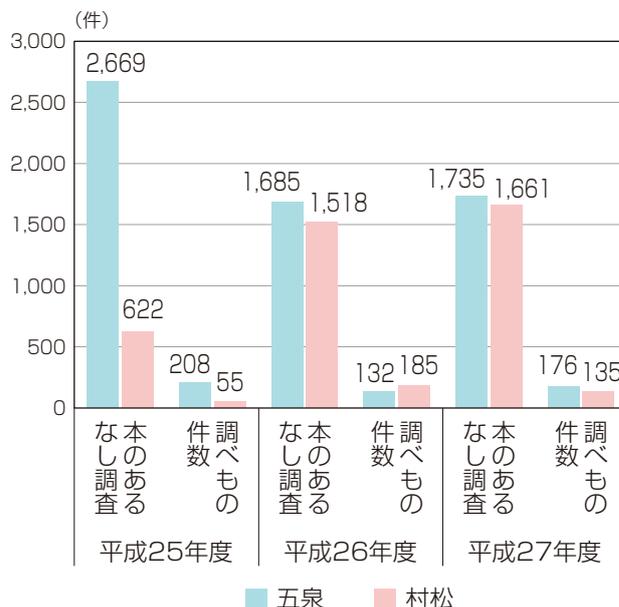
現状と課題

近年、インターネットや電子書籍などの電子メディアの浸透により、情報の収集方法の多様化が加速し、図書以外の媒体への関心の高まりが全国的な傾向として見られます。「市民1人当たりの図書等貸出点数」は平成25年度の4.4点から平成27年度は4.1点と減少傾向にあります。次世代を担う子どもたちの読書離れも進んできています。一方では、個人の生活様式の変化により、長時間を図書館で過ごす利用者が増加傾向にあり、図書館の果たす役割はますます重要となってきました。

- 市民ニーズに対応した魅力のある蔵書整備や公共図書館のネットワークを活用した資料の提供などのサービスの充実を図る必要があります。
- 図書館資料を利用した調査・研究が増えてきていることから、図書館職員の資質向上に努める必要があります。
- 子どもたちの読書意欲向上を進めるため、読書ボランティアの育成・強化や家庭・地域・学校など社会全体で、計画的に読書活動に親しむ環境づくりが求められています。
- 市民の知的好奇心を満たしながら、余暇利用が図れる豊かな空間としての整備が求められています。



図：市外の図書館との資料貸借件数



図：調べものや相談件数

■今後の取り組み

6-① 図書館資料の収集・保存と提供の充実

市民のニーズに対応した資料の整備が求められていることから、アンケート調査などによる利用者の意向を反映した蔵書の整備を進めます。

また、予約・リクエストサービスに迅速に対応するため、全国の公共図書館とのネットワークの利活用をさらに図るとともに、郷土・行政資料の収集・保存活動、古文書整理の取り組みを強化します。

6-② 調査研究機能の強化

調査・研究などに対して、図書館資料等を活用してサポートする機能(レファレンス※)を強化するため、職員研修を進めながら調査研究機能の向上を図ります。

また、サービス提供の利用促進を図るため、市民へのPR活動に努めます。

6-③ 子ども読書活動の推進

未来を生きる子どもたちのための、心の糧になるような本の選書を心がけ、成長過程や発達段階に応じた本の橋渡しができるように努めます。

また、読書ボランティアの育成、強化を図りながら、絵本の読み聞かせやおはなし会などの機会を充実させるとともに、家庭や学校図書館との連携を深めます。幼児・児童・生徒がどこにいても「読書」に関心が向くような環境づくりを進めます。

6-④ 読書しやすい環境の整備

図書館内の表示を、分かりやすく、利用しやすいものに工夫するなどの配慮に努めます。

利用者の声を反映させ、余暇利用が図れる豊かな空間として、整備を進めます。



ティーンズコーナー



学校派遣司書活動

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市民1人当たりの図書等貸出点数

H27 4.1点 → H33 4.5点

図書利用カード登録率

H27 37.3% → H33 40.0%

18歳までの図書利用カード登録率

H27 44.0% → H33 50.0%

施策の対象：市民

主担当課：生涯学習課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産であることへの理解を深め、市民がそれらを誇りにするまちをめざします。

地域に残る年中行事や伝統芸能を後世に伝えるため、後継者の育成や保存団体の支援に努めます。

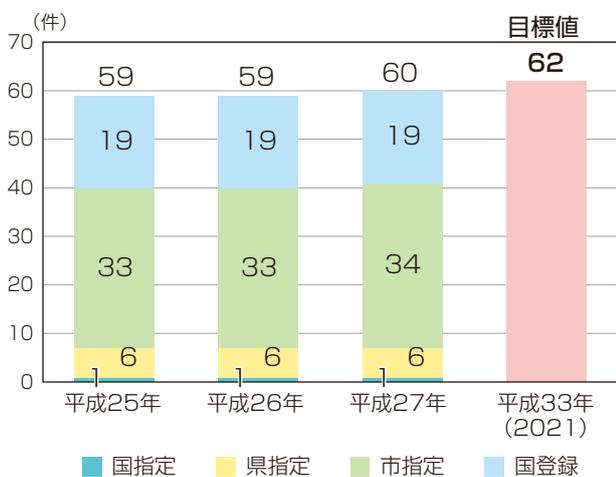
また、文化財等の公開、展示施設の充実と情報発信に努めます。

現状と課題

郷土の自然や歴史、文化財については、地域の貴重な財産であることを誇りにするため、市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深めることが求められます。

地域での生活習慣の変化や世代間交流が希薄になり、年中行事や伝統芸能を次の世代に引き継ぐことが難しくなっています。

- 市内に残る文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、指定文化財になり得るものについての情報収集が必要です。
- 市内にある約400か所の周知遺跡（県調査により、遺物・遺構等が確認された場所）については、開発計画を事前に把握し、関係機関との協議・調整を図りながら、遺跡調査と保存が求められています。
- 郷土の歴史や文化財についての理解を深めるため、村松郷土資料館の有効活用や情報発信が必要です。



図：国・県・市指定・国登録文化財の件数



国指定天然記念物 小山田ヒガンザクラ樹林

■今後の取り組み

7-① 指定文化財等の保存と利活用

市内に残る貴重な文化財をより良い状態で保存し、所有者等の協力を得ながら公開に努めます。

また、文化財に対する市民の理解を深めるための学習機会の充実に努めます。

地域の伝統行事や芸能を後世に継承していくため、保存団体や後継者の支援に努めます。

7-② 埋蔵文化財の保存と利活用

埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査を実施し、記録保存に努めます。

また、発掘調査により出土した遺物や記録資料を郷土資料館で展示することにより、郷土の歴史を知る機会の提供に努めます。

7-③ 文化財展示施設の充実

村松郷土資料館を活用し、文化財等の公開展示を行うとともに、郷土史研究者や文化財所有者の協力を得ながら、魅力ある特別展等を開催し、郷土の歴史や文化財を知る機会の充実に努めます。

7-④ 情報発信の充実

郷土の自然、歴史、文化財を広く市民に周知し関心をもってもらうために、また、郷土を愛する心を育むために文化財等を紹介したパンフレットを整備するとともに、市のホームページ・フェイスブック※等で情報発信に努めます。



村松郷土資料館



遺跡から出土した土器（能代川遺跡）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

指定文化財の件数

H27 60件 → H33 62件

施策の対象：高齢者

主担当課：高齢福祉課 / 関係課：-

基本方針

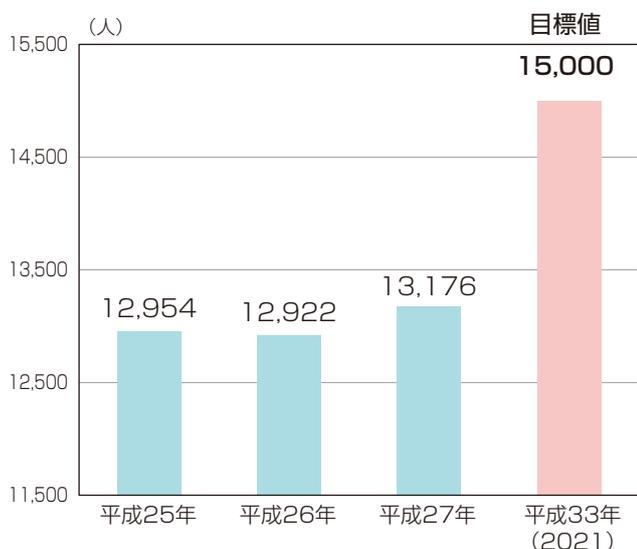
関連計画：五泉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者が気軽に集い、日常生活の中で自然に社会参加できる交流の場の充実を進めます。
また、今まで築いてきた経験や知識を活かし、就労を希望する人に対しては就労機会を提供し、地域社会での活躍の場づくりに努めます。

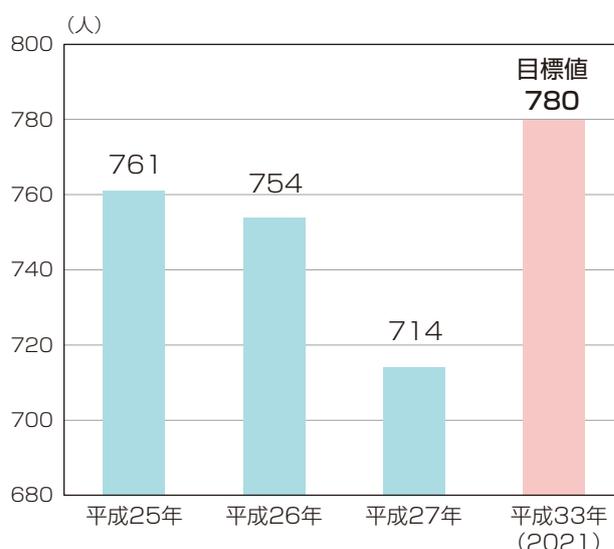
現状と課題

平成28年8月末現在の高齢化率*は32.94%となっており、超高齢社会の中、健康で生きがいのある高齢期を送りたいという思いから、高齢者の社会参加への関心は今後も増していくことが予想されます。

- 高齢者世帯が増加する中、高齢者が気軽に交流を持てる場の確保と、自主的な生きがい・健康づくりのための環境の整備と充実が必要となっています。
- 年金支給年齢の引上げや就労意欲の高まりにより、定年後も就労を希望する高齢者がシルバー人材センターや五泉しごと館へ相談するケースが増えてきています。
- 厚生労働省が推進する地域包括ケアシステム*の構築を実現するためには、助け合い・支え合いによる地域づくりが求められています。
- 生きがいや介護予防につながるための各種ボランティア活動や、支援が必要な人を支える担い手として活躍する高齢者の支援が必要です。



図：お茶の間サロン参加者数



図：シルバー人材センター会員数

■今後の取り組み

8-① いこいの場、交流の場の充実

高齢者が気軽に集い仲間と出会うことができるよう、お茶の間サロンや馬下保養センター、老人福祉センターなど、いこいの場、交流の場の充実を図ります。

8-② 活躍する場づくり

高齢者の技術や経験を活かした就労の場を提供しているシルバー人材センターの組織強化を図ります。また、五泉しごと館とも連携を図り、高齢者の就業機会が確保できるよう支援します。

8-③ 通いの場による地域づくりの推進

地域の人のつながり・支え合いを継続するため、高齢者及び市民が主体の通いの場づくりを支援し、地域の実情やニーズに応じた地域づくりを推進します。

8-④ 高齢者ボランティアの育成

ボランティア活動や介護予防自主サークル活動を通して、地域の高齢者を支える担い手として活躍できるよう支援します。



シルバー人材センターでの庭木講習会（左）と障子貼り講習会（右）の様子

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

お茶の間サロン参加者数

H27 13,176人 → H33 15,000人

シルバー人材センター会員数

H27 714人 → H33 780人

高齢者及び市民主体による地域の通いの場の設置数

H27 0か所 → H33 25か所

基本方針

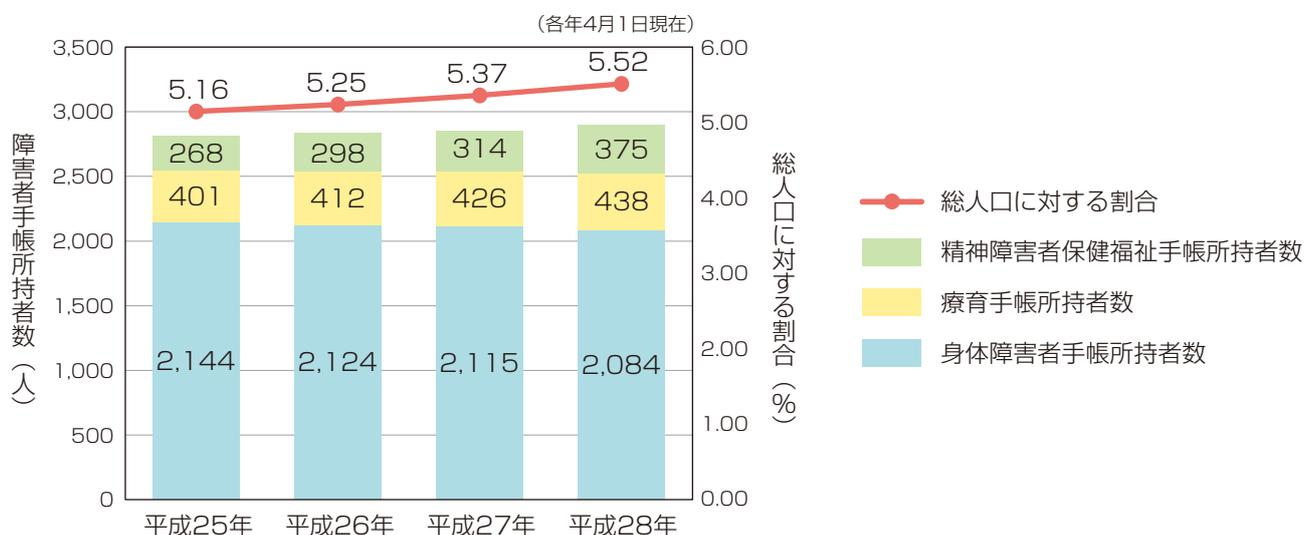
関連計画：五泉市障がい者計画、五泉市障がい福祉計画

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまに
するため、障がいのある人の自立に向けた各種障がい福祉サービスの提供やさまざまな相
談への対応などの支援を行うとともに、市民に対し「障がい」についての理解を深めるため
の取り組みを行います。

現状と課題

平成28年4月現在、障害者手帳（身体、療育*、精神）を所持している市民は2,897人です。これは
18人に1人が障害者手帳を所持していることになり、増加傾向で推移しています。また、障がい者を
取り巻く環境は、平成25年に「障害者総合支援法」の施行、平成28年には「障害者差別解消法」が
施行されるなど、大きく変化しています。

- 障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、各種サービスの充実、相談支援体制の強化が必要で
す。
- 障がいの早期発見と療育施策の充実を図るとともに、ライフステージ*に応じた途切れない支援を行うた
め、関係機関の連携強化が必要です。
- 市内企業における障がいのある人の雇用率が低い水準にあるため、引き続き雇用・就業支援の取り組み
を、関係機関と連携し行う必要があります。
- 「障がい」についての正しい知識や関心を深めるための取り組みや、障がいのある人の権利擁護に関する
取り組みを推進していく必要があります。



図：障害者手帳所持者数の推移

■今後の取り組み

9-① 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づき福祉サービスを給付します。また、障がいのある人の日中活動の場の提供や地域での住居支援などさまざまなニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の向上に努めます。

9-② 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、外出に関する支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付などさまざまな角度から支援を行います。また、障害者地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の地域との交流促進を図ります。

9-③ 相談支援体制の充実

障がい者基幹相談支援センターを相談支援の拠点とし、日常的な相談から専門的な相談まで、さまざまな相談に対応します。また、障がい者総合支援協議会において地域の関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

9-④ 障がい児支援の充実

障がいのある子どもに対する支援については、子どもの成長過程やライフステージに応じた継続的な支援が必要なため、支援内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、途切れない支援を実施していきます。

9-⑤ 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者総合支援協議会を通じてハローワーク等の関係機関と連携し、受入企業に対する啓発等の取り組みを行っていきます。また、一般就労が困難な人に対しては、就労継続支援等の障がい福祉サービスの利用を促進していくとともに、受入体制の充実を図っていきます。

9-⑥ 障がい者理解と権利擁護の促進

広報等による周知やフォーラムを開催し、障がいに対する理解促進を図っていきます。また、障がいのある人の権利擁護に関しては、障害者差別解消法や虐待防止の啓発、虐待防止センターでの対応、成年後見制度*に関する支援体制づくり等の取り組みを行っていきます。

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

地域生活移行者数^(注1)

H27 1人 → H33 6人

一般就労移行者数^(注2)

H27 3人 → H33 5人

(注1) 地域生活移行者数：福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)

(注2) 一般就労移行者数：福祉施設から一般就労への移行者数(単年)

施策の対象：妊産婦及び乳幼児期から思春期までの子どもと保護者

主担当課：こども課 / 関係課：-

基本方針

関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市歯科保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

妊婦が安心して出産できるとともに、保護者の育児不安を軽減し、すべての子どもが健やかにのびのびと育つことができるまちをめざします。

中学生、高校生が自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

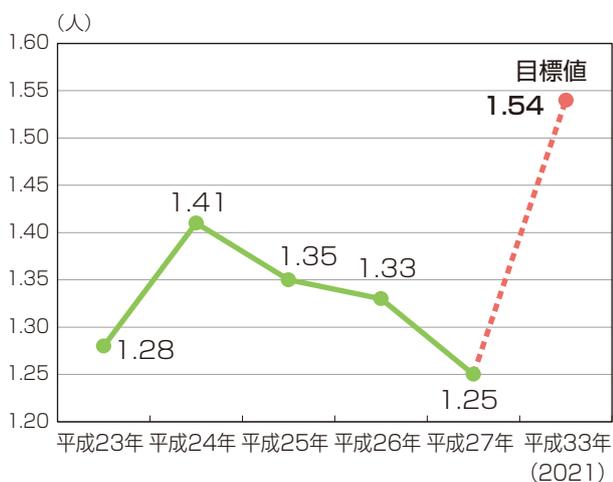
妊産婦の健康管理を推進するとともに、乳幼児の疾病対策、むし歯予防を推進し、健やかに成長・発達するよう支援します。

現状と課題

核家族化や少子化が進む中、合計特殊出生率*は平成24年に1.41人であったものが、平成27年には1.25人と減少傾向にあり、県平均の1.44人を下回っています。

少子化の主な要因は結婚・出産に対する価値観の変化による晩婚化や未婚率の上昇、また、雇用環境の変化等による経済的不安の増大などが考えられます。また、市内には産婦人科がないこともあり、出産や育児に不安を抱えている家庭が増加しています。

- 10代の人工妊娠中絶割合は横ばい傾向で、平成27年は0.49%でした。感受性豊かな思春期のうちに、命や性の大切さ、性に関する正しい知識を身に付け、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。
- 安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の充実と経済的支援が必要です。
- 乳幼児健康診査で精密検査が必要と診断された子どもの病気の早期発見、早期治療や発達面で経過観察が必要とされた子どもの早期対応が重要です。
- 保護者がゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や保護者同士の交流を図ることが重要です。
- 平成27年度の12歳児のむし歯本数は0.67本と、0.46本の県平均を上回っています。幼児から小中学校における歯科保健対策のさらなる推進が求められています。



図：合計特殊出生率の推移



赤ちゃんふれあい体験学習

■今後の取り組み

10-① 思春期保健指導の推進

中学生や高校生が赤ちゃんと触れ合うことにより、命や性の尊さを学び、父性・母性を育むための取り組みを推進します。

思春期教室を開催し、性に関する正しい情報や知識等を深め、お互いの性を尊重するための教育の充実を図ります。

10-③ 乳幼児の健康管理や発達支援の推進

新生児訪問や乳幼児健康診査を実施し、発達状況や健康状態を確認して疾病等の早期発見、早期治療や対応を推進します。

また、発達面で心配のある子どもを対象とした健診フォローアップ教室を開催し、親子遊びを通じて愛着形成や発達を促します。

10-⑤ むし歯予防の推進

幼児歯科健診、園児歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を推進します。

幼児のフッ素塗布、園児及び児童のフッ素洗口を行い、むし歯予防を推進するとともに保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。

10-② 妊産婦の健康管理の推進

出産サポートタクシーの配車やマタニティセミナー、妊産婦訪問指導等の充実を図ります。また妊婦や胎児の適切な健康管理のため、妊婦健康診査費や医療費の助成により経済的負担を軽減します。

産後うつ病対策については、産後うつ病問診を実施し、早期発見・対応による予防対策を推進します。

10-④ 育児不安の軽減や指導、相談の推進

保護者同士の交流を図り、育児不安の軽減や自分に合った育児の方法を見出すことができるよう、親支援講座や新米ママの育児セミナーの充実を図ります。

また、育児相談会の充実や夜間・緊急時の相談窓口、共通の悩みや解決策を冊子やホームページ等で紹介していきます。

10-⑥ ワンストップの総合的な支援体制の推進

子育て世代包括支援センターを整備し、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行えるよう体制づくりを推進します。



新米ママの育児セミナー

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

合計特殊出生率

H27 1.25人 → H33 1.54人

乳幼児健康診査受診率

H27 98.5% → H33 100%

12歳児の平均むし歯本数

H27 0.67本 → H33 0.55本

施策の対象：保育を必要とする児童・保護者

主担当課：こども課 / 関係課：学校教育課

基本方針

関連計画：五泉市子ども・子育て支援事業計画

保育を必要とするすべての家庭が利用できる支援及び子どもたちがより豊かに育っていくことができる支援の充実をめざします。

子どもの年齢や親の就労状況などに応じた子育て支援・保育や教育の選択肢を増やし、保育の質の向上及び食育支援を推進することにより食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

現状と課題

認可保育所*等の入園児童数は、少子化に伴い子どもの数は減少しているものの、現在国が検討している配偶者控除の見直し等により、就労したり就労時間を増やしたりする女性は増加すると予想され、それに伴い、0歳～2歳児の入園率が増加することが予想されます。

また、学童保育*については希望者が増加してきていることによる受け入れ体制を確保するため、施設整備やスタッフの増員を行ってきましたが、今後もニーズに対応した取り組みが必要です。

- 11の公立保育園のうち、6園が築30年以上のため、保育園児の減少を見据えた施設の維持修繕が課題となっています。
- 保育ニーズが高い3歳未満児の受入体制を整備するに当たり、保育士の確保が課題となっています。
- 保護者の就労形態の多様化により、保育時間の延長や休日保育等、より質の高い多様な保育サービスの提供が求められています。
- 学童保育の対象年齢の拡大及び学童保育時間等の「小1の壁*」に対応できる施設整備や人材確保が課題となっています。
- 病児保育の利用ニーズ拡大による施設整備や運営委託先の確保が課題となっています。



図：認可保育所等の園児数の推移（各年4月1日現在）

■今後の取り組み

11-① 保育サービスの充実

保護者の就労を支援するため、乳児保育（特に育児休業明け）の受け入れを拡大できるよう認可保育所等の施設整備を進めます。

また、多様な保育ニーズに対応するため認可保育所等の開所時間の延長や休日保育等の実施、幼保連携*についても検討を行います。

11-③ 保育園の効率的な運営

良好で快適な保育環境の確保・多様な保育サービスの提供・園児数の減少・施設の老朽化等を勘案し、公立保育園の改修及び統廃合の検討を行います。

11-⑤ 学童クラブ*の支援強化

利用者の多様化するニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成を図ります。

また、学校施設等の有効活用を図った施設整備を推進します。

11-② 保育の「質」の向上

より質の高い保育を提供するため、保育サービス従事者が自己研鑽に努め、全体の専門性の向上を図ります。

また、保育の課題を踏まえた園内外の計画的な研修を実施します。

11-④ 子どものための食育推進

認可保育所等では、子どもの健やかな心身の発育のため、食の大切さや楽しみを実感できるよう、発達段階に応じた食育を推進し、同時に地域の特産品を活用した地産地消を積極的に展開します。

また、親子を対象とした食育教室を実施し、家庭への食育の大切さの浸透に努めます。

11-⑥ 病児保育室の拡充

平成26年4月に開設以来、事前登録者数及び利用者数が増えていることから、運営先法人と施設整備による拡充を検討するとともに、新たな運営先の確保について関係機関と検討します。



親子食育教室



農産物収穫体験事業

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

保育利用希望者の入園割合

H27 100% → H33 100%

認可保育所等の園児数

H27 1,280人 → H33 1,100人

学童クラブの児童数

H27 379人 → H33 420人

施策の対象：児童と保護者

主担当課：こども課 / 関係課：－

■基本方針

関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

親や子育てにかかわるすべての人への負担を軽減し、安心して子育てができるまちをめざします。

子育て支援センターやファミリーサポートセンターを活用し、情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、親子が仲間づくりのできる環境の整備を進めるとともに、子育て支援ポータルサイトにより子育て情報の配信を推進します。

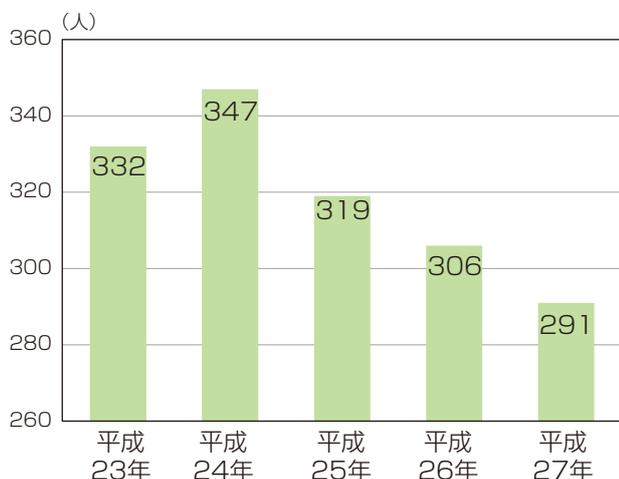
各種助成制度や手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

■現状と課題

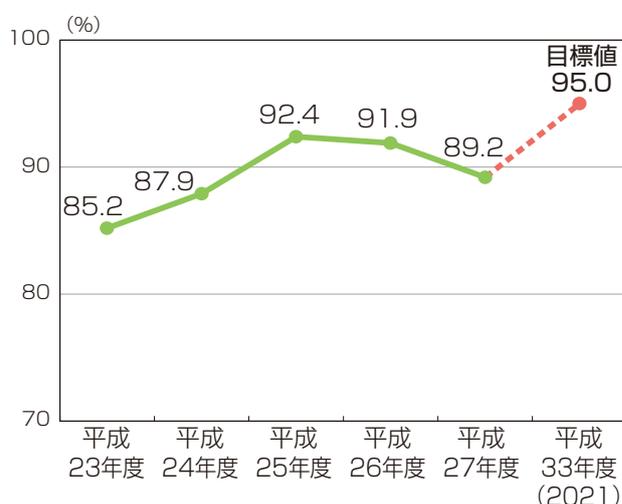
ライフスタイルが多様化した中、未婚化や晩婚化、若者の市外流出等に伴い、出生数は年々減少し、平成27年は291人となっています。また、依然として核家族化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化などの現状があり、子育ての孤立化や地域の支援体制の弱体化があります。

平成27年度の市民意識調査における子育て支援の重要度は、平成22年度の調査と比較すると9.6ポイント増の39.1%となっており、子育て支援の関心が高まっていることがうかがえます。

- 子育ての孤立化しやすい状況の中、育児不安やストレスを解消するための対策の充実が求められています。
- ファミリーサポート事業の活動件数は、平成25年度以降600件前後を推移し、ニーズが高まっていることから、提供会員の確保を図るとともに提供会員への研修会を実施し、利用しやすい環境の整備が必要です。
- 子育て支援の拠点となる子育て支援センターの利用者への情報発信や育児相談など、乳幼児期の子育て世帯が気軽に集える場所となるよう、施設の管理やサービスの提供が求められています。
- 景気の低迷などにより、子育てにおける経済的負担が増していることから、負担軽減のための取り組みが求められています。



図：出生数の推移



図：赤ちゃん訪問事業 訪問率

■今後の取り組み

12-① 安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができる環境づくりのため母子保健推進員*などが主体となって実施している遊びの広場事業の推進を図ります。また、子育てセーフティネットとして、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業を推進します。

12-③ 子育ての交流の場及び情報提供の推進

子育て支援センターでは、子育て講演会や育児相談会の実施、子育て情報の提供を行います。また、子育ての孤立化を防ぐため、各種セミナー修了者の自主活動グループの育成支援を推進します。

本市の子育て情報を分かりやすく提供するポータルサイトを運営するとともに、積極的に活用してもらえよう周知を図ります。

12-② 地域で支える子育て支援の充実

地域で支える子育て支援の中核組織として、ファミリーサポートセンターの活性化を図ります。具体的には、提供会員・利用件数の増加を図るための広報活動や、提供会員の研修会・交流会を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。

12-④ 子育てに伴う経済的負担の軽減の推進

18歳（高校3年生相当）までの医療費の助成や児童手当の支給、子育て応援にこにこパスポートの活用等による経済的な負担の軽減を図ります。



遊びの広場事業



子育て支援センター

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

赤ちゃん訪問事業訪問率

H27 89.2% → H33 95.0%

ファミリーサポートセンター活動件数

H27 680件 → H33 700件

子育て支援センター利用者数

H27 23,662人 → H33 25,000人

施策の対象：援助を必要としている子どもやその家庭

主担当課：こども課 / 関係課：学校教育課、健康福祉課

基本方針

関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

援助を必要としているすべての子どもやその家庭が、安心して生活ができるまちをめざします。ひとり親家庭への経済的支援と育児相談や就業相談などの充実に努めます。児童の虐待や配偶者等からの暴力（DV※）に対する市民の理解を深めるとともに、虐待やDVの早期発見・早期対応ができる体制の充実・強化を推進します。

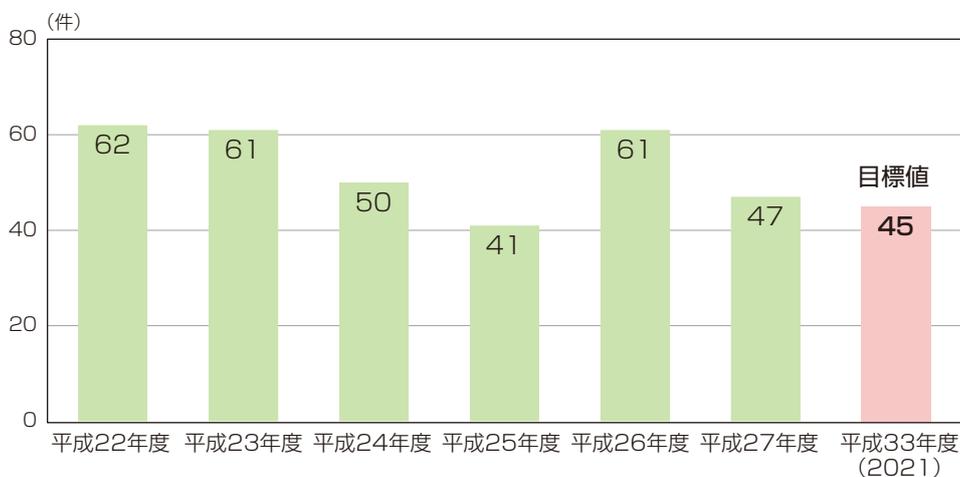
現状と課題

児童扶養手当の受給世帯数は少子化の影響もあり、平成22年度437世帯であったものが、平成27年度は416世帯とやや減少しています。

児童虐待に関する相談件数は平成22年度62件であったものが、平成27年度47件と、減少傾向にあります。しかし、複雑な問題を抱えた困難ケースが増えています。

援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援の強化が必要です。

- 子育てにおける不安や心配、児童虐待など家庭の問題に関する相談窓口である家庭児童相談室のPRや相談体制の強化が必要です。
- ひとり親に対する子育て支援や経済的支援、職業訓練等による資格・技能取得支援制度等のPR及び適切な利用を図るための啓発活動が求められています。
- 要保護児童対策地域協議会の活性化、情報の共有、関係者の専門性の向上や連携強化、市民への啓発普及による虐待の早期発見が引き続き求められています。
- 配偶者等からの暴力（DV）についての市民への周知や情報収集、被害者に適切に対応するための相談窓口体制の充実が求められています。



図：児童虐待相談件数の推移

■今後の取り組み

13-① 情報提供と相談体制の推進

ひとり親家庭や障がい児世帯などに対し、相談体制を充実するとともに、各種制度等の情報提供に努めます。

また、子育てにおける相談支援や児童虐待予防などを推進するため、家庭児童相談室の相談体制を強化します。

13-② ひとり親家庭への自立のための制度の推進

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費助成や児童扶養手当等を給付します。

また、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費給付金による資格・技能取得支援制度のPRや適切な利用促進に努めます。

13-③ 児童虐待の早期発見と早期対応の推進

児童虐待に関する市民への啓発普及を図り、民生・児童委員*や母子保健推進員*などの協力を得ながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。

行政や保育園、幼稚園、学校、警察、児童相談所等で構成している要保護児童対策地域協議会を核として、要保護児童や家族に対する適切な指導や支援を行います。

13-④ DV被害者への支援の推進

DVに関して広報紙やホームページを活用して周知に努めるとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。

また、警察などの関係機関との連携を図り、DV被害者の支援のためのネットワーク化を推進し、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。



子育て講演会（虐待予防研修事業）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

児童扶養手当受給者

H27 416世帯 → H33 380世帯

児童虐待相談件数^(注)

H27 47件 → H33 45件

(注) 児童虐待相談件数については、虐待予防の取り組みによる減少と早期発見による増加が考えられることから、ほぼ同数を目標値とします。

施策の対象：市民

主担当課：健康福祉課 / 関係課：スポーツ推進課、高齢福祉課

■基本方針

関連計画：五泉市健康増進計画、五泉市食育推進計画

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

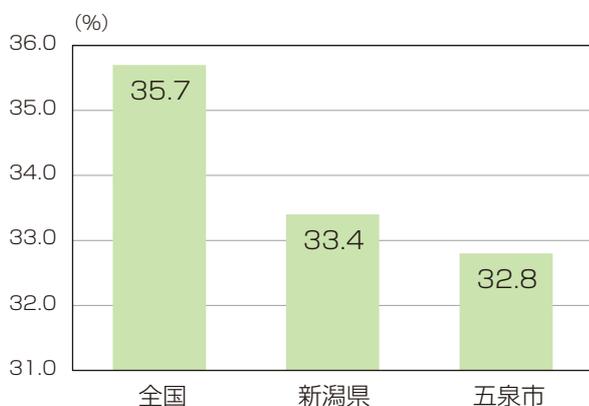
健康の維持と増進に取り組む意識を育み、栄養・運動・休養・こころの健康づくりの機会を提供するとともに、地域や関係団体と協働した健康づくりを促進します。

■現状と課題

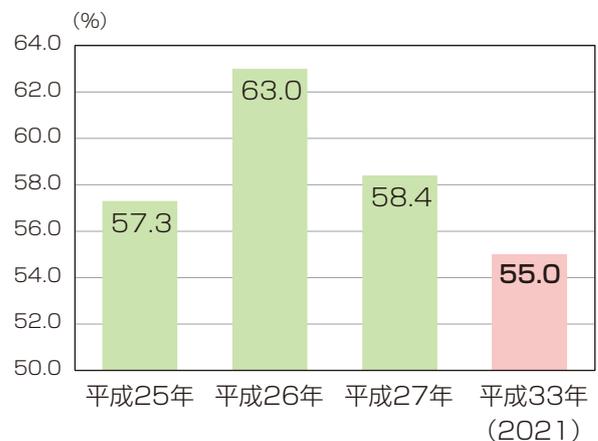
食生活や社会環境の変化による運動不足・ストレス増大など、健康を取り巻く環境は多様化しています。

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっていますが、運動習慣のある人の割合は32.8%で、県の33.4%、全国の35.7%と比べ低くなっています。また、小学生がいる家庭の喫煙率は58.4%と高く受動喫煙との関係が懸念されます。一方、健康づくり支援に満足している市民の割合は増加しています。

- 五泉市健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、健康づくりを推進します。
- 働き盛り世代の健康づくりを推進するため、職域との連携を強化していくことが必要です。
- まち全体の健康づくりを進めるためには、地区組織と連携し、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。
- 健康を維持増進するために、食生活・運動習慣を改善する取り組みや禁煙対策が必要です。



図：運動習慣のある人の割合（平成26年）



図：小中学生のいる家庭の喫煙率

※平成25～27年実績値は小学生のいる家庭のみの割合

■今後の取り組み

14-① 総合的な健康づくりの推進

市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画に基づき、栄養・運動・休養・こころの健康づくりや、献血の推進に努めます。また、市民や地域、企業等と協働し、働き盛り世代の健康増進を図ります。

健康づくり推進協議会等において保健事業施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。

14-③ 栄養・食生活指導の充実

市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。

食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。

14-⑤ 禁煙対策の推進

喫煙による健康被害を啓発するとともに、受動喫煙の機会を減らす取り組みや、禁煙対策事業を推進します。

14-② 地域の健康づくり活動の推進

各地域の健康推進委員会等の活動により、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。

地域のニーズに合った健康教室や子どもの遊びの広場、高齢者のふれあい集会などを開催します。

14-④ 運動習慣の推進

さまざまな機会を利用して、運動の必要性やその効果について広く普及するよう啓発します。

五泉市総合型地域スポーツクラブヴィガの協力のもと、ウォーキングやストレッチ体操、「プラス10きなせやエクササイズ※」など、家庭で手軽に取り組むことができる運動の普及と働き盛り世代の運動についての情報や運動を体験できる機会の提供を推進します。



プラス10きなせやエクササイズ講習会

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

健康づくり支援に満足している割合

H27 61.5% → H33 65.0%

運動習慣のある人の割合

H27 33.9% → H33 40.0%

小中学生のいる家庭の喫煙率

H27 58.4% → H33 55.0%

施策の対象：市民

主担当課：健康福祉課 / 関係課：市民課、こども課

■ **基本方針** 関連計画：五泉市特定健康診査等実施計画、五泉市健康増進計画、五泉市歯科保健計画

市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的な生活が送れるまちをめざします。

生活習慣病を予防するため、ライフステージ*に合わせた取り組みを推進します。

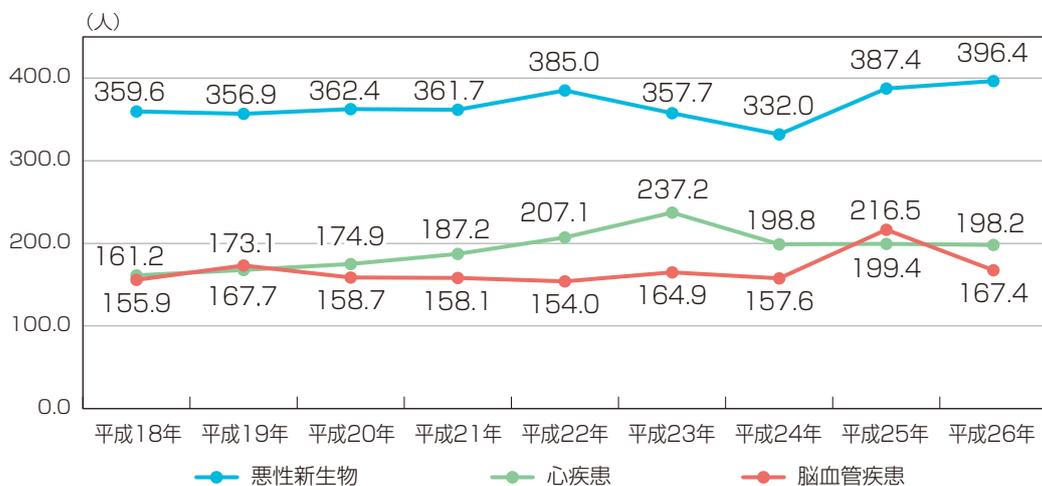
また、感染症予防対策やうつ・自殺予防対策の充実を図ります。

■ 現状と課題

平成26年度の主要死因は、1位 悪性新生物（がんなど）、2位 心疾患、3位 脳血管疾患となっており、生活習慣病の予防が重要です。

特定健康診査*受診率は、県内30市町村のうち26位と低く、健診結果のメタボリックシンドロームの割合は県平均と比較して高い状況です。また、糖尿病所見者の割合は全受診者の6割以上となっています。糖尿病から人工透析に移行する割合も多くなっています。

- 糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、健康診査及び特定健康診査・がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療の推進が必要です。
- 健康的な食生活を保つために、歯科保健を推進していく必要があります。
- 疾病や障がいのある人に対して、相談や訪問指導などのきめ細やかな支援をしていく必要があります。
- 生活習慣病を予防するため、食生活や生活習慣の改善を図る必要があります。
- 感染症に対する体制整備や食中毒予防に取り組む必要があります。
- 働き盛りの自殺者が多いことから、うつや自殺対策の推進に取り組む必要があります。



図：五泉市の三大死因の推移（人口10万人当たりの死亡率）

■今後の取り組み

15-① 健康診査及び保健指導の充実

特定健康診査や各種がん検診・結果説明会等を実施し、自らの健康状態を確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。

五泉市歯科保健計画に基づき、歯周疾患予防を主にした成人・高齢者の歯科保健の推進に努めます。

15-② 生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防するためには、特定健康診査などの結果や医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。

対象者には、特定保健指導及び各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための保健指導を実施します。

15-③ 健康相談・家庭訪問指導の充実

病気や障がいなどのために、療養や生活指導の必要な人に対して、保健師等による健康相談や家庭訪問指導の充実に努めます。

水俣病患者に対する支援として、相談や家庭訪問等を実施します。

15-④ 感染症対策及び食中毒の予防の推進

子どもと高齢者の各種予防接種の接種勧奨を図り、結核検診の実施と併せて、感染症予防対策を推進します。

食中毒の予防のため、食品衛生の改善を推進し、さらに新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。

15-⑤ うつ・自殺対策の推進

悩みのある人を早く的確に必要な支援につなげるため、地域の身近な支援者としてのゲートキーパー*の養成を実施します。

自殺者の多い働き盛りの年齢の人に対しては、関係機関と連携し、職域での出前講座の開催や普及・啓発に努めます。

また、自殺対策推進体制の整備を図るとともに、自殺者の家族に対しての支援も検討していきます。



健康診査の様子

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

がん検診受診率

H27 34.7% → H33 40.0%

メタボリックシンドローム該当者割合

H27 27.2% → H33 24.0%

糖代謝異常者*の割合

H27 61.5% → H33 58.0%

施策の対象：市民

主担当課：学校教育課 / 関係課：こども課、健康福祉課、農林課

基本方針

関連計画：五泉市食育推進計画

食は命の源であり、食に関する正しい知識を身に付け、健全な食習慣を実践することは、健康で心豊かな生活の実現に大きく寄与するものです。

市民それぞれが、食について自ら考えることで、生涯にわたって健康で心豊かな生活の実現をめざします。

食生活の改善による健康づくりを推進し、学校や幼稚園、保育園、家庭、地域等と連携して「地産地消」「伝統的な食文化の継承」に努めるなど、魅力ある食育活動を推進します。

現状と課題

少子化や核家族化など世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、食生活を取り巻く環境が大きく変化し、健全な食生活の実践が困難になってきています。また、「食」に対する意識が気薄になりつつあるため、学校や家庭、地域と連携した食育活動を推進する必要があります。

一方、学校給食における地場農産物の使用率は、その年の天候に左右されつつも、徐々に上がってきています。今後も一層の供給システム改善を図っていく必要があります。

- 朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムとバランスのとれた食事の習慣化を確立することが必要です。
- ライフスタイルの多様化等により、食事マナーの習得が困難になってきていることから、共食を通して楽しく食事することを推進する必要があります。
- 地産地消の推進、食品ロス削減のため、食の循環を意識し、食物や生産者に対する感謝の念や理解を深める必要があります。
- 日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。
- 食の欧米化により地域の食文化が失われつつある中、世界文化遺産としての「和食」を後世に残すため、一人ひとりが伝統的な食文化の継承に努める必要があります。



子ども農産物収穫体験事業でのいちご摘み



小学校給食配膳の様子

■今後の取り組み

16-① 食育意識啓発の推進

食育教室を通じた指導や、広報活動により、子どものころからのバランスのとれた食事の習慣化に努めます。

また、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事をするすることで、食への関心を高め、食事マナーの習得を推進します。

16-③ 生産者との交流の推進

食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを経験できるよう、生産者との交流の機会の充実に努めます。

また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や幼稚園、保育園等で行っている野菜づくりや稲作体験を促進します。

16-⑤ 食育による食生活改善の推進

乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。

また、市民が自分自身の健康のために、適切な塩分・カロリー・栄養バランスなどが選択できるよう、関係機関と健康に配慮した環境の整備に努めます。

16-② 学校における食育の推進

自校式学校給食を安全・安心に実施するため、衛生管理や危機管理に努めるとともに、「生きた教材」である学校給食を活用した計画的かつ継続的な指導の充実に努めます。

また、食育に関する家庭への理解を深めるため、食育だよりやホームページなど情報提供の充実に努めます。

16-④ 地産地消の推進

安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、学校給食米は100%五泉市産を利用し、その他給食食材についても、農家等と連携を図りながら地産地消を推進します。

また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の消費拡大に努めます。

16-⑥ 伝統的な食文化を継承する機会の充実

郷土料理を通じて、地域の食に関する理解を深め、伝統的な食文化を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実に努めます。

また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

毎日朝食をとる子どもの割合(小中学生)

H27
小: 98.4% → H33
中: 93.8% 100%

朝食を欠食しない大人(40歳以上)の割合

H27 93.5% → H33 100%

学校給食における地場農産物利用率(米を含む)

H27 52.2% → H33 55.0%

施策の対象：高齢者

主担当課：高齢福祉課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

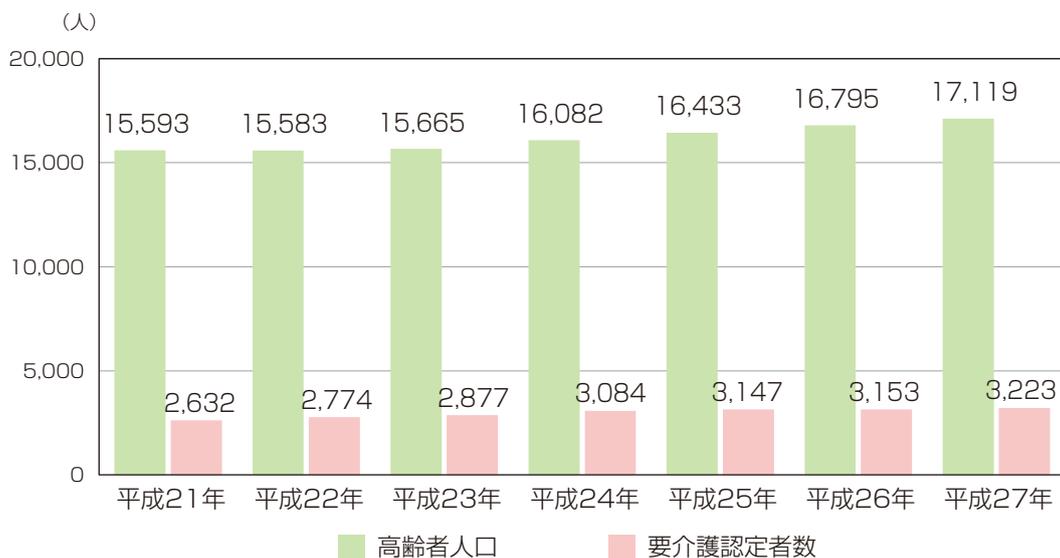
住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。高齢者一人ひとりが自分に合った健康づくりや介護予防の取り組みができるような環境を整えとともに、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センターの充実を図ります。

介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を行います。

現状と課題

高齢化の一層の進展に伴って、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。介護サービスを受けている人の割合は、平成25年度の16.0%から平成27年度は16.2%と増加しています。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスの提供が必要です。

- 要介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。
- 介護サービスの充実を図り、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりが求められています。
- 介護が必要な高齢者のニーズと介護保険料負担とのバランスを配慮した介護保険事業計画を策定していく必要があります。
- 高齢化に伴い介護サービスの需要は年々高まり、給付費の伸びが続いています。安定した介護保険運営のため給付適正化に取り組み健全な財政を維持していく必要があります。



図：高齢者・要介護認定者の推移

■今後の取り組み

17-① 介護予防の推進

軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活が続けることができるよう取り組みを進めます。

一人ひとりが自分に合った健康づくりや介護予防の取り組みができるよう高齢者の健康増進や体力維持に努めます。

17-② 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは、認知症や高齢者虐待防止の対応、権利擁護、介護に関する相談窓口など、総合的な支援を行います。複雑化する相談や事例に関係機関と連携して、高齢者やその家族が地域で安心して住み続けることができるよう体制の充実を図ります。

17-③ 介護サービスの充実

生涯にわたって住み慣れた地域で在宅での生活ができるよう、訪問介護*、短期入所生活介護*、通所介護*、小規模多機能型居宅介護*などの各種サービスの充実を図ります。

17-④ 介護保険事業計画の策定

介護が必要な高齢者のニーズを把握して、介護保険料負担とのバランスを考慮しながら介護保険事業計画の策定を進めます。介護保険事業計画に基づいて特別養護老人ホームなどの整備を進め、施設サービスの充実を図っていきます。

17-⑤ 介護保険財政の健全な運営

高齢化の一層の進展に伴い、今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。介護サービスの充実を図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付適正化に取り組むことで、健全な介護保険財政の運営を行います。



地域包括支援センターによる
認知症サポーター養成講座

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

介護認定率

H27 18.8% → H33 20.0%

要介護認定者のうち軽度者の割合

H27 40.3% → H33 45.0%

施策の対象：市民

主担当課：健康福祉課 / 関係課：高齢福祉課

基本方針

関連計画：－

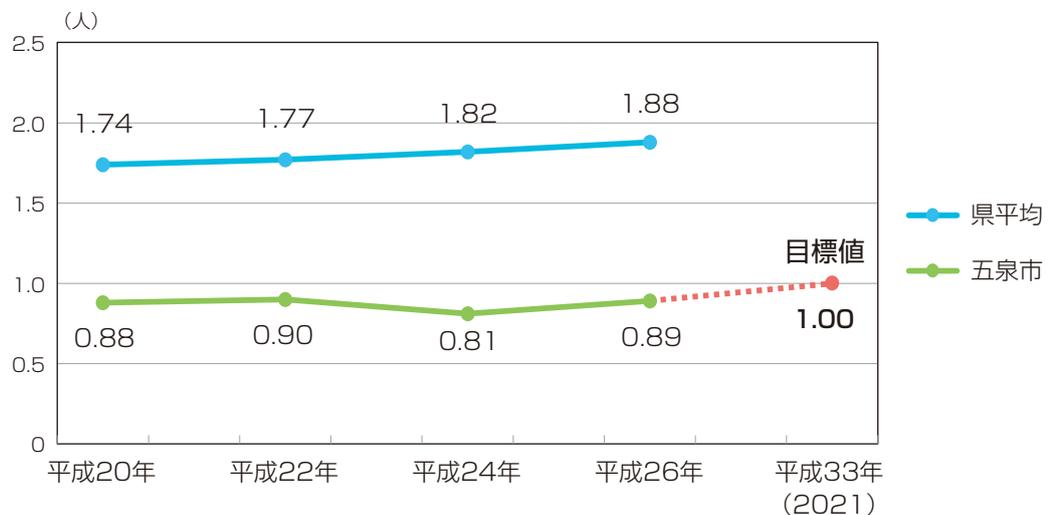
誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い医療を受けることができるまちをめざします。

医師会等関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の充実に努めます。多様な医療及び保健・福祉ニーズに対応できるよう関係機関と連携した体制整備と災害等の緊急時に対応できる体制整備を推進します。

現状と課題

平成27年度に実施した市民意識調査では、医療整備の充実への満足率は28.9%と低く、産科や専門医不足、医師・看護師不足による現状が課題となっています。また、重要度調査での最上位は「安心して医療を受けることができるまち(45.3%)」であり、市民の医療に対する期待があらわれています。高齢化社会の到来を踏まえ、在宅を含めた医療・介護体制の整備が必要です。

- 産科、小児救急医療の確保、寝たきりや認知症に対応できるよう、一定の水準の医療をいつでも安心して受診できる体制整備が急務となっています。
- 市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく医療・保健・福祉が一体となった対応が強く求められています。
- さまざまな病気や健康被害、大規模災害等の緊急時には、傷病者の病態に応じて適正に医療機関への搬送ができ、健康被害や病態の悪化が最小限に抑えられるような体制整備が課題となっています。



図：人口1,000人当たりの医師数

■今後の取り組み

18-① 地域医療体制の明確化と充実

普段から健康相談ができる「かかりつけ医」を持ち、重症化しないように一人ひとりが意識を持って適正に医療を受けるよう、市民への周知を行います。

診療所と病院（救急時の病院）の役割分担を明確にし、地域医療体制の充実をめざします。

医療と介護を一体的に提供する「地域包括ケアシステム^{*}」構築のため、医師会をはじめとした多職種連携により、在宅医療を推進します。

18-② 救急医療体制の確保と充実

救急患者がいつでも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実に努めます。

また、救急搬送先の病院がスムーズに受け入れられるよう連携を充実し、救急医療体制の確保に努めます。

救急医療指定病院に対して、運営や施設等整備の支援を行います。

18-③ 市外医療機関との連携

市内二次医療機関の継続と充実を基本とし、重症救急患者の医療に対応できない場合があるため、二次医療^{*}・三次医療^{*}については同じ新潟医療圏域である新潟市等との連携のもと、高度な医療体制の確保に努めます。

18-④ 休日・夜間等の救急医療体制の明確化

土・日・祝日の急な病気に対応する当番医を広報やホームページに掲載し、各家庭に周知します。

五泉市東蒲原郡医師会が運営する夜間診療所や土・日・祝日の在宅当番医制事業に対する支援を行います。

18-⑤ 新型コロナウイルスや自然災害への対応、体制の強化

新型コロナウイルスや自然災害・テロなどの緊急事態に備えて、関係機関との連携・訓練・研修を行います。

また、緊急時におけるマニュアルの活用により感染症や災害時の対応が迅速かつ適切に行えるようにするとともに、保健所・医師会・福祉機関等との連携により体制強化を推進します。

18-⑥ 医療従事者の確保

医師・看護師不足を解消するため、引き続き国・県に対して要望を行います。

また、関係機関と連携し、看護師養成施設の設置を働きかけます。



■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

かかりつけ医を持っている
市民の割合

H27 74.1% → H33 80.0%

市民1,000人当たり医師数

H26 0.89人 → H33 1.00人

医療整備の充実に満足している
市民の割合

H27 28.9% → H33 35.0%

施策の対象：市民

主担当課：市民課 / 関係課：健康福祉課

基本方針

関連計画：五泉市特定健康診査等実施計画

市民が病気や老後の生活、不慮の出来事による生活苦など、不安なく安心して暮らせるまちをめざします。

誰もが健康で文化的な生活を維持することができるよう、国民健康保険・後期高齢者医療、国民年金、生活保護など、各制度の円滑な運営に努めます。

現状と課題

国民健康保険は、国民皆保険制度*の中核として、市民の健康の維持と増進を図るうえで重要な役割を担っています。しかし、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、一人当たりの医療費の増加が続いています。一方では、低所得者の加入者が多いことや、保険税の収納率低迷により、財政運営は大変厳しい状況となっています。

- 国民健康保険は、引き続き安定的な財政運営に努める必要があります。
- 保険税の収納率の向上に努めるとともに、特定健康診査*の受診率の向上に努め、中長期的な医療費の抑制を図る必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、今後、高齢化の進展により医療費の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営に努める必要があります。
- 国民年金は、老後の生活の安定に欠かせない重要な制度であり、制度の普及啓発に努める必要があります。
- 生活保護は、景気低迷の影響を受け、離職等による受給者が増加しています。生活困窮者が、早期に自立できるように関係機関と連携した支援が必要です。



図：年間平均被保険者数・1人当たり療養給付費の推移

■今後の取り組み

19-① 国民健康保険財政の健全化

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、新潟県が財政運営の責任主体となりますが、引き続き保険税の収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化、資格の適正化に努めます。また、中長期的な医療費の抑制を図るため、保健事業を推進します。

19-② 後期高齢者医療制度の周知

新潟県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な運営を図るため、制度の理解促進を推進します。

19-③ 国民年金制度の周知

関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要性と理解促進を図るため、普及啓発及び保険料の納付率向上のための取り組みを推進します。

19-④ 生活保護世帯の自立推進

さまざまな理由により生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援を行います。また、ハローワークや自立相談機関などとの連携を強化し、就労支援員が就労意欲を喚起するなど、自立に向けた就労支援を実施します。



健康診査の様子

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

特定健康診査受診率

H27 39.7% → H33 54.0%

国民健康保険税(現年度分)の収納率

H27 93.6% → H33 94.0%

人口1,000人に対する生活保護受給者数

H27 6.06人 → H33 5.65人

施策の対象：市民、市内事業者

主担当課：環境保全課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市環境基本計画、五泉市地球温暖化対策率先実行計画(事務事業編)、五泉市地下水保全管理計画

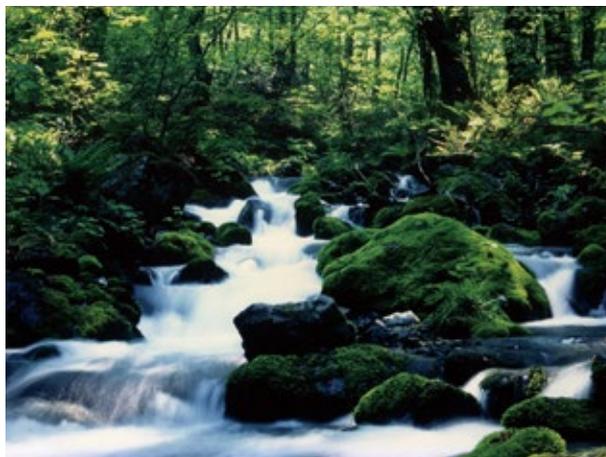
日常生活や事業活動において、私たちをとりまく環境を守り、将来の世代に良好な状態で継承することの責務を意識して、自然環境の保全や環境への負荷の軽減、エネルギー使用の合理化などを実践し、継続するまちをめざします。

また、日ごろから生活環境や社会環境の保全について関心を高め、公害の防止や地球温暖化対策につながる行動を広げます。

現状と課題

豊かな自然があることが当たり前のこととして受け止められがちであることや、地球温暖化などは身近なこととしてとらえにくいことなどから、環境を保全する取り組みが十分とはいえません。また、利便性や経済性が優先するあまり、私たちをとりまく環境を大切にしようという意識が薄れる場面も見受けられます。

- 市民や事業者が、私たちをとりまく身近な環境に対する関心を高め、地域の自然環境への理解を深めるとともに、その保全を実行し、継続することが求められています。
- 市民や事業者が、日常生活や事業活動において省エネルギーや省資源などの地球規模の環境保全へとつながる取り組みを実践し、継続することが求められています。
- 新しいエネルギー技術に対応した設備を取り入れてエネルギー使用の合理化を図るなど、再生可能エネルギー*の積極的な利用の促進が課題となっています。
- 水質汚濁や大気汚染の防止をはじめとする環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の広がりが求められています。



ぶな林を流れる吉清水

■今後の取り組み

20-① 環境問題に対する意識啓発の推進

身近な生活環境から地球環境まで、私たちをとりまく環境を意識し、その保全をできることから実践し、継続するため、環境学習会の開催や情報発信に努めます。併せて、人材の育成と環境保全団体の活動支援を進め、地域における主体的な活動の浸透を図ります。

20-② 自然環境保全の推進

市の貴重な財産である豊かな自然環境や生物多様性に対する理解を深め、それらを良好な状態で保全し、将来の世代に引き継ぐため、地域や環境保全団体との連携を図るとともに、情報発信を行い、啓発活動を推進します。

20-③ エネルギー使用の合理化と地球温暖化対策の推進

日常生活や事業活動における省エネ行動などエネルギー使用の合理化の浸透を図り、地球温暖化対策につながる取り組みを身近なところから広げていきます。また、新しいエネルギーの利活用について情報発信を行い、地球環境の保全に資する取り組みを支援します。

20-④ 公害防止の推進

安全で、安心した生活や事業活動を送ることができる環境を維持するため、河川水や工場排水の定期的な検査や地下水位の観測を行います。また、騒音や悪臭などが発生しないよう啓発活動を行い、公害に悩まされることのない環境を維持します。



五泉メガソーラー発電所
「エネルギーの丘・五泉」

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市内の太陽光発電設備等の
導入状況

H27 4,568kW → H33 8,000kW

公害について不安がないと
感じている市民の割合

H27 45.4% → H33 70.0%

施策の対象：市民

主担当課：上下水道局 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市水道ビジョン

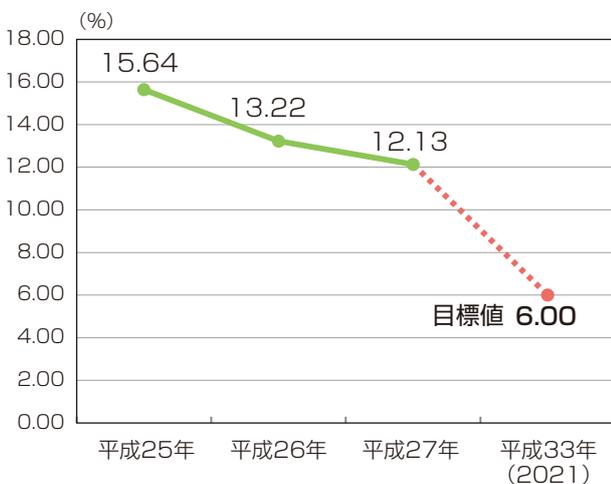
水道事業の安定化を図るとともに、災害に強い水道施設を構築し、安全で安心な生活用水が安定して供給されているまちをめざします。

水源環境保全を図るための啓発活動や、老朽化した水道施設の更新を推進します。また、山間地域へ安定した水の供給を行うため、簡易水道*の上水道への統合を推進するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。

現状と課題

本市の水道は、1つの上水道事業と4つの簡易水道事業により運営しています。簡易水道統合事業は、平成27年度に川内地区の上水道統合事業が完了し、引き続き蛭野、戸倉・大蒲原、高松地区の施設整備を行い、統合事業完了は平成30（2018）年度を目標に進めています。また、田川内・高石地区は平成25年度に浄水場配水池の新設や、送配水管の更新等の改良事業を完了し、良質な水道水の供給を行っています。

- 生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進めることが必要です。
- 石綿配水管*等の老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進めることが必要です。
- 河川水などを水源とした簡易水道では、水質が不安定なため、その対応が課題となっています。
- 市民から信頼される水道事業とするため、経営状況の公開や経営の安定を図ることが必要です。



図：石綿配水管の残存率



老朽化した水道管を災害に強い耐震管に布設替える様子

■今後の取り組み

21-① 水環境保全の啓発活動

自然が育んだ地下水源を生活や産業活動による影響から守るため、水道施設の見学や、水質検査結果の公開などを通して、水環境保全に関する啓発活動を推進します。

21-② 災害に強い水道施設の整備

上水道及び簡易水道が一体化した水道施設の構築をめざし、水道事業統合計画に沿った整備を推進します。また、石綿配水管等の老朽化した水道施設の更新にあわせて、送配水管の整備や改良、施設の耐震化を計画的に行い、災害に強い水道施設の整備を進めます。

21-③ 簡易水道の上水道への統合推進

河川水などを水源としている簡易水道は、水質が不安定で天候等により悪化することがあります。上水道区域からの配水計画により、安全・安心・安定した水の供給を行います。

21-④ 水道事業経営の安定化

水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページ等で分かりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される水道経営に努めます。

また、有収率*及び料金収納率の向上に努め、経営の安定を図ります。



安全・安心な水道水を供給する高度な
浄水処理施設（田川内浄水場）



新設された村松第3配水池
（平成28年5月竣工）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

石綿配水管の残存率

H27 12.13% → H33 6.0%

有収率

H27 89.23% → H33 92.0%

施策の対象：市民

主担当課：環境保全課 / 関係課：総務課、商工観光課

基本方針

関連計画：五泉市交通安全実施計画

市民生活の中に交通事故や犯罪などがなく、市民が安全・安心な暮らしができるまちをめざします。幼児、小学生、高齢者などを対象とした交通安全教室を開催し、市民の交通安全意識を高め、交通ルール・マナーの遵守や交通安全施設の整備推進により交通事故のない安全なまちをめざします。

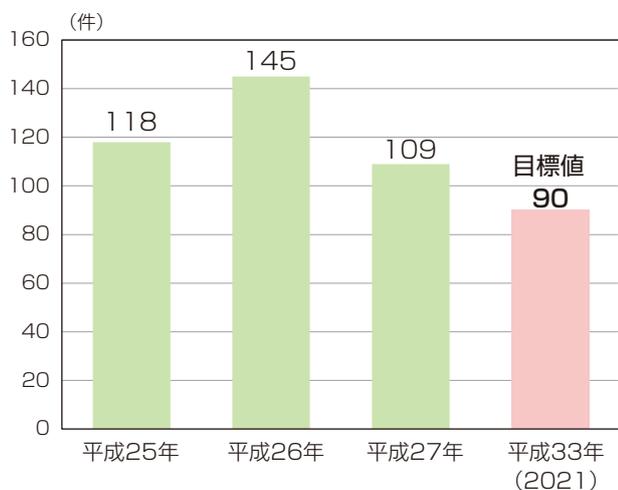
また、防犯意識を高め、犯罪を未然に防止するとともに、市民が悪質な販売や消費トラブルに巻き込まれないための啓発や相談体制などを充実します。

現状と課題

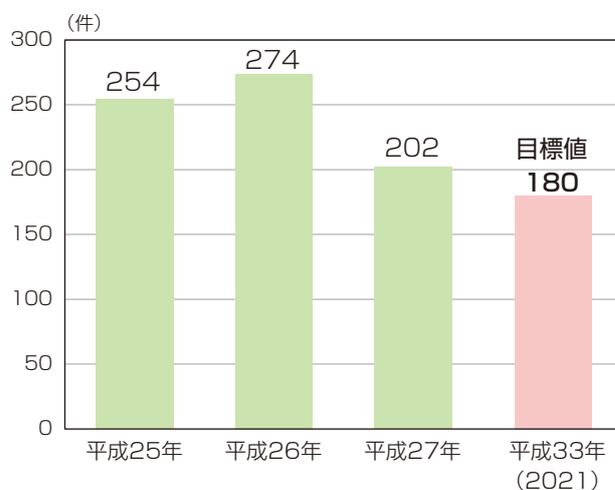
高齢者が関係する事故や交差点事故の割合が高く、運転中の携帯電話使用やシートベルト、チャイルドシートをしないなど、交通ルールを守らないことによる事故も発生しています。

また、犯罪に関しては、侵入犯、万引きは減少傾向にありますが、特殊詐欺*が増加傾向にあり、手口も巧妙化しています。犯罪に巻き込まれないように、防犯意識を高める取り組みが必要です。

- 交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通事故や交通死亡事故をゼロにするために、交通安全教室や広報などによる啓発が一層必要となっています。
- 交通安全施設の整備・点検・管理を行い、安全に利用できる道路環境の整備が求められています。
- 犯罪に巻き込まれないために、日頃から防犯意識を高める取り組みが必要です。
- 年々悪質化する詐欺や消費者トラブルに遭遇しないようにするため、消費生活情報の提供や相談体制の充実が求められます。



図：交通事故発生件数



図：犯罪発生件数

■今後の取り組み

22-① 交通安全意識の啓発

市民に交通ルールを守ることの重要性の認識や交通ルールの遵守を徹底するため、市内の小学校、保育園、お茶の間サロン等で交通安全教室を実施します。また、広報活動などを実施し、交通安全意識の啓発を図るとともに高齢者の免許返納を支援します。

22-② 交通安全施設の整備の推進

歩行者と運転者の安全を確保するため、カーブミラーなどを計画的に新設、修繕、管理します。また、交通事故防止のための注意喚起看板を設置するなどし、交通安全施設の整備を推進します。

交通規制などの要望や改善を関係機関へ働きかけをします。

22-③ 防犯意識の啓発

犯罪を未然に防止するため、防災行政無線やメール、広報紙などを活用し、防犯情報を提供します。

また、各種防犯講習会などへの市民の参加を促進し、市民の防犯意識を啓発します。

22-④ 地域における防犯体制の充実

市や警察などで組織する防犯組合連合会が実施する防犯講習会や情報紙発行を支援し、地域と行政とが一体となった防犯活動を推進します。巡回パトロール、駅への防犯カメラの設置などにより、犯罪の抑制に努めます。

防犯灯の維持管理等を支援し、地域における防犯体制の充実を図ります。

22-⑤ 消費者相談体制の充実

年々悪質化、巧妙化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、悪質商法や詐欺防止啓発チラシの作成、配布など消費生活情報を提供します。

被害を最小限度に食い止めることなどのため、消費生活センターの周知、機能強化を推進して、消費者相談体制の充実を図ります。



保育園での交通安全講習会

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

交通事故発生件数

H27 109件 → H33 90件

犯罪発生件数

H27 202件 → H33 180件

特殊詐欺発生件数

H27 4件 → H33 0件

施策の対象：市民、市内で活動する人

主担当課：都市整備課 / 関係課：高齢福祉課

基本方針

関連計画：－

雪国である本市において、除雪対策は無くしてはならないものとなっています。雪に対して地域ぐるみで協力して取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。

市道除雪対策として除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の円滑な交通の確保に努めます。

また、高齢者や障がい者など、自力で除雪の対応が困難な世帯に対する支援を推進します。

現状と課題

除雪体制として、車道425km、歩道31kmの機械除雪作業、消雪パイプ整備済区間51kmのほか、県管理道路除雪と連携し、冬期道路交通の確保を図っています。

近年の低迷する経済情勢から除雪協力業者の除雪作業からの撤退・縮小、新規参入除雪協力業者の技術力不足等、除雪業務を担う企業では、若者の建設業離れや除雪業務の過酷な労働条件など、次世代の担い手不足による除雪オペレーターの高齢化が大きな問題となっています。

また、高齢者世帯の増加から住民の除雪に対する要望は多種多様となっています。

- 降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。
- 降雪量の多い山間部に対するきめ細かな雪対策が必要です。
- 除雪体制を維持することはもちろんのこと、体制の強化に取り組む必要があります。
- 機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。
- 初期に整備した消雪パイプの中には、ノズルをはじめ、配管等の老朽化が著しく、部分的な修繕では対応できなくなってきているため、計画的な改修及び維持管理が必要です。



図：降雪量・積雪深の推移

■今後の取り組み

23-① 道路除雪及び歩道除雪の推進

除雪作業実施体制を確保するため、除雪業者と連携を図るとともに道路及び歩道除雪機の購入費の一部を支援するなど、体制強化への支援を行います。

また、降雪量の多い山間部においては、きめ細かいパトロールを実施して冬期間の市民生活の安全確保に努めます。

23-② 消雪パイプ整備と改修の推進

市街地における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施に当たっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。

また、既存消雪施設の計画的な改修及び維持管理を行い、冬期間の交通確保に努めます。

23-③ 地域と一体となった除排雪の推進

地域の理解と協力のもと除排雪ができるよう、広報紙などで啓発を行うとともに、共同除雪のための機械の貸出し、市道用除雪機の購入費支援や除雪オペレーター育成など、市民と行政が連携した除雪体制づくりを推進します。

23-④ 自力除雪困難者への支援

高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。



除雪の状況（左：車道除雪、右：歩道除雪）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

車道除雪における除雪車
1台当たりの平均除雪延長^(注)

H27 4.57km → H33 4.25km

歩道除雪における除雪車
1台当たりの平均除雪延長^(注)

H27 3.11km → H33 2.07km

(注) 除雪車を増やすことにより、1台当たりの車道・歩道の除雪延長を減らし、除雪時間の短縮を図ります。

施策の対象：市民

主担当課：消防本部 / 関係課：－

基本方針

関連計画：－

消防・救急・救助体制を充実させ、火災、救急事故、自然災害などから市民の生命と財産を守るまちづくりに努めます。

火災予防対策と応急手当の普及活動に積極的に取り組み、消防と市民が一体となった災害に強いまちをめざします。

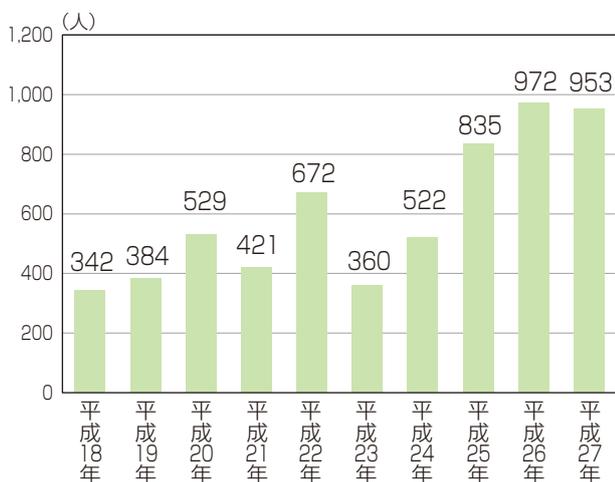
救急救命士等救急隊員の活動技術向上に努め、救命率向上を図るとともに、個々の家庭や災害現場で市民が応急手当が行えるよう、救命講習会を開催して普及に努めます。

現状と課題

火災件数は、減少傾向にあります。依然として不注意による火災発生が多いことには変わりありません。消火栓や防火水槽の設置は計画的に進めていますが、消防水利の充足率は目標の100%に達していない状況にあります。

消防団員の処遇改善や活動資機材・装備についても充実を図っていますが、入団希望者が少なくなっています。また、団員の被雇用者率が高くなり、日中不在の団員が多いため災害に即応できない場合があります。

- 消火栓や防火水槽の計画的な整備と、老朽化した消防車両の更新整備が求められています。
- 消防団施設・団員装備の充実を計画的に進め、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、団員数の減少に歯止めをかけるべく、加入促進を図る施策を展開しなければなりません。
- 火災を未然に防ぐための取り組みと、火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、設置済み警報器の維持管理が重要となっています。
- 救急出動件数の増加傾向が続いており、救急需要に対応するため救急救命士の養成や、さらなる救急隊員の資質向上が必要です。
- 心肺停止患者の救命率を上げるため、救命講習の受講を勧め、居合わせた人によるAED*を活用した応急手当の実施率を上げる必要があります。



図：年別普通救命講習受講者数の推移



救命講習会

■今後の取り組み

24-① 消防職員・団員の資質向上

複雑多様化している火災をはじめとする災害に対して迅速・的確に対応するため、消防職員・団員の消防大学校及び県消防学校等での専門的知識・技術の習得により、資質向上を図ります。

24-② 消防水利及び消防車両等の整備

火災などの災害による被害軽減を図るため、消火栓や防火水槽の設置を計画的に進めるとともに、老朽化した消防車両の更新や消防装備の充実を図ります。

24-③ 消防団施設・装備の充実及び団員確保の推進

迅速なる消火活動を行うため、計画的に小型動力ポンプの更新を行い、老朽化している消防器具置場等の施設改修を推進します。

また、消防団員数を確保するため、協力事業所制度の活用や一般団員の活動を補完する機能別消防団員*の採用を推進します。

24-④ 火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、各種防火座談会を開催して、火災予防を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進します。防火協力団体と連携し、防火管理者の養成や火災予防啓発活動に努めます。

24-⑤ 救急救助体制の充実

救急出動件数が増加しているため、救急救命士等の養成を継続的に行うとともに、各種教育により救急隊員の資質向上に努めます。救助体制は、災害の複雑多様化や大規模化に備え、救助隊員の専門的技術の習得を推進し、資質向上を図ります。

24-⑥ 応急手当の普及と啓発の推進

市民の命を守るためには、居合わせた人による応急手当やAEDの使用が必要不可欠です。市内各所にAED設置を推進するとともに、救命講習を多くの市民が受講できる体制を整備します。また、119番通報者に応急手当を口頭指導し、救命率の向上を図ります。



救急・救助隊員による要救助者救出訓練



救助隊員の救助資機材取扱い訓練

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

住宅用火災警報器の設置率

H27 82.0% → H33 100%

消防団員の充足率

H27 92.8% → H33 96.0%

普通救命講習の受講者総数(累計)

H27 5,990人 → H33 12,000人

施策の対象：市民

主担当課：総務課 / 関係課：健康福祉課、高齢福祉課、こども課、都市整備課、上下水道局、消防本部

基本方針

関連計画：五泉市地域防災計画、五泉市国民保護計画

地震や台風、大雨などさまざまな災害に強いまちをめざします。

防災に対する意識の啓発と知識の普及を図るため、広報活動や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティにおける自主防災組織*の育成を推進します。

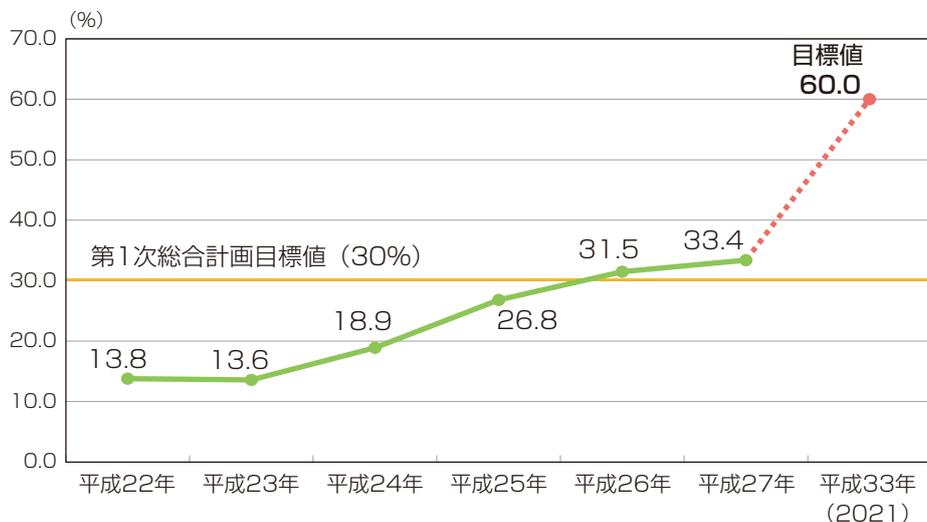
また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達などの環境整備を推進します。

現状と課題

「中越地震」、「東日本大震災」、「新潟・福島豪雨」、「熊本地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が多く発生していることから、災害に対応していくために、市民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

地域における自主防災組織率は、平成25年26.8%、平成27年33.4%と増加しているものの、県平均83.1%と比較して低い状態となっています。

- 地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成と訓練が重要であり、防災に対する意識の高揚が必要です。
- 浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。
- 土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。
- 災害時において、迅速で適切な対応を行うためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。



図：自主防災組織率の推移

■今後の取り組み

25-① 防災意識の高揚

災害などの際に適切な行動がとれるよう、国の浸水想定が見直されたことに伴い、ハザードマップの作成を行い、防災意識の高揚に努めます。

また、自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

25-③ 防災施設等の整備の推進

道路、上下水道などの耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所や災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線*等の整備を推進します。

また、土砂災害発生危険区域の定期的な巡視体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。



自主防災組織の活動

25-② 防災体制の整備

地震や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を図ります。特に高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。

そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。

25-④ 迅速な情報伝達の充実

災害時において、正確な情報を伝えるため防災行政無線の維持管理を行うとともに、聞こえない地域等への調査、整備を行うことで、市民への迅速な情報伝達に努めます。

また、火災や地震、台風や大雨などのさまざまな災害情報など、ホームページやメール等を活用した情報提供により、防災情報の多重化を図り、被害防止に努めます。



防災行政無線室

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

自主防災組織率

H27 33.4% → H33 60.0%

施策の対象：青少年、保護者

主担当課：生涯学習課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

家庭や学校、関係団体などが地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、青少年の非行や問題行動の防止に努め、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長することをめざします。

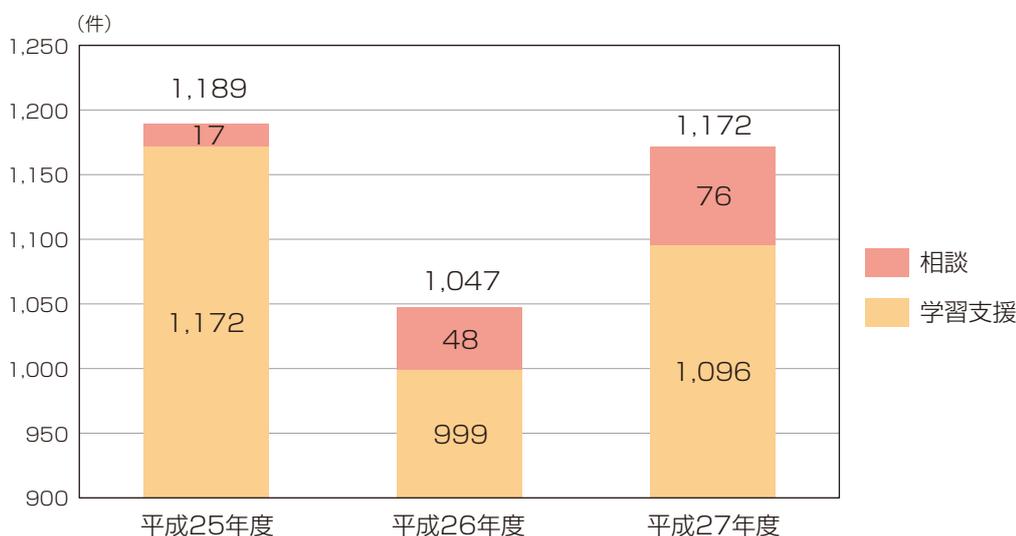
教育の原点である、家庭の教育力向上を図り、基本的な生活習慣（しつけ）、親子のふれあい増進、保護者との連携、相談体制の充実を図ります。

また、大人と子どもがともに学ぶ体制と環境を整備し、「子どもを地域ぐるみで育む」取り組みを推進します。

現状と課題

少子化や核家族化による家庭や地域社会での人間関係の希薄化などを背景に、子どもの成長過程における自然・生活・社会体験など、生きるための経験不足が問題となっています。また、通信技術の発展や、SNS*の普及等によって青少年のインターネット利用を取り巻く環境やリスクが大きく変化しており、犯罪被害などのトラブルから青少年を守るため、家庭や学校、地域社会が一体となり青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

- 家庭における生活習慣・リズムの乱れが問題となっており、親が子どもを育てるための意義や責任を理解し、家庭教育について必要な知識を得られる機会や体験を充実させることが必要です。
- 治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えているため、関係団体との連携強化が必要です。
- 青少年の非行防止や健全育成のため、定期的な巡回、見守りが必要です。また、悩みを持つ青少年に対する相談体制の充実を図るため、関係機関との連携による支援が必要です。
- 自然体験や異世代との交流経験が不足しており、地域の教育力を活かした取り組みが必要です。



図：青少年育成センター相談受理状況

■今後の取り組み

26-① 家庭の教育力向上の支援

家庭教育学級を開設し、家庭での生活習慣の確立や基本的なしつけの実践を図ることにより、家庭の教育力の向上をめざします。

また、合同研修会の開催により、子育てにおける情報交換、仲間づくりなど、保護者が交流する機会を設け、望ましい親子関係が育まれるよう支援します。

26-③ 街頭指導と相談体制の充実

家庭、学校、地域や青少年指導員、ボランティアによる子ども守り隊などの連携を強化し、街頭指導の指導技術を向上させ、非行や問題行動の防止に努めます。

さらに、青少年育成センターの相談体制を充実し、悩みを抱えている青少年・保護者・学校への適切な対応に努めます。

26-② 青少年健全育成を推進する体制の強化・連携

青少年健全育成を推進するため、推進母体である青少年健全育成市民会議の組織強化・活動を支援し、関係機関・団体とネットワークを構築し、情報の共有を図ります。

また、各地区の青少年健全育成協議会については、実態に対応した活動ができるよう支援し、「地域の子どもは、地域で守る」という意識の定着化を進めます。

26-④ 地域での活動機会と活動の場の充実

青少年教育施設の整備充実を図り、自然体験や異世代との交流する機会を充実するとともに、子どもの自立性や社会性、コミュニケーション能力の向上に努め、子どもたちの生きる力を育みます。

また、地域子ども会の交流会を実施し、人材育成及び地域活動の活性化を図ります。



子ども会「夏のつどい」



生き生き通学合宿

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

家庭教育学級参加者数

H27 9,399人 → H33 9,500人

青少年指導員の街頭指導 巡視計画達成率

H27 53.7% → H33 90.0%

施策の対象：市民

主担当課：健康福祉課 / 関係課：－

■基本方針

関連計画：－

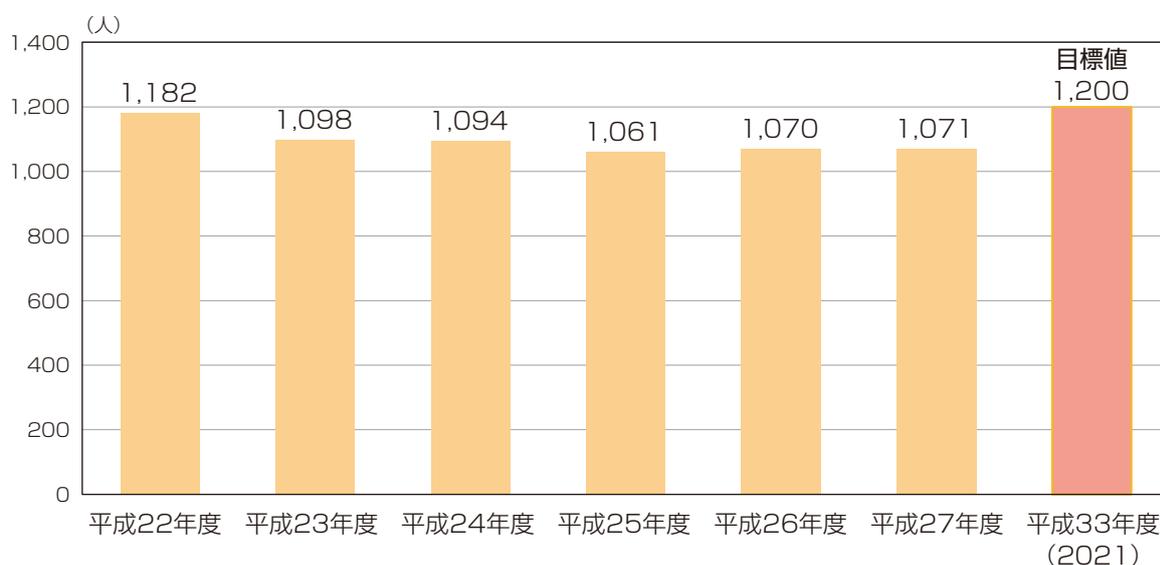
市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支え合うまちをめざします。

ボランティアや地域福祉活動の担い手の掘り起こしや育成に努め、活動しやすい環境づくりの推進、地域福祉への参加意識の醸成、地域に根ざした福祉活動が活性化するように支援します。

■現状と課題

少子高齢化や核家族化などの増加に伴い、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。市民意識調査では、7割以上の市民がボランティア活動・地域活動への参加がなく、若年層が活動に無関心であることが課題となっています。近年の厳しい雇用情勢の中、ボランティア活動に参加する機会が難しく、地域社会への関心やつながりも薄らいできています。また、地域のパイプ役となる民生・児童委員*の人員確保が不可欠となっています。

- 地域・学校・職域などそれぞれの特性に応じたボランティア活動を活性化するために、ボランティアの普及・啓発及び育成支援が必要です。
- 市民の連帯感や地域社会への関心が希薄になっているため、地域福祉で中核的な役割を担っている人材や団体の支援を強化する必要があります。
- 高齢者の増加や人のつながりが薄らいでいく社会の中で、地域における民生・児童委員の役割は重要なものの、相談・訪問活動などの負担が大きく、負担軽減が急務となっています。



図：年度別ボランティア登録者数

■今後の取り組み

27-① ボランティア活動の育成支援

さまざまな福祉活動に対応するため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアセンターや福祉活動団体の組織育成に努めます。

ボランティアセンターが実施する機関誌の発行やイベントの開催など、気軽に福祉活動に参加できる環境づくりの整備に努めます。

27-② 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、地域福祉の課題解決に向けた専門員の人材確保や、関係機関・団体との連携を強化するための体制整備を支援します。

27-③ 民生・児童委員活動の推進

地域福祉の中心的役割を担う民生・児童委員の人員確保に努めるとともに、福祉ニーズを的確に把握し、適切な助言活動ができるように、専門部会等を通じて情報交換や研修を行い、活動の支援を図ります。



ボランティアの活動風景
(左：募金活動、右：おもちゃドクター)

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

個人ボランティア登録数

H27 1,071人 → H33 1,200人

ボランティア活動等の 年間参加割合

H27 28.3% → H33 30.0%

民生・児童委員の 相談・支援件数

H27 1,647件 → H33 1,800件

施策の対象：市民

主担当課：総務課 / 関係課：学校教育課

基本方針

関連計画：－

国際交流に理解があり、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

市民が組織する団体である五泉市国際交流協会などが活動の主体となって行う外国や外国籍市民との交流事業を支援します。

また、外国籍市民の相談窓口の設置など日常生活や緊急時の支援を進めます。

外国語講座の開設などにより、市民のコミュニケーション能力の向上を図ります。

現状と課題

本市の国際交流は、五泉市国際交流協会などが活動主体となって、主に青少年の国際感覚を養い、多様な文化への理解を深めるため、ホームステイなどによる交流を行っています。

また、市内には約180人の外国籍市民が生活しています。お互いの文化や風習に対する理解を深め、市民と外国籍市民が地域社会の一員として認め合って生活できる環境づくりが求められています。

- 青少年の国際感覚の醸成や外国の異文化への理解を深めるため、さまざまな国や地域との交流の場の充実を図ることが必要です。
- 災害時における支援、医療、教育の支援など、外国籍市民が暮らしやすい環境整備を進めることが必要です。
- 外国籍市民を含めた市民に、外国語講座の開催など国際理解を深める機会の提供が課題となっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック参加国と人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン事業」を契機として、交流の拡大と組織の活性化に努めます。



五泉市中学生海外派遣事業（オーストラリア）

■今後の取り組み

28-① 外国人との交流機会の創出

五泉市国際交流協会、五泉市モンゴル子ども交流委員会、フレンドシップフォースなど国際交流推進団体の連携を支援し、ホームステイの実施や身近な外国人との交流を深め、国際感覚豊かな市民を育成するとともに、親交と相互理解を深めます。

28-② 外国籍市民が暮らしやすい環境づくり

外国籍市民が快適な生活を送れるよう関係団体と連携し、相談窓口の設置など日常生活の支援の方法を検討します。英語などによる生活ガイドブックなどの作成をめざします。

28-③ 市民の外国語教育の充実

国際化に対応した市民を育成するため、外国語指導助手（ALT）による外国語講座などを開催し、外国人とのコミュニケーション能力や異文化への理解を高めるような情報の発信に努めます。また、国際的に活躍できる人材育成のため、小・中学校の英語教育の充実と強化を図ります。

28-④ ホストタウン事業の推進

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、諸外国との文化的な交流事業を実施します。



五泉市国際交流協会が主催した
English Camp in Gosen



ALTによる英会話教室

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

国際交流事業に参加した人数

H27 193人 → H33 220人

国際交流事業を開催した回数

H27 8回 → H33 10回

英会話教室の参加人数

H27 27人 → H33 50人

施策の対象：商業従事者

主担当課：商工観光課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：－

商業団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わうまちづくりをめざします。

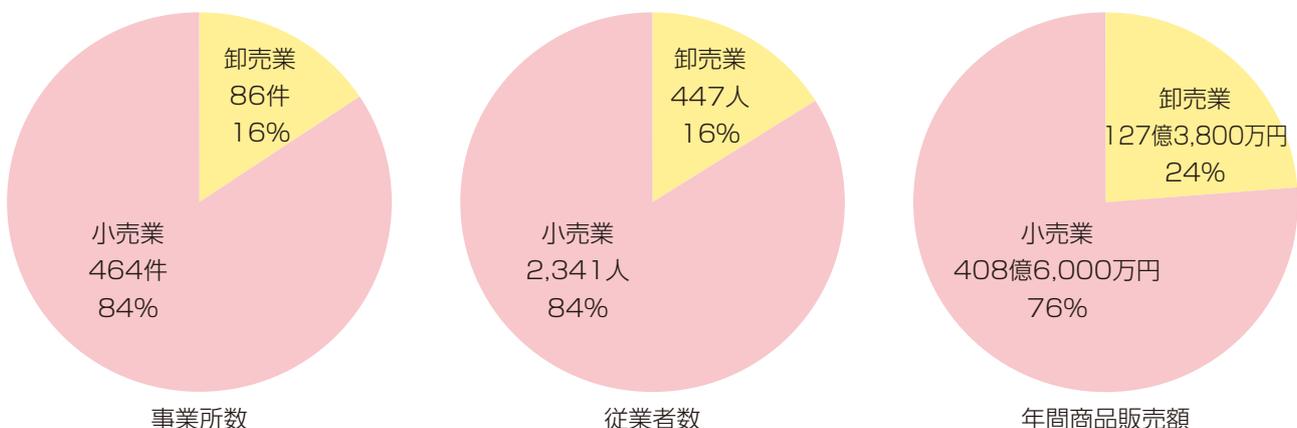
事業者の事業意欲を喚起し、持続的で活力のある展開につながる支援を行います。

これまでに蓄積された歴史的・文化的資源や産業資源などの既存資源を有効活用しつつ、創意工夫を活かしながら地域と一体となって、活気あるまちなかづくりを推進します。

現状と課題

本市の商業は、車社会の進展等に伴う商業集積の進んだ市外商圏への流出や、消費者ニーズの多様化、通信販売利用者の増加などを背景に商店数、販売額ともに減少しています。平成26年の商店数は550店、従業員数は2,788人、年間商品販売額は535億9,800万円で、これを平成20年と比較すると、商店数は25.38%減、従業員数は24.35%の減、年間商品販売額は25.83%の減少となっています。

- 中心市街地の活性化には、特性を活かした店舗づくりやサービスの提供と賑わい空間の創出が求められています。
- 経営の安定化を図るため、利用しやすい融資制度と経営相談等の体制整備が必要です。
- 景気低迷や後継者不足により、倒産・廃業する商店も増え、空き地や空き店舗の有効活用が課題となっています。
- 商業の活性化のために、起業・創業に対する支援と、次世代を担う後継者や優れた人材の育成が必要です。
- 歴史ある定期市場や朝市の出店者や買物客が減少してきていることから、活性化が課題となっています。



図：五泉市での小売業と卸売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成26年）

■今後の取り組み

29-① イベントやPR活動等による 商店街の活性化

商店街・商工団体等と連携し、各種イベントなどによる賑わい空間の創出や、魅力ある商店街づくりに対する支援を行い、中心市街地の活性化と消費の拡大に努めます。

29-② 各種融資制度による商店経営の 安定化

商店の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。商工団体との協力により経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるよう情報提供に努めます。

29-③ 起業・創業の支援

商工団体・金融団体と連携を図り、起業・創業への支援と空き店舗等の有効活用による商店街活性化の取り組みを推進します。

29-④ 次世代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を促進します。

29-⑤ 市民が利用しやすい定期市場の推進

出店者の募集と利用者拡大のためのPRを行いながら、コミュニティの場としても重要な定期市場の利用を促進するとともに、定期市場の適正な維持管理により、きれいで明るい市場の提供に努めます。



定期市場の様子

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

小売業販売額

H26 408億6,000万円 → H33 430億円

卸売業販売額

H26 127億3,800万円 → H33 140億円

従業員数

H26 2,788人 → H33 2,800人

施策の対象：工業従事者

主担当課：商工観光課 / 関係課：都市整備課

基本方針

関連計画：－

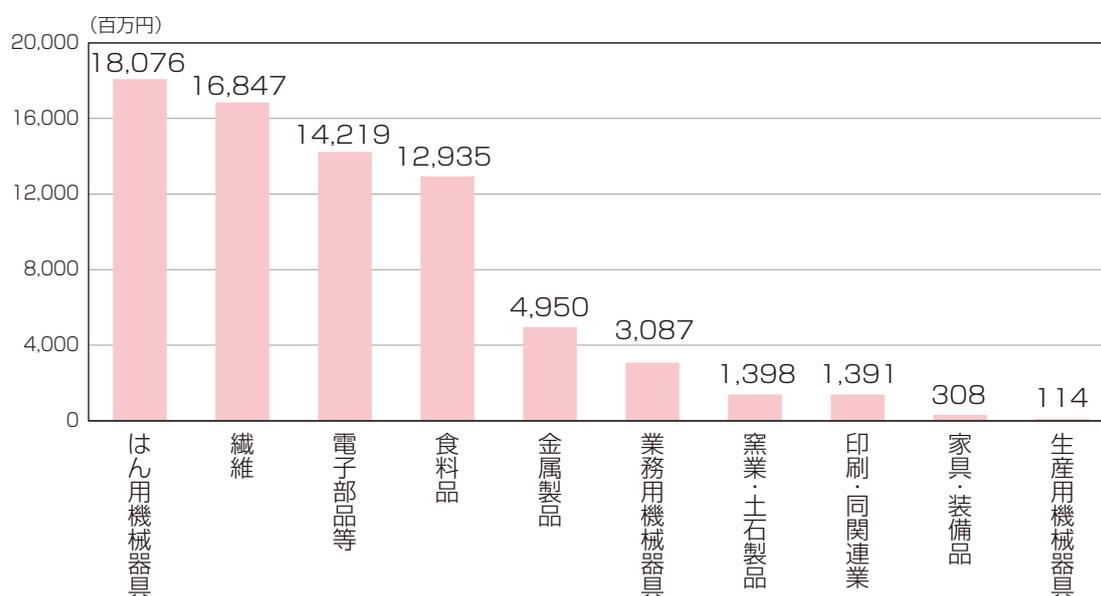
地場産業をはじめとする各種産業の振興が図られ、活気に満ちたまちをめざします。
地域産業が国内外で十分な競争力を発揮できるよう、中小企業の経営安定化や事業拡大及び異業種交流等を進め、工業の振興対策を図ります。

また、新しい分野を開拓する既存企業や進出希望企業への支援体制の強化を進めるとともに、産学官の連携*により、起業や新たな事業展開をめざす企業などを支援します。

現状と課題

工業統計から見た本市の製造業における出荷額は、平成22年が917億4,224万円、平成26年が1,032億888万円と12.50%増加しています。市の主要産業であるニット・織物からなる繊維産業の従業員数は減少しているものの、その出荷額は7.24%増加しています。ほかに、食品製造業で7.26%、機械関連製造業で13.48%、電子関連製造業で2.67%、それぞれ出荷額が増加しています。

- 地域産業の活性化を図るため、既存企業への支援や企業誘致の推進とともに、新たな産業の育成や製品の高付加価値化が必要です。
- 経営の安定化を図るため、利用しやすい融資制度と経営相談等の体制整備が必要です。
- 地場産業を支える後継者の育成や高齢化等に伴う技術の継承が課題となっています。
- ニット産業においては、製品の高付加価値化と新たな市場開拓、販売促進等による活性化のために、産地ブランドとして広く国内外から認知される取り組みが必要です。
- 地場産業のPRと情報発信のために拠点となる施設が必要です。



図：製造業における主な製品の出荷額（平成26年）

■今後の取り組み

30-① 地場産業活性化の推進

地場産業の活性化を図るため、企業や商工団体との連携を強め、定期的な情報交換に努めます。

また、異業種間や産学官の連携による新たな製品づくりや、工業製品の付加価値化の取り組みを支援します。

30-② 工場の増設支援及び企業誘致の推進

既存企業を活性化するために工場等設置奨励制度を拡充し、工場等施設の増設を推進するとともに、ホームページ等を活用して積極的な企業誘致活動を行います。

30-③ 各種融資制度による工業経営の安定化

中小企業の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。

商工団体との連携による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるよう情報提供に努めます。

30-④ 次世代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を支援するとともに、工業を支える若者の地元定着の促進を図ります。

30-⑤ 工業の販路拡大の推進

ニット工業協同組合が推進する地域ブランド化事業など、工業製品の全国発信や販路拡大、受注拡大の取り組みを支援します。

また、地場産業全般のPRと情報発信の拠点となる複合施設整備を進めます。



五泉産のニット製品

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

製造品出荷額等

H26 1,032億888万円 → H33 1,100億円

従業員数

H26 5,234人 → H33 5,400人

事業所数

H26 124事業所 → H33 130事業所

基本方針

関連計画：－

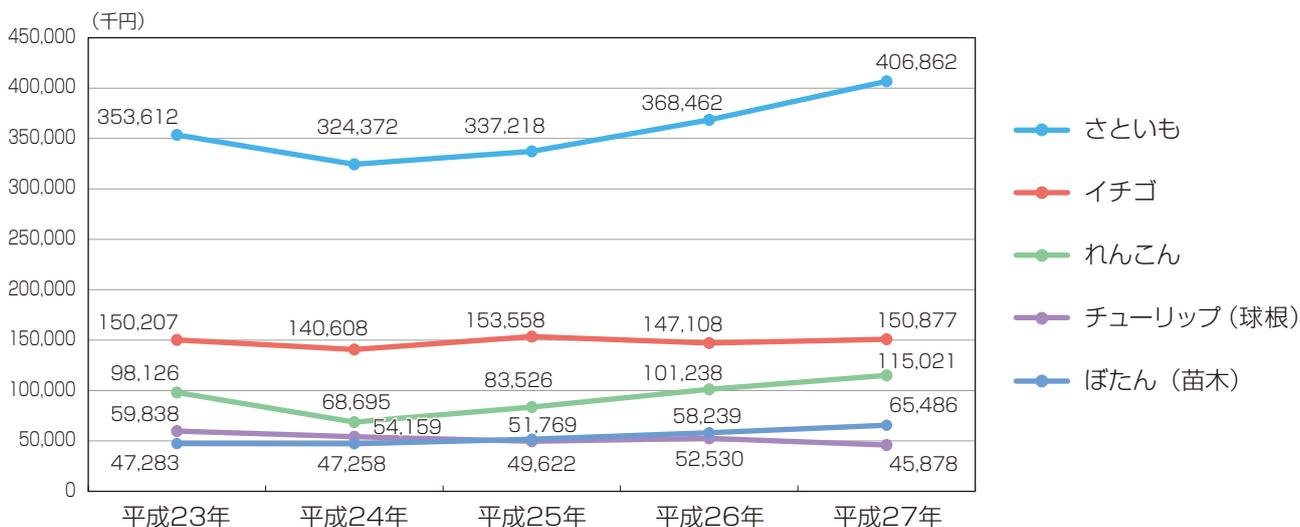
清らかな水、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、さといも、チューリップ、ぼたん、れんこん、栗など特色ある農産物を生産するまちをめざします。

販売促進活動の充実を図り、五泉のブランド農産物*の生産拡大を図るとともに、加工品等の開発を支援します。また、地球環境に配慮した栽培など、消費者が求める新鮮で安全・安心な食の拡大を図るとともに、地産地消を推進します。

現状と課題

稲作と園芸作物を組み合わせた複合営農が定着しつつあり、園芸作物の販売額も伸びてきていますが、今後も拡大に向けた取り組みが必要です。また、生産調整の見直し、担い手不足、米の価格低迷、産地間競争、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）*の先行き不透明な状況など農家を取り巻く情勢が大きく変化しています。

- 農産物の効率の良い生産と生産組織を強化する必要があります。
- 農産物の未利用部分を有効活用し、農家所得の向上を図る必要があります。
- 農産物の五泉ブランドを確立するため、ブランド農産物の情報発信や6次産業化*による加工品等の開発により付加価値を高める必要があります。
- 食の安全志向が強まっているため、地産地消の取り組みと農薬や化学肥料を抑えた、環境保全型農業*への取り組みを推進する必要があります。



図：特産農作物販売額

■今後の取り組み

31-① 農産物の五泉ブランド確立と生産・販売の推進

市場ニーズに対応するため、関係機関・団体との連携を図りながら生産体制の見直しを行い、数量の拡大と生産組織の強化を支援します。

特産農作物の販売促進のため、消費者との積極的な交流を求め、各種PRイベントを開催し、ブランド力向上に努めます。

31-③ 地産地消の推進

地元の新鮮な農産物を地元で消費する“地産地消”、食の正しい習慣を身につける“食育”と、それを支える農業を学ぶ“食農教育*”を推進します。

地場産農産物の給食での利用や積極的な販売を進めるため、市民へPRを行うとともに、生産者の意識向上のための検討会、市民との交流活動などを行います。

31-② 特産農作物を活用した加工品等の開発

加工品の開発を支援し、特産農作物の有効活用と生産性の向上を図るとともに、ブランド農産物の新たな魅力を情報発信します。

また、産学官の連携*や6次産業化による取り組みなどにより付加価値を高め、特産農作物の振興に努めます。

31-④ 環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然体系本来の力を最大限に利用して行う農業や堆肥の利用など循環型の環境に配慮した農業を推進します。また、その状況について市民に情報発信を行います。

エコファーマー*の認定や特別栽培農産物*の認証を受ける農家を支援します。



五泉のブランド農産物
(さといも、チューリップ、れんこん、栗)



さといもまつりで振る舞われるさといも汁

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

特産農作物販売額(米を除く)

H27
8億5913万
2千円 → H33
9億円

特別栽培農産物の面積

H27
59.7ha → H33
80.0ha

施策の対象：農業経営者、新規就農希望者

主担当課：農林課 / 関係課：農業委員会

基本方針

関連計画：－

将来を担う後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農などによる農業経営が安定したまちをめざします。

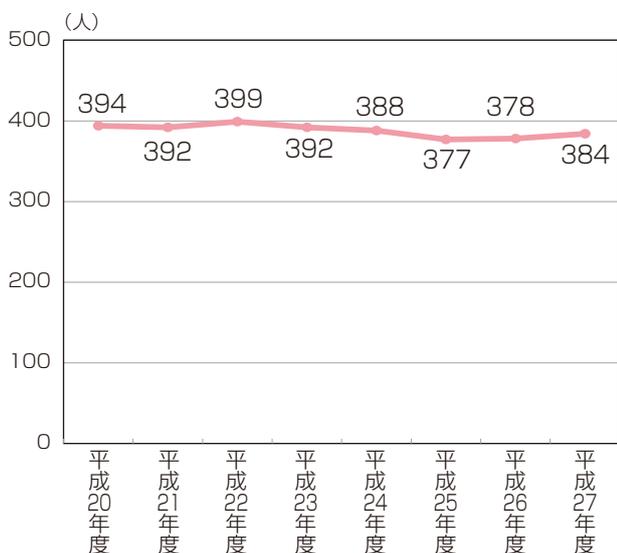
農業の魅力をもっとPRして新規就農者が参入しやすい体制をつくり、次代を担う農業後継者の確保と育成の支援及び地域のリーダーとなる農業者を育てるために、農用地の効率的な活用や生産組織、法人化への誘導とともに、規模の拡大を支援し、雇用創出をめざします。

現状と課題

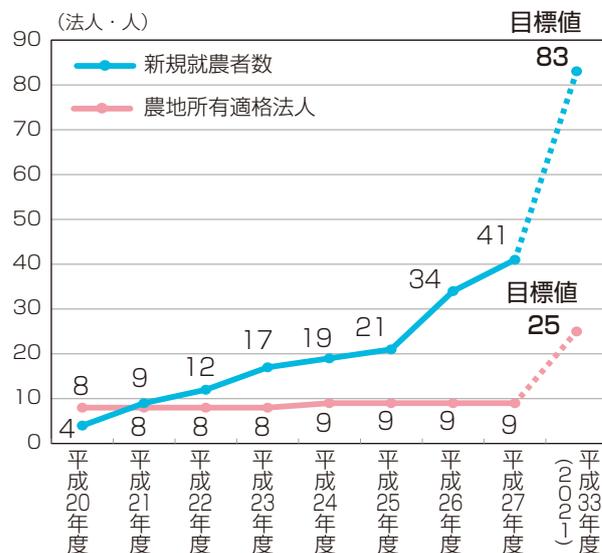
農業を取り巻く環境は、農業生産コスト（機械、資材等）の低減が進まない中、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足と厳しい状況です。

また、市内の農家は、経営耕地面積の少ない兼業農家が大半であり、認定農業者*は農家戸数の20%と県平均（26%）に対して少ない状況です。

- 経営者の高齢化や離農が進んでいるため、将来を担う後継者の確保と地域のリーダー育成が課題となっています。
- 効率的で安定した経営基盤をつくるため、点在している農用地の集積・集約化を図ることが課題となっています。
- 安定した農業経営を推進するため、地域の実情に合った中核的経営体*を確立することが課題となっています。
- 農業経営の合理化・安定化を図るため、畜産農家からの堆肥の供給と耕種農家からの飼料用作物等の供給など、より一層の耕畜連携が課題となっています。



図：認定農業者数



図：農地所有適格法人数・新規就農者数

■ 今後の取り組み

32-① 担い手及び農地所有適格法人※の確保と育成

人・農地プランの推進と農業経営改善支援センターを活用し、地域農業の担い手の確保と新規就農者の育成を推進します。

また、法人化をめざす任意生産組織等に、必要な基礎知識の習得などを行い、法人組織の設立を支援します。

32-② 農用地の集積・集約化及び流動化の促進

生産コストの削減を推進するため、出し手から受け手へ農用地等の中間的受け皿となる農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を進めます。

32-③ 中核的経営体と安定した農業経営の確立

規模拡大と生産性の向上を図るため、地域の実情に合った中核的経営体を確立し、地域農業を振興します。

また、農業経営の合理化を図るとともに特産品の開発や販路拡大及び普及宣伝を進めます。

32-④ 耕種農家※と畜産農家の連携推進

耕種農家における安全・安心で品質の高い農産物の生産と、畜産農家における飼料の自給率の向上が求められています。

そのため、畜産農家からの良質な堆肥の供給や耕種農家から飼料用作物、稲わら等を供給するなど、耕畜連携を推進します。



五泉市の農用地（一本杉のさといも畑）



五泉市の農業を担う若手農家

■ 成果指標 平成33（2021）年度のすがた

農地において利用権を設定した割合

H27 46.0% → H33 56.0%

農地所有適格法人の設立数（累計）

H27 9法人 → H33 25法人

新規就農者数（累計）

H27 41人 → H33 83人

施策の対象：農業者、地域住民

主担当課：農林課 / 関係課：農業委員会、上下水道局、環境保全課

基本方針

関連計画：五泉市農業振興地域整備計画

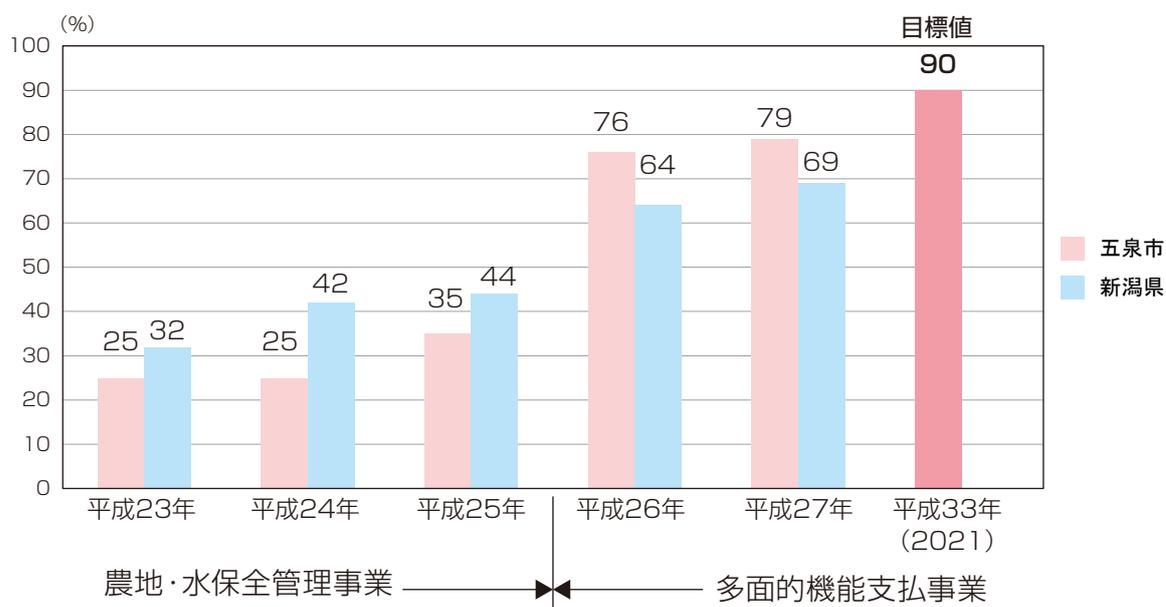
豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちをめざします。

農業経営体を育成し、農業生産基盤整備を進め、農地や農業用施設の維持管理や長寿命化に努めるとともに、農村集落道整備の推進と農業用水の水質を保全することにより、安全な食料生産基盤の確保と農業経営の安定に努めます。

現状と課題

新たな「食料・農業・農村基本計画」により、経営体の育成が本格的に取り組まれる中、人材の育成と経営安定対策が課題となっており、基盤整備の促進が必要とされています。また、近年の農村地域の過疎化、高齢化、後継者不足等の進行に伴う集落機能の低下により、農地、農業用施設等の維持管理不足からの荒廃や耕作放棄地の増加が懸念されています。

- 農地等の維持管理は、従来農業者が行ってきましたが、環境面など市民に与える影響も大きいことから、多面的機能*の理解と維持管理への地域住民の参画が課題となっています。
- 農作業道路は一般的に幅員が狭く、農業機械の大型化への対応や災害時の避難路の確保が難しい状況であることから、全体を見据えた道路網の整備が必要です。
- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽*の普及が進むにつれ、生活雑排水等の直接放流も減少傾向にあり、農業用水の水質も改善されてきていますが、更なる普及促進が必要です。



図：農振農用地区域に占める活動組織の取組面積率

■今後の取り組み

33-① 生産基盤整備の促進

農地を維持・保全することにより、農地の荒廃や耕作放棄地の増加を抑制し、安全・安心な食料生産基盤の整備を進めます。また、作業機械の大型化や生産コストの削減を図るため、意欲ある経営体の育成と経営体への農地集積を進め、基盤整備を推進します。

33-② 農業基盤の維持管理と長寿命化の推進

農地や農業用施設の有する多面的機能の発揮に向け、施設の機能診断を行い、修繕等による長寿命化を図ります。また、農業者と地域住民が一体となり農業基盤の適切な維持・保全活動に取り組みます。

33-③ 農村集落道の整備の促進

農村集落における道路網の整備に当たっては、作業機械の大型化や災害時の避難路に対応できるようにするとともに、集落間相互の利便性・安全性に考慮して整備を進めます。

33-④ 農業用水の水質保全

近年、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水の河川等への直接放流も減少し、農業用水の水質も改善方向にあります。安全・安心な食料生産を進めるため、更なる普及に努めます。



水路の長寿命化活動



除草作業による農地維持活動

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

水田整備率

H27 47.2% → H33 60.0%

多面的組織活動※面積割合

H27 79.2% → H33 90.0%

施策の対象：森林所有者、林業従事者

主担当課：農林課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市森林整備計画

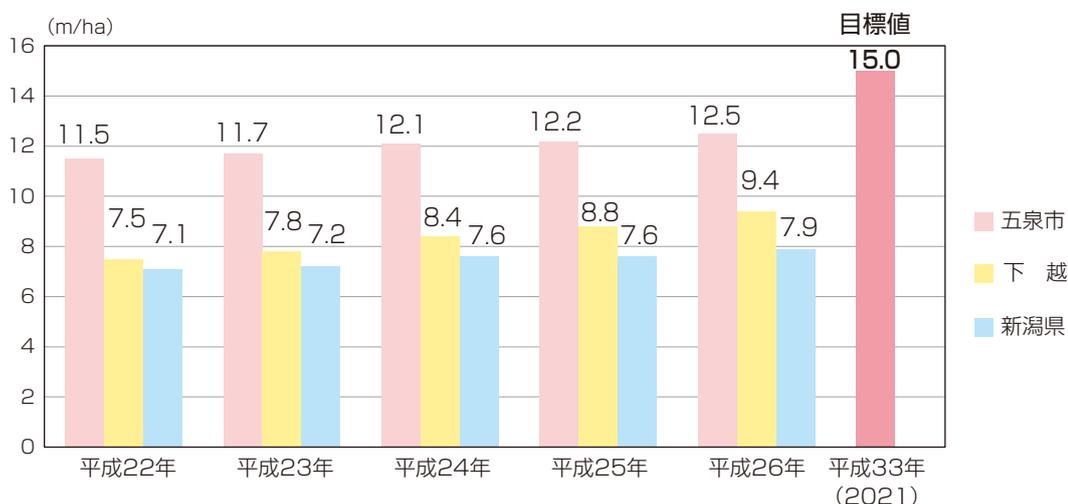
広大な森林は、水資源の涵養や国土保全といった公益的な機能を発揮しているとともに、市民生活に憩いと潤いをもたらしています。地域産業資源としても重要な森林を有効活用し保全しているまちをめざします。

国県や森林組合との連携を図りながら、計画的な森林育成と治山施設等の整備を推進し、林業従事者等の担い手育成や林道等の路網整備を進めるとともに、森林の持つ豊かな自然と景観を保全するため、病虫害の防除を推進します。

現状と課題

林業従事者の高齢化や後継者不足等により、間伐作業等が進まず森林が荒廃しています。間伐面積及び林道、作業道等の整備割合も年々増加傾向にあるものの、木材価格の低迷や施業の集約化が進まず、効果的な森林整備につながっていない状況です。今後も森林の適切な保全と林業経営へのさまざまな支援や、市民の林業振興に対する意識向上を図る上で積極的なPR活動が必要となっています。

- 適切な森林整備を推進するため、県や森林組合と連携して集約化を進めるなど、間伐等への支援体制の確立が求められています。
- 気軽に自然と親しめるとともに、公益的な機能が発揮できる森林整備の推進や、林業振興に対する意識向上を図る上で積極的なPR活動が必要です。
- 生産性の向上や機械化に必要な林道・作業道などの整備が課題となっています。
- 森林を保全するために、病虫害の駆除など、さまざまな対策が必要です。
- 森林資源を有効活用するため、資源の循環利用を行い、木質バイオマス*関連事業など幅広い分野で新たな木材需要を創出する必要があります。



図：林道等整備割合(m/ha)

■今後の取り組み

34-① 森林の育成と保全

県や森林組合と連携を図り、森林所有者に対して間伐などの情報や費用の支援情報を提供し、適切な森林管理に努めます。また、森林整備に当たっては、施業の集約化を図り、作業の省力化と低コスト化を進めるため、高性能林業機械の導入などにより森林組合の体制強化を図り、健全な森林の保全に努めます。

34-③ 林業基盤整備の促進

森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な林道・作業道等の維持管理と整備を図り、生産性の向上を推進します。また、林業施業に関する技術指導や研修会を開催し、新たな担い手の育成に努めます。

34-⑤ 木材需要の創出

近年、木質バイオマス関連事業の普及により、木材の需要が増加傾向にあります。森林資源を活用することにより、資源の循環や森林環境の整備を推進し、新たな木材需要の創出に努めます。

34-② 森林の総合的活用の推進

森林の保全活動を推進し、環境教育の場としての活用と市民の憩いの場として気軽に親しめるよう、適切な維持管理に努めます。また、林業振興に対する意識向上を図るため、積極的なPR活動を進めます。

地すべり危険個所においては、定期的な巡視を行うことにより、被害の早期発見と拡大の防止に努めます。

34-④ 森林病虫害の防除

緑豊かな自然環境を守り、山林の景観を保全・活用するため、樹木に被害を及ぼす「松くい虫」などの病虫害に対し、伐倒駆除や樹幹注入などの対策を行い、被害の拡大防止に努めます。



松くい虫伐倒駆除作業

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

年間間伐実施面積

H27 35.3ha → H33 60.0ha

林道等整備割合

H27 12.8m/ha → H33 15.0m/ha

基本方針

関連計画：－

市内を訪れる観光客に、新たな発見と感動を与え満足度を高めるとともに、都市との交流人口拡大につなげ、活気と魅力あふれる観光地域の実現をめざします。

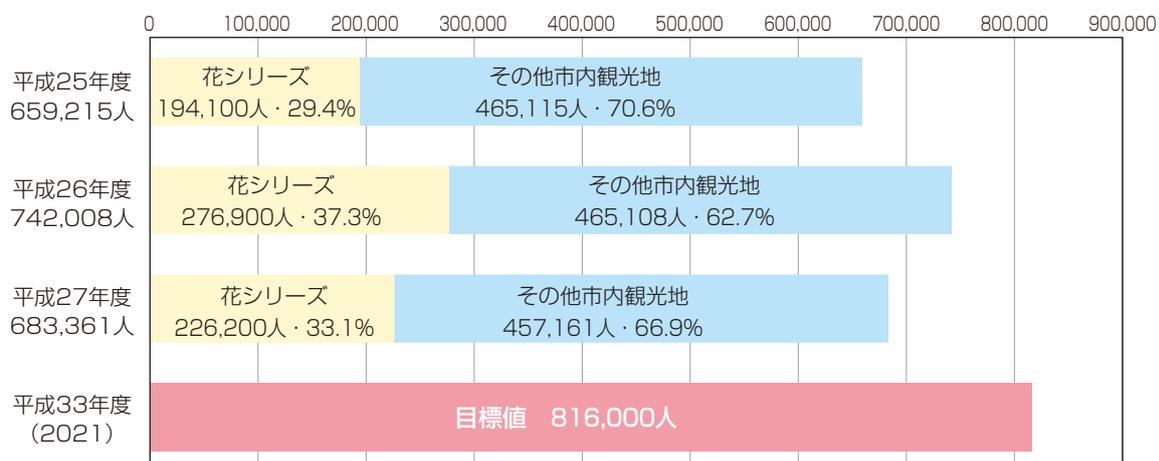
豊かな自然や歴史・文化、温泉、産業などの観光資源の掘り起しを行い、新たな「五泉の価値」を創造します。また、地域資源を活用した「五泉ブランド」を開発し、産業化を行い地域経済の発展につなげます。

現状と課題

観光客の動向として、水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんが咲く春の花シリーズ期間中に年間の約3割が集中し、これ以外の季節や他の観光地、商店街等への波及が少ない状況となっています。

そのため、商店街での買い物や宿泊、城下町村松、慈光寺、ニット・織物産業、隣の市町も交えた広域的な観光誘導などを組み入れた通年型観光への転換が必要となっています。

- 春の花シリーズ期間中に見られるように、観光客の多くが数時間の滞在で市外へ移動してしまい消費活動につながっていないため、市内に受け入れる体制づくりが必要です。
- 地域内でのルートづくりに加え、阿賀野川ライン観光協会を主に沿川自治体と連携し、相互に地域経済効果が高まるように広域観光化を進める必要があります。
- 都市との交流を強化し、市内への誘客や農産物・特産品の消費拡大につなげ、経済効果を高める必要があります。
- 効率的かつ効果的に情報の拡散を図るため、多様な情報発信ツールを活用する必要があります。
- 城下町村松地区や慈光寺、ニットや織物工場などの貴重な歴史や文化、伝統産業と地域資源を活かした新ブランド産業を活用した通年型観光への転換が必要です。
- 産業観光の観点から、拠点となる施設が必要です。



図：年度別観光客数

■今後の取り組み

35-① 観光客を受け入れる体制の強化

観光客が観光しやすく楽しめるまちにするため、観光協会を中心に商業、ニット・織物産業、温泉、農業などと連携し、まち歩きガイドマップの作成や市民観光ボランティアガイドによる案内、観光案内所の充実を図ります。

35-② 魅力的なイベント・観光ルートの創出

全国的に急増している外国人旅行客も対象に、工場見学や体験などと商店街を結びつけながら通年的人の流れを作るとともに、阿賀野川ライン観光による広域的な視点の中で、市内へ誘導するイベントや観光ルートの創出を図ります。

35-③ 交流人口の拡大と地域経済の活性化

観光協会と連携し、東京都江東区など首都圏での観光物販PR事業とともに地元への誘客を促し、交流人口を拡大させ、経済効果を高めます。

また、五泉応援団会員や横須賀市衣笠地区、葛飾区との交流事業を発展させ、地域経済の活性化を図ります。

35-④ 誘客宣伝の強化

パンフレットやホームページに加え、SNS*を活用し、観光客からの情報も活かしながらPR効果を高めていきます。さらに、観光大使の協力を得ながら五泉の知名度向上につなげます。

35-⑤ 歴史・文化・産業の観光資源化の促進

城下町村松地区のまち歩きや、慈光寺、ニット工場見学など、歴史や文化、産業を観光ポイントとして整備します。また、観光の拠点となる複合施設整備を進めるとともに、観光協会と連携し、五泉の新ブランドとして桜を利用したアロマ商品の開発を進めます。



チューリップまつり（一本杉地内）

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

観光客入込数

H27 683,361人 → H33 816,000人

春のごせんスタンプラリー応募者数

H27 2,082人 → H33 2,300人

咲花温泉入客数

H27 55,208人 → H33 61,000人

施策の対象：就職希望者、事業主

主担当課：商工観光課 / 関係課：企画政策課、農林課

基本方針

関連計画：－

既存産業の活性化を図るとともに、起業促進や新規企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すことをめざします。

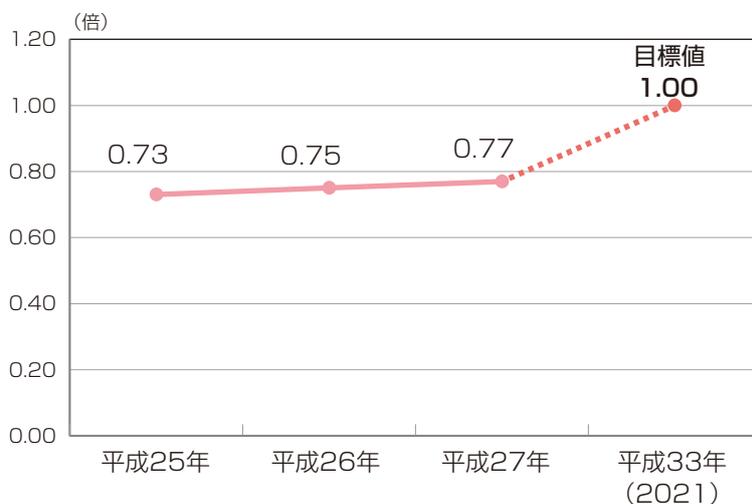
若者の地元定着に向けた雇用対策を図るとともに、より働きやすい就業環境の整備を進めます。

現状と課題

県全体の雇用情勢は、着実に回復傾向にあるものの、地域としては実感がなく雇用情勢は厳しい状況にあります。平成27年度の平均有効求人倍率^{*}は0.77倍で、平成26年度との比較では0.02ポイント高くなっていますが、県との比較では、0.4ポイント低くなっています。

工場等設置奨励措置による平成27年度の新規雇用者数は、平成26年度と比較すると62人増加しています。

- 若年層を中心に人口流出が進んでいることから、定住に向けた雇用対策が必要です。
- 就業に関する最新情報の提供や相談、助言を行う体制整備が引き続き必要です。
- 育児・介護と就業の両立が難しい現状にあるため、法制度の周知など就業環境の整備が必要です。
- 企業が求める人材の育成に対する支援が必要です。
- 雇用の拡大を図るために、引き続き企業誘致や起業・創業による雇用の創出が課題となっています。



図：五泉市内での有効求人倍率

今後の取り組み

36-① 若者定住に向けたU・I・Jターンの促進

ハローワークや関係機関と連携し、就業に関する情報提供に努め、若者の地元就労を促進します。

また、企業が求める人材確保のため、募集活動の支援を行うとともに、ホームページ等を活用したU・I・Jターン希望者への情報提供を行います。

36-② 雇用情報の提供と就業相談の充実

就職や再就職に向けた活動を支援するため、ハローワークや五泉しごと館と連携し、就業に関する最新情報の提供に努めるとともに、さまざまな悩みや問題についての相談や助言を行う体制を充実します。

36-③ 働きやすい就業環境の推進

事業主に対して、育児・介護休業制度等の就業に関する法令の周知や要請・指導とワーク・ライフ・バランス*の取り組みを働きかけ、労働者が安心して働ける就業環境づくりを進めます。また、人材育成を図るためのさまざまな研修機会への支援をします。

36-④ 企業誘致と起業・創業支援の推進

融資制度や工場等設置奨励制度を充実させて、積極的な企業誘致活動を推進するとともに、起業・創業に対する支援を行い、雇用の場の拡大を図ります。



県立村松高等学校・県立五泉高等学校が主催する「五泉市合同企業説明会」

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

有効求人倍率

H27 0.77倍 → H33 1.00倍

就業率

H22 93.3% → H33 100%

制度利用による新規雇用者数^(注)

H27 30人 → H33 45人

(注)「制度利用による新規雇用者数」の平成27年度・30人は、平成25～27年度の3か年平均値。

施策の対象：市民、市外からの移住希望者 担当課：企画政策課 / 関係課：こども課、環境保全課、商工観光課、生涯学習課、スポーツ推進課

基本方針

関連計画：－

美しい自然に囲まれた五泉での豊かな暮らしの魅力を活かし、若い世代の転出抑制と市外からの移住者の増加をめざします。

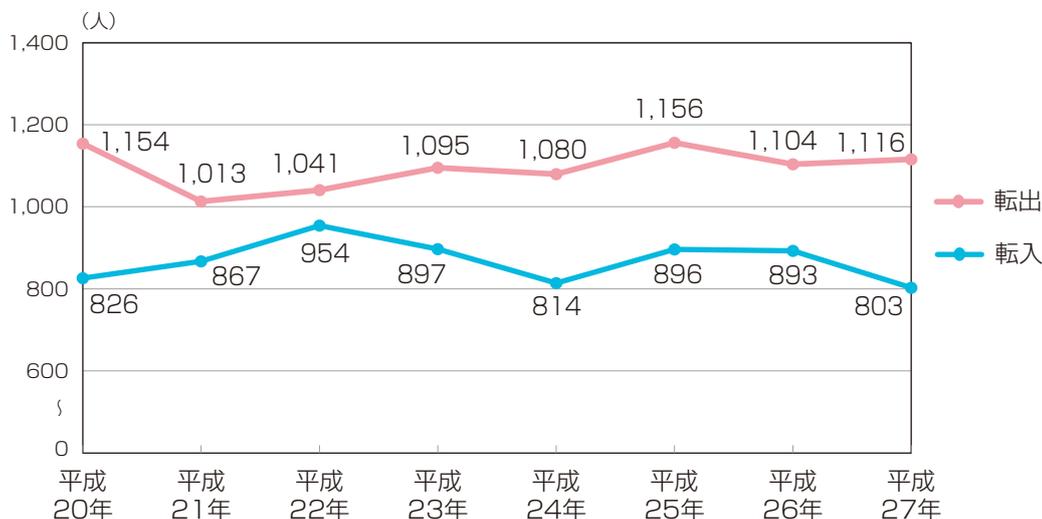
出会いの場の創出や住宅取得支援などによって若年層に対する支援の充実を図るとともに、五泉での暮らしの魅力発信や移住相談への対応などにより、市外からの移住を促進します。

現状と課題

本市では、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態が続いています。特に20代の女性などの若い世代で転出超過が顕著となっており、人口減少の大きな要因となっています。

移動の理由としては、転出では、20代前半から30代前半で結婚などの「戸籍」を理由とする人が多くなっています。一方、転入では、20代後半から50代前半で「住宅」を理由とする人が多くなっており、転入を促進するには住宅支援に力を入れることが効果的となっています。

- 結婚を理由とする市外への転出を抑制するため、出会いの場を提供するなどの縁結び支援により、市内での婚姻を促進し、定住を図る必要があります。
- 住宅を理由とした若い世代の定住や転入促進のため、住宅支援の充実が求められています。
- 増加している空き家の利活用を図り、移住者の受入体制を整備する必要があります。
- 住宅・仕事・子育てなど移住に関する情報の発信力を強化していくことが求められています。
- 地域おこし協力隊を受け入れ、地域づくり活動を通じて、定住・定着につなげていく必要があります。



図：転入数と転出数の推移

■今後の取り組み

37-① 縁結び支援の推進

結婚を希望する独身の男女に対し、相談員による相談やきっかけづくりを進めるとともに、婚活イベントの実施やイベント情報メールの配信により出会いの場を創出し、結婚を促進します。

37-② 若い世代の定住と移住の促進

若い世代の定住や市外からの転入を促進するため、住宅取得費用と家賃等の一部助成や、リフォーム費用補助などの住宅支援の充実を図ります。

37-③ 空き家を活用した定住と移住の促進

空き家情報の提供を行うなど、空き家の利活用を図り、定住と移住を促進します。

37-④ U・I・Jターン*の促進

ホームページや移住セミナー等を活用して移住に関する情報発信を行うとともに、移住相談への対応などのサポートを行い、移住を促進します。

また、同窓会経費の一部を助成し、参加者に移住情報を発信することで、Uターンを促進します。

37-⑤ 地域おこし協力隊の活用

地域おこしや地方での暮らしに興味のある都市部の人を地域おこし協力隊として受け入れ、市外居住者の視点から五泉の良さを市外に発信するとともに、農業やまちづくり活動等への従事を通して定住・定着を図ります。



ふるさと五泉の風景

(左：早出川、右：日枝神社秋季例大祭)

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

婚活イベントのカップル 成立率

H27 参加者の
14.9% → H33 参加者の
20%以上

住宅取得支援を利用した 転入件数・転入者数(累計)

H27 18件 58人 → H33 100件 330人

地域おこし協力隊 隊員定住率

H27 0% → H33 50.0%

施策の対象：市民（市内で活動する人も含む）、事業所、行政

主担当課：環境保全課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市一般廃棄物処理基本計画

市民・事業所・行政が廃棄物（ごみ）の排出量削減と再利用・再資源化を図り、「循環型社会※」をめざします。

「もったいない」という意識や、一人ひとりがごみの排出者で、自分の問題であるという意識を持つよう啓発することで、廃棄物（ごみ）の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。また、不法投棄禁止・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

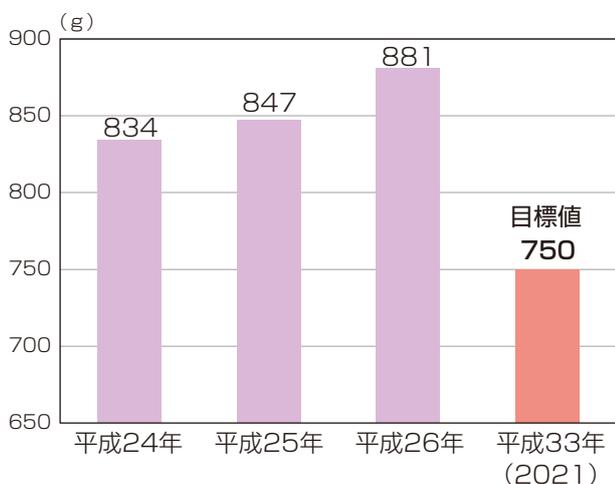
現状と課題

ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図るための7種類14分別収集*も定着し、ごみの減量化のPR等を行っていますが、一般廃棄物の排出量は横ばいの状態です。

市民一人一日当たりのごみ排出量は年々増えており、またリサイクル率も横ばい状態のため、今後取り組みの強化が必要です。

五泉地域衛生施設組合から排出される焼却灰の埋立てが終了し、現在は県外にある最終処分場に搬出しています。

- ごみの発生抑制や再資源化の徹底を図るための啓発や、地域での研修などの取り組みが必要です。
- 五泉地域衛生施設組合が管理する焼却施設・し尿処理施設などの更新について、検討を行う必要があります。
- 不法投棄や空き缶・たばこのポイ捨てが見られることから、市民意識の向上を図る必要があります。
- 総合的なごみ処理対策として、ごみ処理の有料化について検討を進める必要があります。



図：市民一人一日当たりのごみ排出量



不法投棄されたゴミ

■今後の取り組み

38-① ごみの発生抑制・減量化の推進

市民・事業所・行政にごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）について、広報紙やホームページなどを利用して啓発活動を推進します。

また、ごみ研修会を開催して具体的な実践方法を講習します。

38-② リサイクルの推進

ごみの再資源化（リサイクル）を推進するため、啓発活動を実施し分別収集の徹底を図ります。

また、公衆衛生協会と連携して、町内会やグループなどで研修会を開催して、取り組みの強化に努めます。

地域などが実施する、空き缶・空き瓶回収などのリサイクル活動を支援します。

38-③ 廃棄物・し尿の適正処理

廃棄物・し尿の収集運搬は市が実施し、2市1町で構成する五泉地域衛生施設組合で処理をしていることから、本組合と連携して管理体制の強化や計画的な施設整備を図り、環境に配慮した処理を進めます。

38-④ 環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨て、不法投棄、野焼きなどのない美しいまちづくりを進めるため、ボランティアによる清掃活動の支援、子どもたちを対象に環境美化ポスターなどの募集を行い、市民の環境美化意識の向上を図ります。

不法投棄の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備・強化に努め、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

38-⑤ ごみ処理有料化の検討

ごみの排出量削減と再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民一人ひとりの意識改革など、循環型社会に向けてごみ処理の有料化を検討します。



ボランティア（中学生）による清掃活動

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

市民一人一日当たりのごみ排出量

H26 881g → H33 750g

事業活動により排出されたごみの量

H26 5,339t → H33 4,400t

リサイクル率

H26 12.6% → H33 14.0%

施策の対象：市民

主担当課：上下水道局 / 関係課：環境保全課

基本方針

関連計画：五泉市公共下水道事業計画、五泉市污水处理施設整備構想

水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らせるまちをめざします。

市街地での計画的な公共下水道の整備、その他地域での合併処理浄化槽*の設置推進を通じて、生活排水を適切に処理し、生活環境の改善を図ります。

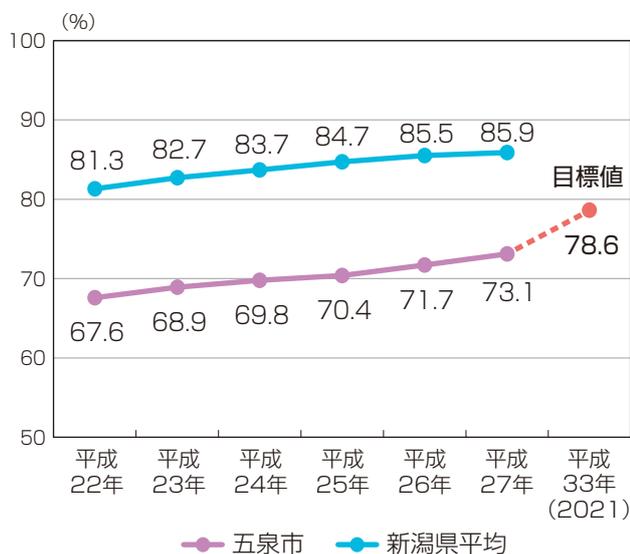
市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

現状と課題

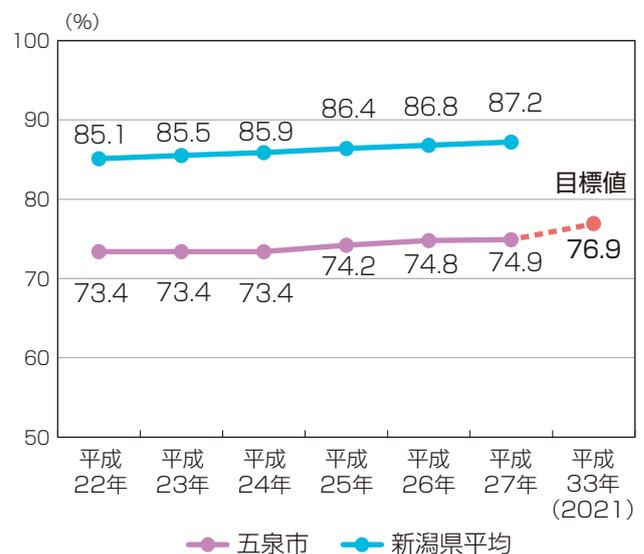
生活排水の処理については、市街地は公共下水道、その他の地域では合併処理浄化槽など、地域に応じた整備を進めています。

污水处理人口普及率は、平成26年度で71.7%、平成27年度で73.1%と年々向上していますが、県内市町村の平均と比較して低い水準にあります。高齢化や人口減少の進展に伴い地域活動の低下が想定されるため、若年世代を含めたすべての市民が自主的に参加できるような支援や啓発が必要です。

- 地域に適した取り組みの推進と、将来的な施設の老朽化を踏まえた計画的な施設の維持管理の検討が必要です。
- 下水道接続率が低いため、速やかに接続するよう取り組みの推進が必要です。
- 下水道整備地域以外での生活環境改善のため、合併処理浄化槽設置の推進が必要です。
- 生活環境の改善状況を把握するため、河川等の汚染状況の監視が必要です。
- 市民が主体となった環境活動の取り組みが不十分なため、市民参加による地域ぐるみの取り組み推進が必要です。



図：五泉市の污水处理人口普及率の推移



図：下水道接続率の推移

■今後の取り組み

39-① 公共下水道の整備・計画的な施設の維持管理

河川等の水環境の保全や衛生的で快適な生活環境を実現するため、市街地での公共下水道の整備を推進します。

また、将来的な施設の老朽化を踏まえ、計画的な施設の維持管理について検討します。

39-② 公共下水道への接続促進

家庭や事業所から排出される汚水を適切に処理し、生活環境を改善するため、環境への意識を高めるための広報活動を行うとともに、助成金制度等を通じて公共下水道への接続を促進します。

39-③ 合併処理浄化槽の設置促進

下水道整備区域以外の地域で適切に汚水処理をするため、補助制度や環境に関する広報活動を通じて、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、合併処理浄化槽の清掃や水質検査などの管理が適正に行われるよう、広報啓発活動を強化します。

39-④ 河川等の水質監視

家庭や事業所から排出される汚水による河川等の状況について定期的な水質検査を行い、河川等の汚染状況を監視します。

39-⑤ 地域主体の環境衛生対策の推進

町内会や各種団体と連携して環境美化活動等を進めることで、環境問題に対する意識の醸成を図り、若年世代を含めたすべての市民が地域活動へ自主的参加を促すための取り組みを検討します。



下水道工事の様子

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

汚水処理人口普及率

H27 73.1% → H33 78.6%

下水道接続率

H27 74.9% → H33 76.9%

施策の対象：道路を利用するすべての人

主担当課：都市整備課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市都市計画マスタープラン

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に暮らせるまちをめざします。

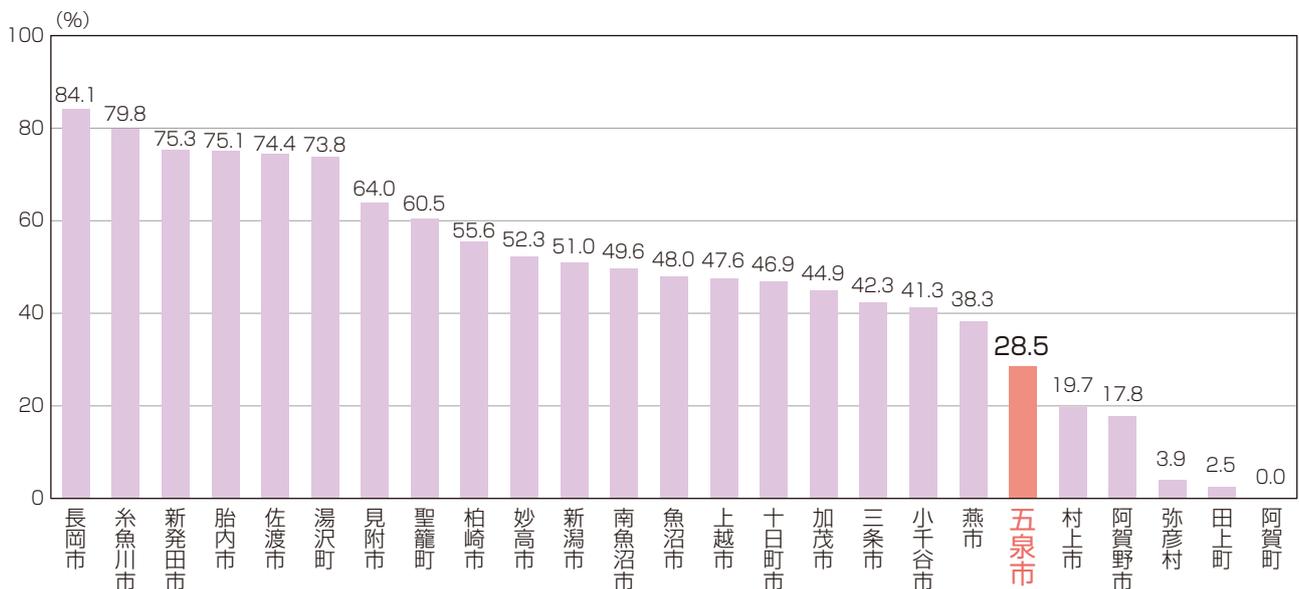
地域相互の交流を促進する高規格道路*や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

現状と課題

道路は、日常生活や社会経済の活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフラインとしても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

現在、市道の延長は約658kmあり、安全な通行が確保できるよう維持補修に努めています。

- 市周辺との観光や物流の主軸である国・県道については、交通量の増加に対応したバイパス整備や危険個所の改善など、広域的な道路網の整備が必要です。
- 誰もが安全で安心して利用できるよう、通行の支障となる箇所を早期発見や路面補修、交差点改良など適正な維持管理が求められています。
- バリアフリー等に対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- 幹線道路における歩道整備や危険踏切の改善、東南環状線*未改良区間の早期完成が求められています。
- 首都圏等との広域的な経済交流などを図るため、磐越自動車道の4車線化の早期完了が求められています。



図：都市計画道路*完成率（平成27年3月末現在）

■今後の取り組み

40-① 都市計画道路※の整備

平成20年度に策定した都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の見直しを図ります。また、都市計画道路は、道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、緊急輸送路としての機能強化と安全・安心な都市形成を推進します。

40-② 一般市道（生活道路）の整備

自動車や歩行者が安全に通行できる道路幅員の確保や、交差点におけるカラー舗装等の整備を進めます。また、道路補修については、状況を十分に把握しながら適正な維持管理を行い、パトロールを通じて危険個所の早期発見に努めます。

40-③ バリアフリー化と安全性の向上

安全で快適な通行空間を確保するため、市道を整備する際には必要に応じて、交通安全施設の設置を推進します。また、交通量の多い道路には、バリアフリー化、歩道や自転車道の設置に加えて、橋梁の効率的な維持管理を行うなど、安全対策に努めます。

40-④ 国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために、道路や歩道、県道踏切の整備促進と危険個所の早期改善に向けた関係機関への働きかけを行います。

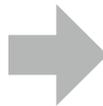
また、東南環状線の早期完成に向けて、県と連携しながら事業を進めていきます。

40-⑤ 磐越自動車道の4車線化の促進

磐越自動車道は、福島県と新潟県を結ぶ国土開発幹線自動車道として、暫定2車線で全線開通しましたが、大半が対面通行となっており、重大事故につながる懸念があることから、早期4車線化に向けた取り組みを促進します。



舗装前



舗装後

安全性の向上を図るためにカラー舗装された交差点

■成果指標 平成33（2021）年度のすがた

市道整備率

H27 65.1% → H33 68.0%

安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合

H27 39.5% → H33 50.0%

舗装整備率

H27 75.1% → H33 77.0%

施策の対象：公共交通を必要としているすべての人

主担当課：企画政策課 / 関係課：商工観光課・都市整備課

基本方針

関連計画：五泉市地域公共交通総合連携計画、五泉市立地適正化計画、五泉駅周辺地区都市再生整備計画

公共交通を利用する人が減っている中、市民の移動手段として公共交通の維持・確保を図り、持続可能なものとしていく必要があります。

将来にわたって公共交通を必要としているすべての人が、バスや乗合タクシー、JRなどを使って気軽に出かけることができる交通便利性の高いまちをめざします。

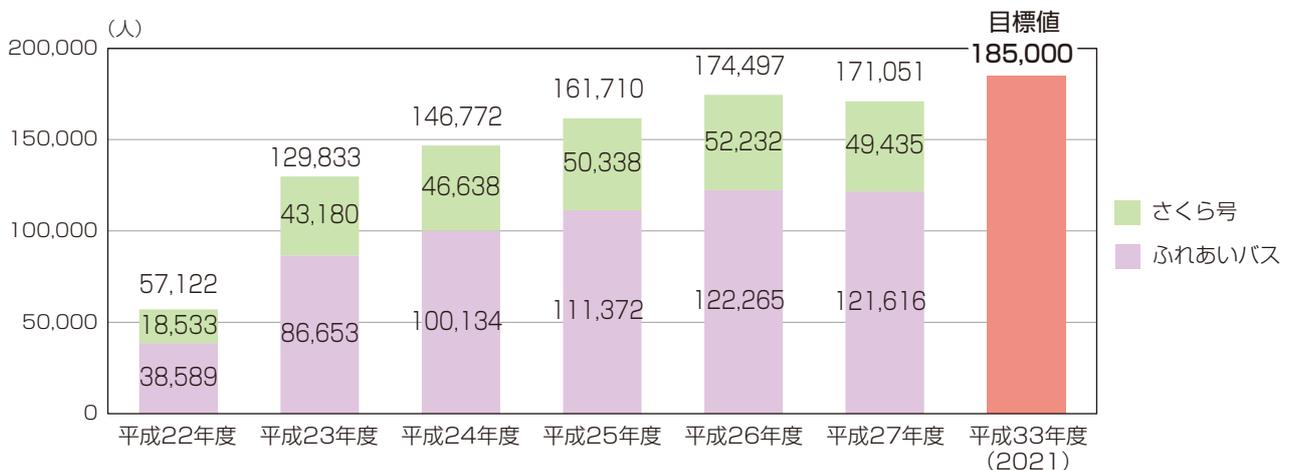
そのため、ふれあいバス・乗合タクシーさくら号の運行支援、赤字路線バスへの支援や公共交通の利用促進等の取り組みを行っていきます。

現状と課題

平成27年度の市民意識調査における「公共交通が利用しやすいまち」の重要度は22.8%で、平成22年度の調査より7.6ポイント上昇しており、公共交通の利便性向上に対する市民要望が増加している状況です。

一方、JR磐越西線や路線バスなどの公共交通機関は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者が減少しています。

- 高齢化の進展に伴い利用者の減少が進む中、交通弱者*の移動手段を確保するため公共交通を維持し、持続可能なものとするのが重要な課題となっています。
- 人口減少社会の中で、市街地と周辺地域を結び、連携が可能となるようネットワーク化する役割が公共交通に求められます。
- 地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通の利用を促進する必要があります。
- JR磐越西線の増便と新潟駅への直通本数の増加を促進し、利便性を向上させることが課題となっています。
- 本市の玄関口である五泉駅の交通結節点としての機能強化が課題となっています。



図：ふれあいバス・さくら号利用者合計数の推移

※平成22年度は、10月から3月までの利用者数

■今後の取り組み

41-① 公共交通の維持・確保

自家用車などの交通手段を持たない高齢者や学生、障がい者など、いわゆる交通弱者の利便性を保つため、ふれあいバス及び乗合タクシーさくら号の運行や、赤字路線バスへの運行支援など、公共交通の維持・確保を図ります。

41-② 公共交通の利用促進

これからも公共交通が多くの方に利用され持続可能なものとなるよう、市街地と周辺地域のネットワーク化を図り、啓発活動を継続して利用の促進に努めます。また、市民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施して、より効果的な利用促進策を検討します。

41-③ 公共交通利用のための環境整備

JRなど公共交通利用者のため、パークアンドライド*駐車場（北五泉駅・新関駅）の維持管理に努めます。

41-④ 磐越西線の利便性向上

利用者の多い通勤・通学時間帯の増便をJRに引き続き要望し、利便性の向上を図ります。
また、ふれあいバスのダイヤをJRのダイヤ改正に合わせて見直し、乗換の円滑化を図ります。

41-⑤ 五泉駅周辺の整備促進

五泉駅南側の交通機能改善を目的として、線路跡地を活用した市道整備を実施することにより、緊急車両や公共交通機関が通行できる道路空間の創出を図ります。また、五泉駅への利便性向上のため、中央連絡橋バリアフリー化事業の促進に努めます。



ふれあいバスで通学する学生



買い物でさくら号を利用する市民

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

公共交通機関の利便性向上に
満足している市民の割合

H27 28.0% → H33 35.0%

「ふれあいバス」・乗合タクシー
「さくら号」の利用者数

H27 171,051人 → H33 185,000人

パークアンドライド
駐車場利用率

H27 77.8% → H33 95.0%

施策の対象：市民

主担当課：都市整備課 / 関係課：商工観光課、高齢福祉課

■基本方針

関連計画：五泉市都市計画マスタープラン、五泉市立地適正化計画、五泉市地域住宅計画

地域の特性や気候風土に合った安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちをめざします。住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

また、人口減少社会にあって、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づく「コンパクトシティ※」を基本とし、将来の人口規模に応じた計画的な土地利用に努めます。

■現状と課題

持家率は平成25年統計で89.7%であり、県平均75.5%より高い状況にあります。より安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅環境の整備が求められています。

将来の都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」及びコンパクトシティに向けた「立地適正化計画」を策定しています。

- 新築やリフォーム、耐震診断、耐震改修の際の補助制度を通じて、市内建築産業の振興と良質な住宅整備に向けた情報提供が求められています。
- 宅地開発の際には、住み良い環境形成のために地域の特性に考慮した開発指導が必要であり、周辺環境や景観形成のため、空き家の適正な維持管理が求められています。
- 市営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と整備が必要です。
- 個人住宅における耐震性能やバリアフリー化が課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているため、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。

指標	五泉市	県内10万人以下平均値	全国10万人以下平均値
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合 (%)	38	33	46
市民一人当たりの自動車総走行台キロ (台キロ/日)	8.2	17	14.2
高齢者徒歩圏内に医療機関がない住宅の割合 (%)	69	66	66
歩道整備率 (%)	31	40	47
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合 (%)	81	61	58
市民一人当たりの交通事故死亡者数 (人)	0.18	0.54	0.57
最寄緊急避難場所までの平均距離 (m)	829	556	719
空き家率 (%)	6.6	8	7.3
従業者一人当たり第三次産業売上高 (百万円)	11.6	12	9.4
市民一人当たりの歳出額 (千円)	379	592	550
財政力指数	0.45	0.45	0.57
市民一人当たり税収額 (千円)	86	117	103
市民一人当たりの自動車CO2排出量 (t-CO2/年)	0.69	1.42	1.28

表：都市構造の評価指標 (平成26年)

■今後の取り組み

42-① 良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興や住みやすい住宅整備のために、越後杉の利用や住宅建設費の支援を推進します。また、個人住宅の耐震性、高耐久住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。

42-② 良好な住環境の形成

新たな宅地造成の際には、開発事業者への指導や情報交換を行うことにより、住み良い住環境の推進を図ります。

また、自然や周辺環境に配慮した景観形成や住環境向上のため、建築協定*等の規制誘導を図るとともに、空き家の適正管理に努めます。

42-③ 公営住宅の整備の推進

市営住宅の居住水準や耐震性の向上を図り、長寿化計画に基づく計画的な維持修繕や建替えを進めます。また、関係機関との連携により、ひとり親世帯や高齢者等の住宅困窮者の支援を促進し、公営住宅の健全な運営を行うため、家賃収納率の向上に努めます。

42-④ 個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心して快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

42-⑤ 都市計画によるコンパクトなまちづくり

人口減少社会での無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりと、公共交通による周辺部とのネットワーク形成を推進します。

また、道路網整備を行う中で、都市計画道路*の見直しを行います。



良質な住環境が整備された住宅地

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

住宅の耐震化の状況

H27 71.0% → H33 87.0%

用途地域*1ha当たりの人口

H27 34.7人 → H33 32.5人

基本方針

関連計画：－

身近な生活空間に緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、潤いのある生活を送ることができるまちをめざします。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園など特色ある公園づくりに努め、子どもから高齢者まで各世代に親しまれるよう整備を推進します。

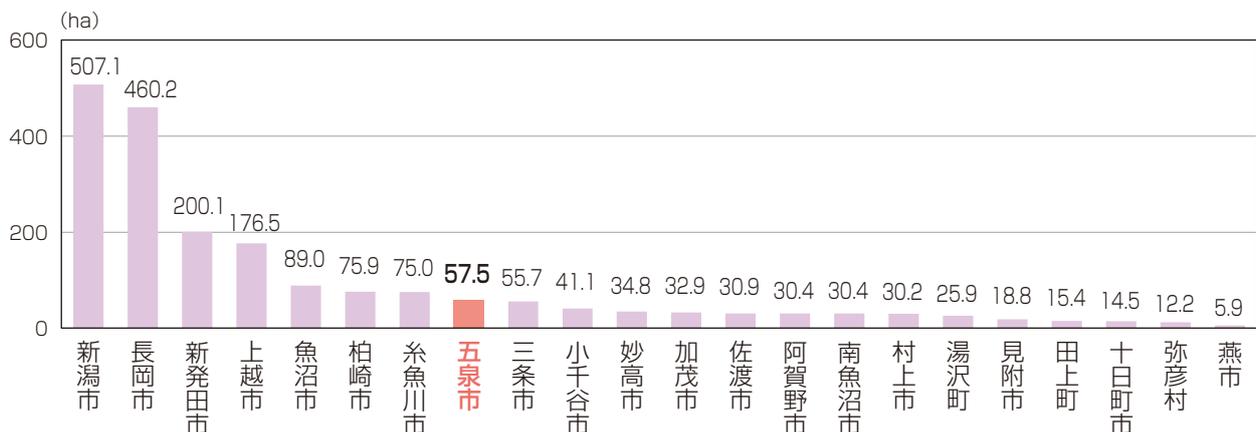
また、街路樹などの道路緑化、公共施設、広場、個人宅の緑化推進に努めます。

現状と課題

都市公園は、10か所59.75haあり、法に示された市民1人当たり標準敷地面積10㎡を超える面積を有しています。また、河川敷を利用した公園やその他の公園を数多く有しており、緑豊かなまちと言えます。

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であることから、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行ってきました。良好な都市景観の形成や都市防災、地球温暖化防止といった環境的な側面からも、重要な役割を果たしています。

- 豊かな自然環境を保全するためには、市民の理解と協力が必要なため、情報提供を行いながら行政と一体となって緑化の推進に努める必要があります。
- 誰もが利用しやすい環境づくりとして、バリアフリー化や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- 河川敷を活用した河川公園は、水遊びやバーベキュー、四季を通じた美しい景観を楽しめる場所であり、利用者の利便性向上と環境整備が課題となっています。
- 自然を活かした公園は、利用者に潤いと安らぎを提供することができるため、適切な維持管理と環境整備が求められています。
- 道路の植樹帯を利用した緑化や本市の観光につながるしゃくやくロード整備、公共施設や集落の広場などの緑化に努める必要があります。



図：都市計画公園の面積比較（平成27年3月末現在）

■今後の取り組み

43-① 緑化意識の啓発

市民や事業者に緑化についての理解を深めてもらうため、広報誌やホームページ、SNS*などを活用して、知識の普及啓発を図ります。

また、緑化を推進する団体への支援を行い、オープンガーデン*について検討を進めます。

43-② 都市公園などの整備の促進

各公園のもつ魅力を引き上げるため、バリアフリー化や利便性の向上など機能の維持向上に努め、利用者にとって使いやすい整備を推進します。

また、村松公園の桜の植樹や育成環境の改善に努めます。

43-③ 河川敷を活用した公園整備

市民が憩いの場として快適に利用できるよう、河川敷公園の維持管理に努めます。早出川改修跡地を利用した水防及び運動公園の設置について検討します。

43-④ 自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれることで生活に潤いが感じられるような憩いの場の提供を図ります。

43-⑤ 公共空間の緑化推進

道路の植樹帯や路肩、公共施設等における緑化により、緑豊かな環境づくりに努めます。

また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、しゃくやくロード等の適切な維持管理を行います。



東光院河川ふれあい公園



しゃくやくロード

■成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市民1人当たり
都市公園面積

H27 11.38m² → H33 12.15m²

観桜時における公園の
利用者数

H27 120,000人 → H33 150,000人

公園が安全で利用しやすいと
感じている市民の割合

H27 34.6% → H33 50.0%

第5章

「計画の推進」編



基本構想・基本計画の
実現のために

施策の対象：市民、地域、自治会、NPO等市民団体、行政

主担当課：企画政策課 / 関係課：総務課

基本方針

関連計画：－

市民、地域、自治会、市民団体、行政それぞれが役割分担を認識し、互いが持てる力を発揮して協力しながら活動できるまちづくりをめざします。

地域づくり活動に関する情報発信などを行い、市民協働意識の醸成を図るとともに、活動への支援や担い手の確保に努め、地域課題の解決に向けて市民が主体的に活動できる体制づくりを進めます。

現状と課題

社会情勢の急速な変化により、市民ニーズが多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多くなってきている中、市民参加と協働によるまちづくりは重要となっています。平成27年度市民意識調査の結果では、市民参加に対する重要度・関心度は低くなっていますが、一斉清掃などの地域一体となった活動は日頃から行われており、さらに取り組みを拡大していく必要があります。

- 市民と行政が協力してまちづくりを行うため、市民参加意識の醸成を図る必要があります。
- 市民、自治会、市民団体、行政それぞれが、地域課題や目的意識を明確にするとともに、各役割を認識する必要があります。
- 市民等がその能力を発揮し、地域課題の解決に向けて主体的に活動を継続できるよう支援を行う必要があります。
- 市民等が相互のつながりを大切にし、協力しながら活動できる体制づくりが必要です。
- 新しい力を取り入れ、多様性のある活動を推進していく必要があります。

今後の取り組み

44-① 地域づくりに対する意識の醸成

市民協働意識の醸成を図り、市民活動への参加につなげるため、市民活動に関する情報発信や、セミナー等を開催します。

44-② 地域づくりの基盤整備

市民協働による地域づくりの基盤を整備するため、市民協働に関するルールづくりの検討や、市民活動への支援を行います。

44-③ 担い手の確保と人材育成

地域おこし協力隊や学生などの新しい力を取り入れ、地域を担う人材を育成することで、地域づくり活動の活性化を図ります。

44-④ 地域づくり活動拠点の充実支援

地域づくり活動の活性化を図るため、集会所施設建設や備品整備などコミュニティ活動拠点の施設整備の充実を支援します。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市民活動等の年間参加割合

H27 28.3% → H33 40.0%

市の支援事業を活用した団体数

H27 5団体 → H33 8団体

市内NPOの法人数

H27 4法人 → H33 6法人

施策の対象：市民

主担当課：企画政策課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：五泉市人権教育・啓発推進計画

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。この権利を守り、互いを尊重し合える社会の実現に向けて、幼少期からの人権教育と意識啓発活動の充実を図り、人権侵害による被害の防止に努めます。

また、戦争の悲惨さを風化させることのないよう、非核平和に関する意識啓発を行い、恒久平和の実現に寄与します。

現状と課題

インターネットを介した人権侵害や子ども・高齢者に対する虐待など、人権が完全に保障されているとは言い難い状況の中で、本市においても「身の回りで人権が守られている」と感じている市民の割合は30.8%にとどまっています。

また、本市は昭和60年8月6日に「非核平和都市宣言」を行い、世界の平和を希求していますが、世界各地ではテロ行為や争いによって罪のない多くの人々が傷つき、生活の場を失っています。

- 女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに対する幅広い人権問題を、「他人事」としないで認識することが重要です。
- インターネットを介した人権侵害や、近年増加傾向にある子どもに対する虐待への取り組みが必要です。
- 人権に関する多様かつ複雑な相談への対応が必要です。
- 幼少期からの継続した人権教育により、人権を尊重する心を育む必要があります。
- 過去の戦争を含めて、平和の尊さ、大切さについて意識の醸成を図ることが必要です。

今後の取り組み

45-① 人権に関する意識啓発の推進

すべての市民の人権が保障された社会を実現するため、人権に関する情報を的確に発信するとともに、関係機関との連携・協力による講演会等を開催して啓発活動を推進します。

45-② 人権教育の強化

小中学校・高等学校の授業や講演会などによる啓発活動とともに、インターネット社会に対応した人権尊重教育にも積極的に取り組みます。

45-③ 人権に関する相談体制の充実

人権問題や人権侵害の被害などに対し、関係機関と連携を図りながら、さまざまな相談に対応できる体制を構築します。

45-④ 非核平和に関する意識啓発の推進

戦争の悲惨さを風化させることなく後世に伝えるために、市民への普及啓発に努めます。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

人権が守られていると感じる市民の割合

H27 30.8% → H33 40.0%

施策の対象：市民、事業者

主担当課：企画政策課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：ごせん男女共同参画推進計画

男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、職場や家庭、地域など、さまざまな場面で活躍できる機会を確保するための情報提供と啓発活動に取り組みます。また、性別による固定的役割分担意識*やしきたり・慣行などに捉われることなく、男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる環境整備に努めます。

現状と課題

平成26年に行った男女共同参画に関する意識調査では、「社会の中で男女の地位が平等であると思う人」の割合は15.5%となり、平成23年調査の15.3%からはわずかながら上昇したものの低い状態にあります。また、平成27年に女性活躍推進法が成立したことから、女性の働き方に対する意識改革や、男女を問わずワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取り組みが必要です。

- 女性の社会参画のためには、社会の慣習やしきたりの見直しなど、男女がともに意識を変える必要があります。
- 男女がともに働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発が必要です。
- 男女を問わず、政策や方針を決定する場への参画の拡大が重要です。

今後の取り組み

46-① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

性別による固定的役割分担意識や社会慣行の見直しを図るため、講演会等の開催や広報の活用など、さまざまな方法で意識啓発を推進します。

46-② ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるよう、雇用主と連携して環境整備に取り組みます。

46-③ 女性が活躍できる就労環境の整備

女性の就労環境の改善に取り組み、雇用や管理職への登用の促進を図るとともに、育児・介護休業制度の拡大など、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市の各種審議会等における
女性登用率

H27 30.4% → H33 40.0%

社会は男女平等だと思う
市民の割合

H26 15.5% → H33 20.0%

必ずしも「男は仕事、女は家庭を中心」
にする必要がないと思う人の割合

H26 50.2% → H33 60.0%

施策の対象：市民

主担当課：総務課 / 関係課：企画政策課

基本方針

関連計画：－

市民とのパートナーシップや信頼関係を築くため、個人情報の取り扱いを慎重に行った上で、積極的な情報公開により市民への説明責任を果たすことが求められています。

市民に行政情報を分かりやすく説明することで、情報を市民と共有できるまちをめざします。

広報紙やホームページなどを活用した情報提供の充実や発信力の強化に努めます。また、パブリックコメント*などにより、市民の声を聴くための体制づくりを推進します。

現状と課題

広報紙やホームページ、フェイスブック*などの充実、公共施設のWi-Fi*化、行政資料コーナーの設置など、さまざまな方法で情報提供を行っています。移動市長室や電子メール、市への提案箱による意見・要望の把握に努め、広く市民の声を聴く体制づくりに取り組んでいます。

- 積極的で分かりやすい行政情報の公開が必要です。
- パブリックコメントの周知と定着化など、新たな情報公開の取り組みが課題となっています。
- 個人情報保護の適正化の維持と、情報セキュリティ対策の強化が求められています。

今後の取り組み

47-① わかりやすい情報公開の推進

広報紙や、フェイスブックなどヘタイムリーな情報を掲載します。ホームページをリニューアルし、本市の情報発信力を高めます。

47-② パブリックコメント制度の周知

各種計画などについて、広く市民から意見を求めるパブリックコメント制度の周知に努めます。

47-③ 情報化の環境整備

ICT*やSNS*の利活用、公共施設のWi-Fi化により、行政情報を素早く効果的に発信するとともに、個人情報を含む情報のセキュリティ対策を強化します。



広報ごせん

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市ホームページの閲覧件数

H27 119万件 → H33 150万件

「広報ごせん」を読んでいる市民の割合

H27 93.1% → H33 98.0%

移動市長室の参加人数

H27 148人 → H33 180人

施策の対象：財政運営

主担当課：財政課 / 関係課：企画政策課、税務課

基本方針

関連計画：五泉市行財政改革大綱・行財政改革実行プログラム

市民が求める行政サービスを継続的に提供するため、健全で持続可能な財政運営を行います。行財政改革大綱を策定し、行政評価※などにより事務事業に優先度を定め、効果的な予算編成に努めるとともに、市税収納率の向上や財源確保の取り組みを行います。また、市の財政運営状況を容易に把握できるように、定期的に情報を公表します。

現状と課題

少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少や老年人口の増加が顕在化しており、市税の収入減と福祉・保健などの社会保障関係経費の支出増が見込まれます。また、地方交付税における合併支援措置が、平成28年度から段階的に縮小し平成32(2020)年度で終了するため、財政運営は厳しさを増すものと予想されます。

- 行政経費全般の見直しによる、事業の選択と集中が求められます。
- 税負担の公平性を確保するため市税の収納体制を強化し、収納率の向上を図る必要があります。
- 受益者負担の原則に基づく使用料や手数料の見直しが求められています。
- 財政の健全性を維持するため、財政運営の現状や課題などについて説明する責任があります。
- 時代の変化に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、内部事務の効率化、組織機構の見直し、事務事業の点検などを行う必要があります。

今後の取り組み

48-① 事務事業の見直しと効果的な予算編成

行政評価などにより事務事業の見直しを進め、それにより確保された財源を、より必要性の高い施策に振り向けるといった予算の組み替えを行っていきます。

48-② 市税収納率向上の取り組み

コンビニ収納や夜間納税窓口を開設し、納税者の利便性を図ります。また、新規滞納の発生防止を図るとともに、滞納繰越額を減少させるために取り組みを強化して収納率向上に努めます。

48-③ 新たな財源確保の取り組み

施設の維持管理費等の必要経費を踏まえた受益者負担のありようについて検討します。また、インターネット公売による市有財産の売却や有効活用に取り組みます。

48-④ わかりやすい財政情報の提供

難解な財政指標や財務書類を容易に解説するなどして、財政運営の情報を定期的に分かりやすく公表します。財政健全化の取り組みなどについても情報提供に努めます。

48-⑤ 行財政改革実行プログラムの推進

効率的な行財政運営を行うため「第3次五泉市行財政改革大綱」及び「行財政改革実行プログラム」により、進捗管理を行いながら行財政改革を推進します。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市税(現年度分) 収納率

H27 98.2% → H33 99.0%

実質公債費比率※

H27 11.0% → H33 18.0%を超えない

将来負担比率※

H27 100.9% → H33 175.0%を超えない

施策の対象：市役所の組織・機構について

主担当課：総務課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：－

多様化・専門化する行政需要に迅速に対応するため、縦割りによる行政を改め、横の連携を強化し、業務の効率化や意思決定の迅速化、職員の意識改革を図り、効率的な業務執行体制と、市民サービスの向上につながる組織・機構の確立をめざします。

現状と課題

人口は減ってきているものの、住民ニーズの多様化、複雑化により業務量は増えており、人口に比例した形での職員数の削減ができない状態です。

- 住民ニーズの多様化、複雑化により業務量が増加しており、人口減少のスピードに追いつけず、職員数の減員が進まないことが課題になっています。
- 業務量及び働き方の見直し、業務の民間委託などを検討して行く必要があります。

今後の取り組み

49-① 機能的な組織の構築

市民サービスの向上につながる組織・機構の確立をめざし、定期的な検証、見直しを行っていきます。

49-② 民間委託、指定管理者制度^{*}の推進

小中学校の給食調理業務の民間委託、保育園の民営化などのほかにも、新たな業務について、民間委託、指定管理者制度を導入することが可能かどうかの検討を進めていきます。

49-③ 窓口のワンストップ化の推進

窓口サービスの範囲、種類など、市民サービスの向上につながるシステムの整備を進めます。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

市民1,000人当たりの職員数

H27 10.5人 → H33 10.6人

職員数

H27 559人 → H33 530人

施策の対象：市職員

主担当課：総務課 / 関係課：－

基本方針

関連計画：－

複雑多様化する市行政に的確に対応できる職員を養成するため、業務遂行に必要な基本知識と技能の向上、自己啓発の促進による資質の向上を図ります。特に、女性職員の登用を積極的に推進するため、研修の機会を確保するなど、その育成に努め、働きやすい環境づくりを築いていきます。さらに、人事評価制度を活用し、年功序列による任用からの脱却を図り、若手登用、適材適所を進めていきます。

現状と課題

公務員に対するコンプライアンス*（法令等遵守）の徹底が求められています。
女性活躍推進法が成立し、女性が働きやすい職場づくりに努めていかなければなりません。
人事評価制度を有効に活用した、職員の資質の向上が求められています。

- 職員一人ひとりが守らなければならない服務規定や公務秩序の周知徹底を図ることが重要です。
- 女性職員登用に当たって、職員研修の機会を確保することが重要です。
- 人事評価制度の公正、公平な評価を行うため、職員の資質の向上を図ることが必要です。
- 業務に必要な知識を習得するための支援整備が必要です。

今後の取り組み

50-① 各種研修や県との人事交流による人材育成

職員の資質向上のための研修機会を確保し、人事交流についても、人材育成のため進めていきます。

50-② 業績・能力評価による昇給への反映

職員のやる気を引き出すため、人事評価制度を有効に活用し、業績・能力による昇給への反映を行います。

50-③ 若手職員及び女性職員の積極的登用

組織の活性化を図るため、若手職員、女性職員の育成、登用に努めます。

50-④ コンプライアンス(法令等遵守)の徹底

服務規律や公務秩序等について、機会あるごとに職員に周知、徹底していきます。

50-⑤ 自己啓発に対する支援

自発的に業務に必要な知識を習得するための支援を行っていきます。

成果指標 平成33(2021)年度のすがた

女性幹部職員の割合(係長以上)

H27 16.9% → H33 30.0%

研修に満足している職員の割合

H27 84.8% → H33 90.0%

付 属 資 料

- 諮問・答申
 - 五泉市総合計画審議会
 - ・第2次五泉市総合計画について(諮問)…………… 127
 - ・第2次五泉市総合計画について(答申)…………… 128
- 名簿
 - ・五泉市総合計画審議会委員名簿…………… 131
 - ・五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿…………… 132
 - ・五泉市総合計画策定委員会名簿…………… 133
- 五泉市総合計画策定体制図…………… 134
- 第2次五泉市総合計画策定経過…………… 135
- 用語集(本文中の※印について解説)…………… 136

五企第 373 号
平成28年12月13日

五泉市総合計画審議会
会長 樋口 滋 様

五泉市長 伊藤 勝 美

第2次五泉市総合計画について（諮問）

平成18年の合併後、新市としてのまちづくりの方針を定めた第1次総合計画を策定し、各種政策、施策を実施してまいりました。

このたび、第1次総合計画の計画期間が今年度末で終了することから、平成29年度から10年間のまちづくりの新たな指針となる第2次総合計画の策定作業を進め、原案の取りまとめを行ったところです。

つきましては、五泉市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次五泉市総合計画基本構想及び基本計画案について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成29年1月26日

五泉市長 伊藤勝美様

五泉市総合計画審議会
会長 樋口 滋

第2次五泉市総合計画について（答申）

平成28年12月13日付け五企第373号で本審議会に諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

1 全体的事項

- (1) 本計画の実施にあたっては、協働と信頼によるまちづくりを推進し、将来像「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」の実現に向けて、市民と行政が一体となって取り組まれない。
- (2) 人口減少問題と地域医療の確保を喫緊の課題として捉え、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化に的確に対応したうえで、計画の実行性を高めるように取り組まれない。

2 基本政策別事項

- (1) 「いきいきの泉」
 - ① 日本の将来を担っていく子どもの将来の芽を摘むことのないよう、いじめや不登校の解消に積極的に取り組まれない。
 - ② 市民が気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活ができる環境づくりに取り組まれない。
 - ③ 市民が文化にふれる機会を充実させるため、文化施設の整備や伝統文化の後継者確保などに積極的に取り組まれない。
 - ④ 超高齢社会を迎えるにあたり、市民が生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組まれない。

(2) 「安心の泉」

- ① 子どもが正しい食習慣を身に付けられるよう、引き続き自校式給食を推進し、食育意識の啓発に取り組まれたい。
- ② 全国的に産婦人科医が不足している現状を踏まえ、安心して子供を産める環境の整備に取り組まれたい。
- ③ 医師会、医療機関と行政が一体となって在宅医療を推進する体制づくりに取り組まれたい。
- ④ 地域の基幹病院を確保し、二次医療については地元で完結できることを目指して積極的に取り組まれたい。
- ⑤ 医師、看護師など医療従事者の確保のため、財政的な支援や医療機関と行政が連携して国、県に働きかけるなどの取り組みを検討されたい。
- ⑥ 消防力の強化に向け、消防装備の充実や消防団員の確保などに積極的に取り組まれたい。

(3) 「ふれあいの泉」

- ① インターネットの普及に伴うトラブルから子どもたちを守るため、家庭の教育力向上に取り組まれたい。
- ② 民生・児童委員の人員確保に努め、地域における福祉活動の充実に取り組まれたい。
- ③ 外国籍市民に対する理解を深め、市民と外国籍市民が一体感を持ち、認め合って暮らせる環境づくりに取り組まれたい。

(4) 「活気の泉」

- ① 地域経済の維持・活性化、後継者の確保のため、商業、工業に対する積極的な支援に取り組まれたい。
- ② 複合施設の整備にあたっては、織物やニットなどの地場産業の魅力を情報発信できる施設となるように検討されたい。
- ③ 農業後継者の確保、育成のため、生産法人の設立支援、生産基盤の整備などに取り組まれたい。
- ④ 農産物の付加価値化、ブランド化を進めるため、6次産業化に積極的に取り組まれたい。
- ⑤ 五泉四華などの地域資源の魅力向上に努め、商工団体、農業団体などと行政が一体となり、地域活性化を図る取り組みを積極的に推進されたい。
- ⑥ 広域的な視点で近隣の市町と連携した新たな観光ルートづくりやイベントを検討し、地域の魅力向上に取り組まれたい。

(5)「快適の泉」

- ① 環境意識の向上を図り、ごみの発生抑制やリサイクルの推進に取り組まれない。
- ② 高齢者や障がい者に配慮した施設整備を推進し、快適で安全なまちづくりに取り組まれない。
- ③ 村松公園の桜の更新など、公園の魅力を維持する取り組みを実施されたい。

(6)「基本構想・基本計画の実現のために」

- ① 少子高齢化、人口減少問題に対する危機感を市民全体で共有し、将来のまちづくりに取り組まれない。
- ② 市民参加意識の醸成を図り、市民参加と協働によるまちづくりの実現に向け、取り組まれない。
- ③ 官民一体となり情報発信に積極的に取り組み、五泉市の知名度向上に努められたい。

五泉市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	団体	分野
	剣持 雄吾	五泉市議会	市議会
	佐藤 涉	五泉市議会	
	阿部 周夫	五泉市議会	
会長	樋口 滋	五泉商工会議所 会頭	商工業
	阿部 律雄	村松商工会 会長	
	横野 恒明	五泉織物工業協同組合 副理事長	
	梅田 恒栄	五泉ニット工業協同組合 副理事長	
	山田 宏之	五泉商業協同組合 副理事長	
	林 聡明	五泉市観光協会 副会長	農業
副会長	伊藤 能徳	新潟みらい農業協同組合 理事	
	阿部 良夫	新潟みらい農業協同組合五泉園芸組織連絡協議会	
	川瀬 和博	新潟みらい農業協同組合村松特産振興協議会 副会長	
	武藤ノリ子	新潟みらい農業協同組合女性部五泉支部	
	松尾タカ子	五泉市農業委員会 会長代理	教育
	本間 寛和	五泉市教育委員会 委員	
	佐久間淳介	五泉市社会教育委員会 委員	
	尾坂 勝	五泉市青少年健全育成市民会議 会長	
	松尾 幸一	五泉市文化協会 理事	
	帆苅 達郎	五泉市体育協会 副会長	医療・福祉
	金子 義伸	一般社団法人 五泉市東蒲原郡医師会 会長	
	目黒 章次	社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会 事務局長	
	渡部 久子	五泉市民生委員児童委員協議会 会長	
	山崎 洋子	五泉市食生活改善推進委員協議会 理事	学識経験を有する者
	山田 宜永	新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター長	
	渡邊 敏文	新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	その他市長が特に必要と認める者
	豊島 恭子	市民公募委員	
	鈴木千鶴子	市民公募委員	

※アドバイザー：新潟県新潟地域振興局 企画振興部長 飯平 喜文

五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿

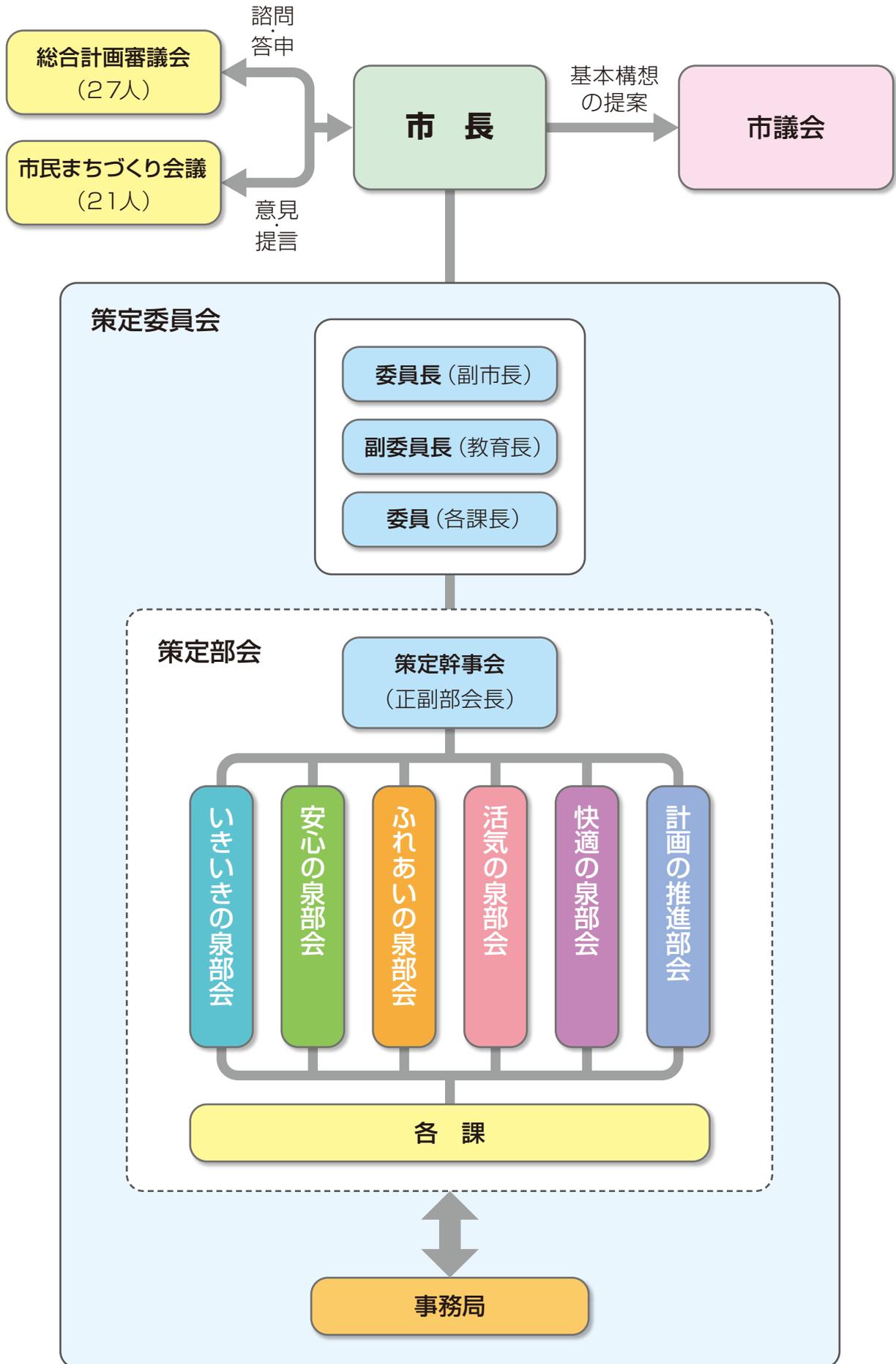
(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	団 体	分 野
	田中 弘	五泉商工会議所	商工業
	今井 将人	村松商工会	
	近藤 輝夫	五泉建設業協同組合	
副会長	横野 恒明	五泉織物工業協同組合	
	高橋 正春	五泉ニット工業協同組合	
	瀧澤 準	五泉市観光協会	
	阿部 良夫	新潟みらい農業協同組合五泉園芸組織連絡協議会	農業
	川瀬 和博	新潟みらい農業協同組合村松特産振興協議会	
	齋藤 昌彦	五泉地域認定農業者会	
	牛腸 明仁	村松地域認定農業者会議	
	豊島 恭子	五泉市母子保健推進員の会	保健・福祉
	中山 孝子	五泉市障がい者総合支援協議会	
	羽田 松美	五泉市老人クラブ連合会	
	羽生 泰彦	五泉市小中学校校長会	教育
	魚野 ルミ	五泉市小中学校PTA連絡協議会	
会 長	田島 富太	五泉市体育協会	
	岡村 正人	五泉市文化協会	
	山下キミ子	五泉市消費者協会	消費者団体
	伊藤 傑	一般社団法人 五泉青年会議所	まちづくり
	安達 和行	新潟県新潟地域振興局企画振興部	行政機関
	斉藤 明	市民公募委員	公募

五泉市総合計画策定委員会名簿

区分	職名	氏名	備考
委員長	副市長	五十嵐 明	
副委員長	教育長	井上 幸直	
委員	総務課長	小黒 常樹	(~H28.3.31)
		落合 英昭	(H28.4.1~)
//	支所長兼地域振興課長	加藤 隆男	(~H28.3.31)
		山田 正良	(H28.4.1~)
//	企画政策課長	落合 英昭	(~H28.3.31)
		加藤 隆男	(H28.4.1~)
//	財政課長	塚野 剛樹	
//	会計管理者兼会計課長	西川 和明	(~H28.3.31)
		浅井 隆子	(H28.4.1~)
//	税務課長	星野 弘	(~H28.3.31)
		弦巻 好典	(H28.4.1~)
//	市民課長	湯浅 善章	
//	環境保全課長	寺田 亨	
//	健康福祉課長	浅井 隆子	(~H28.3.31)
		皆川 秀男	(H28.4.1~)
//	高齢福祉課長	熊倉 淳也	(~H28.3.31)
		熊倉 央	(H28.4.1~)
//	こども課長	佐久間謙一	
//	農林課長	佐藤 豊	
//	商工観光課長	瀧澤 一之	(~H28.3.31)
		川村 正美	(H28.4.1~)
//	都市整備課長	塚野 一也	
//	上下水道局長	関塚 耕一	(~H28.3.31)
		塚野 康志	(H28.4.1~)
//	議会事務局長	廣瀬 郁平	
//	監査委員事務局長	梁取 浩	(~H28.3.31)
		山崎 勝幸	(H28.4.1~)
//	農業委員会事務局長	笹川 和則	(~H28.3.31)
		関塚 耕一	(H28.4.1~)
//	学校教育課長	杉山 信二	
//	生涯学習課長	川村 正美	(~H28.3.31)
		松川 稔明	(H28.4.1~)
//	スポーツ推進課長	鬼立 利則	
//	図書館長	石垣 一幸	(~H28.3.31)
		田巻眞美子	(H28.4.1~)
//	消防長兼消防本部総務課長	板垣 良一	
//	予防課長兼消防署長	佐藤 志信	

五泉市総合計画策定体制図



第2次五泉市総合計画策定経過

1 市民意識調査

- 調査期間：平成28年3月11日～3月25日
- 調査結果：20歳以上3,000人対象、有効回答数1,383人、有効回収率46.1%

2 策定委員会

- 委員構成：副市長・教育長・課長級 26人
- 日 程：平成28年1月7日、10月18日、平成29年2月2日～2月3日(書面協議)
- 内 容：第2次総合計画基本構想・前期基本計画の原案作成

3 策定部会

- 部会構成：課長補佐・係長級 35人 6部会編成
- 日 程：全体会 平成28年4月27日、5月16日、6月6日、8月2日
※その他、4月から10月まで部会ごとに随時開催
- 内 容：第1次総合計画後期基本計画の検証と課題の整理、第2次総合計画前期基本計画の素案作成

4 五泉市総合計画市民まちづくり会議

- 委員構成：委員21人(うち公募委員1人)
- 日 程：平成28年3月1日、5月25日、6月22日、6月27日、8月10日
- 内 容：第1次総合計画後期基本計画における主な施策の検証、第2次総合計画前期基本計画への意見反映、将来像の考え方についての意見交換

5 パブリックコメント

- 募集期間：平成28年12月9日～平成29年1月10日
- 公表方法：本庁・支所行政資料コーナー、企画政策課、市立図書館、村松図書館、市ホームページで案を公表

6 五泉市総合計画審議会

- 委員構成：委員27人(うち公募委員2人)、アドバイザー1人
- 日 程：平成28年12月13日、12月22日、平成29年1月12日、1月16日 審議
1月26日 答申
- 内 容：第2次総合計画基本構想・前期基本計画の審議、市長への答申

用語集

(本文中の※印について解説)

	用語	解説
アルファベット	AED	自動体外式除細動器。心臓の致死的不整脈（心室細動）により心臓停止が起こった際、心臓に電気ショックを与えて心臓の蘇生を試みる医療機器。
	DV	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある人から受ける暴力のこと。
	ICT	インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー (Information & Communication Technology) の略。コンピュータやネットワークなど、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。
	ICT機器	パソコンや電子黒板、プロジェクターなどの情報通信機器のこと。
	IoT	インターネット・オブ・シングス (Internet of Things) の略。パソコンなど従来の情報通信機器だけではなく、あらゆる物がインターネットにつながることによって実現する新たなサービスなどの総称。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。従来、国や地方自治体が行ってきた公共施設などの建設や管理・運営を、民間の資金や経営手法・技術力を活用して行う公共事業の手法のこと。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の略。従来、国や地方自治体が公営で行ってきた公共サービスを、官（行政）と民（市民、企業、NPOなど）と連携して提供していくという新たな考え方、形態のこと。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。
	U・I・Jターン	Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは、故郷から都市へ移住した後、再び故郷に移住すること。Iターンは、故郷とは別の地域に移住すること。Jターンは、故郷から都市へ移住した後、故郷に近い地方都市へ移住すること。
	Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線でネットワークに接続すること。
あ	アウトメディア	テレビやゲームなど、電子メディアに触れる時間をコントロールしたり見直したりすることで、自分自身の時間や家族との団らん、人とのつながりなどの時間を大切にしようという取り組みのこと。
	アクティブ・ラーニング	学習する側が受け身ではなく、主体的に学んでいく姿勢を重視した学習の方法。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループディスカッション、ディベート、グループワークなどがある。
え	エコファーマー	「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業生産方式を導入する計画について県から認定を受けた農業者のこと。

用語		解説
お	オープンガーデン	個人宅の庭を一般に公開し、見学者を迎え入れて交流を図るもの。
か	学童クラブ	小学生の児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいないことができない場合、保護者に代わって生活の場を確保し、心身の健全な育成を図ることを目的とした保育事業の名称。
	学童保育	就労等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水のほか、台所や風呂・洗濯水等の生活雑排水も汚水処理して河川等に放流する汚水処理浄化槽のこと。
	簡易水道	101人以上5,000人以下を給水人口とする水道のこと。
	環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行うことで、農業のもつ物質循環機能を生かし、環境と調和した持続可能な農業生産の方法。
	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)	日本・米国を中心とした環太平洋地域において、関税を撤廃し、貿易を自由化しようという経済連携協定。
き	機能別消防団員	能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のこと。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割を期待されている。
	行政評価	行政の行う仕事を評価し、その結果に基づき、より効果的で効率的な仕事に改善していく行財政改革の手法の一つ。本市では平成18年から導入している。
け	経常収支比率	財政構造の弾力性・流動性を示す指標で、比率が高いほど余裕財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表す。
	ゲートキーパー	自殺の危険性を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるなど、自殺の危険を抱えた人に対して適切な対応を図ることができる人のこと。
	下水道雨水幹線	主として市街地内の浸水被害を防止するために雨水を排除する下水道のこと。
	建築協定	良好なまちづくりを促進するために、土地所有者や借地権者である地域住民などが建築基準法の制限よりもさらに一定の制限を独自に加え、お互いに守り合うことを約束する制度。
こ	高規格道路	高規格幹線道路(全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路)と、地域高規格道路(高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同等の規格を有する道路)のこと。

	用語	解説
こ	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値のこと。
	耕種農家	田や畑で農作物を生産している農家のこと。
	交通弱者	自動車中心社会において、年少者や障がい者、高齢者など、自家用の交通手段がないために移動を制約される人。
	高齢化率	高齢化の状態を示すものとして一般的に用いられる指標で、総人口に対する65歳以上人口の割合。
	国民皆保険制度	すべての国民をなんらかの医療保険に加入させる制度。医療保険の加入者が保険料を出し合い、病気やけがの場合に安心して医療が受けられるようにする相互扶助の精神に基づく。
	五泉のブランド農産物	五泉のブランド農産物の代表的なものとして、さといも“帛乙女”、れんこん“五泉美人”、ねぎ、いちご、くり、チューリップ、ぼたん等があり、より良い商品として消費者・市場に評価され、他産地と比べ販売などで優位性を得ている。
	子どもの居場所づくり	放課後や週末に、子どもたちが安全に安心して活動できる場所を設け、地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを行う取り組み。
	コンパクトシティ	公共施設や商業地、医療機関など、生活上必要な機能を分散せずに一定範囲に集めることで、生活や行政運営などの効率化や利便性を図ろうというまちづくりの考え方。
	コンプライアンス	法令や規制、公務員倫理などの遵守。社会的秩序に反しない行動や社会から非難されない行動をすること。
さ	再生可能エネルギー	石油・石炭など限りがあるエネルギー資源に対し、太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱など、資源が枯渇せず、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。発電や熱利用する際に二酸化炭素をほとんど排出しない。
	財政力指数	標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入などの自主財源の割合を示す指数。1を下回れば地方交付税の交付団体、1を上回れば不交付団体となる。
	産学官の連携	企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や公的機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。
	三次医療	脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する高度な専門的な医療のこと。
し	自主防災組織	自らの生命や財産、地域などを自ら守るという目的から、地域住民が協力・連携し、自主的に防災活動を行う組織のこと。

用語		解説
し	実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に許可を要する。また、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	循環型社会	環境への負荷を減らすために資源を有効に使い、破棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
	小1の壁	主に共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題。
	小規模多機能型居宅介護	通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じて短期入所生活介護（ショートステイ）や訪問介護を受けることができるサービス。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した財政指標。将来負担比率が350%以上になると、財政健全化の具体的な取り組みが必要になる。
	食農教育	食育と農業を一体的に学ぶ取り組み。単に農作物を食べるだけでなく、農業体験などを行うことで食と農業とのつながりを学び、農業振興や健全な食生活への実践、地産地消などを図ることを目的とする。
せ	成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度。
	性別による固定的役割分担意識	「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、個人の能力等で役割を分担するのではなく、性別を理由として役割を固定的に分けること。
	石綿配水管	石綿繊維、セメント、珪砂を原料として作られた水道管。破損率がほかの管種よりも高いため、漏水の大きな原因となっている。現在は、製造されていない。
そ	総合型地域スポーツクラブ	地域住民による運営・管理を行い、子どもから高齢者まで、各自の興味関心、競技レベルに合わせてさまざまなスポーツを楽しむことができる新しいスポーツクラブのシステム。
た	多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料そのほかの農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。
	多面的組織活動	単一の集落、または複数の集落が、農業農村の有する多面的機能の発揮を図るため、農地・水路・農道等の地域資源を保全する活動や、質的向上を図る活動に加え、施設の長寿命化を図る活動。

用語		解説
た	短期入所生活介護	短期的に（数日～1週間程度）施設へ入所し、日常生活の介護や機能訓練などの介護を受けながら施設での生活を送ることのできるサービス。
ち	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を整備した社会システム。
	地方債	地方公共団体が、財政上必要とする建設事業費等の財源を外部から調達する場合において発行するもので、負担する債務の履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。
	中核的経営体	地域農業の担い手としてリーダー的役割を担う農業者や法人のこと。
つ	通所介護	日帰りで施設に通い、食事や入浴など日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
と	糖代謝異常者	血液検査の結果、血糖値が正常よりも高い人。
	東南環状線	今泉を起点として南本町、寺沢、赤海、三本木を結ぶ都市計画道路。延長約4,040m。市街地の渋滞を解消し、歩行者や緊急車両の安全・安心な交通確保が期待されている。
	特殊詐欺	振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。振り込め詐欺は「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」を総称したもの。
	特定健康診査	平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象として実施する生活習慣病予防のための健康診査。
	特別栽培農産物	農業の自然循環機能の維持増進を図るため、県が定めた基準の化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量を5割以上節減して栽培された農産物のこと。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。
	都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。
な	7種類14分別収集	【7種類】1. 燃えるごみ 2. 燃えないごみ 3. 古紙 4. 空き缶・空き瓶 5. ペットボトル 6. プラスチックごみ 7. 有害ごみ 【14分別】1. 可燃物 2. 不燃物 3. 新聞紙 4. 雑誌類 5. ダンボール 6. 紙パック 7. 空き缶 8. スプレー缶 9. 空き瓶 10. ペットボトル 11. プラスチック類 12. 乾電池 13. 蛍光灯 14. 水銀体温計

用語		解説
に	二次医療	入院治療等が必要な医療のこと。
	認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設で、施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法とこれに基づき市町村が策定した基本構想の目標に沿って作成した「農業経営改善計画」が市町村から認定された農業者。
の	農地所有適格法人	農業経営を行うために農地を所有できる法人。旧農業生産法人。
は	パークアンドライド	自家用車などを公共交通機関乗降所（鉄道駅やバス停など）に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法のこと。
	パブリックコメント	行政等が政策や計画などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続きのこと。
ふ	フェイスブック	世界規模で利用されるSNSサイトのひとつ。会員登録することで、友人や知人などとインターネット上で交流できるサービス。
	プラス10きなせやエクササイズ	健康づくりのために身体活動量を今より10分増やす「+10（プラステン）」を推奨する、本市オリジナルの健康体操。
ほ	訪問介護	介護保険の居宅サービスのひとつ。介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする高齢者の家を訪ねて身の回りの世話をする。
	母子保健推進員	お母さんと子どもの健康を守るために、妊娠・子育てで不安なことへの相談に乗る、身近な相談役。
み	民生・児童委員	生活に困っている人、児童、心身障がい者（児）、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談や指導などを行い、地域全体の福祉増進のための活動を行う人のこと。
も	木質バイオマス	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。
ゆ	有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人数の比率のことで、雇用動向を示す指標のひとつ。
	有収率	給水する水量と、料金として収入のあった水量との比率のこと。
よ	用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。
	幼保連携	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つこと。認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設（幼保連携型認定こども園）」が創設された。

用語		解説
ら	ライフステージ	人間が誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の各段階のこと。幼年期、児童期、青年期、老年期などがある。
り	療育	障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
れ	レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けること。
ろ	6次産業化	農業は従来、1次産業としての農作物生産を行う事業であったが、2次産業である加工、3次産業である販売までを一体的に事業化して取り組むことで、新たな産業形態の創出と農業者の所得向上をめざすもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

表紙写真

撮影：鎌形 久 自然写真家／五泉市観光大使



第2次五泉市総合計画

五泉市企画政策課

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

TEL : 0250-43-3911 (代) FAX : 0250-42-5151

E-mail : kikaku@city.gosen.lg.jp